

# 平成28年山形村議会第2回定例会

議事日程（第2号）

平成28年6月9日（木曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 上 条 浩 堂 君
3 番 新 居 禎 三 君	5 番 小 林 武 司 君
6 番 籠 田 利 男 君	7 番 増 澤 武 志 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 西 牧 一 敏 君
10 番 竹 野 入 恒 夫 君	11 番 赤 羽 千 秋 君
12 番 三 澤 一 男 君	13 番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 百瀬 久 君	副 村 長 中村俊春 君
教 育 長 根橋範男 君	会 計 管 理 者 小林好子 君
総 務 課 長 住吉 誠 君	税 務 課 長 篠原雅彦 君
住 民 課 長 塩原美智代 君	保 健 福 祉 堤 岳志 君 課 長
子 育 て 百瀬尚代 君 支 援 課 長	保 育 園 長 宮澤寛徳 君
産 業 振 興 赤羽孝之 君 課 長	建 設 水 道 旗町通憲 君 課 長

教 育 次 長 上 條 憲 治 君

---

事務局職員出席者

事務局長 百瀬 清 君

書 記 神通川直美 君

---

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第2回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等を行うことは禁止されております。

なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

出席要求者から欠席届が提出されております。宮越総務課財政係長は公務のため、欠席です。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、9番・西牧一敏議員、10番・竹野入恒夫議員を指名します。



---

◎一般質問

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、1人60分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快にお願いします。

---

◇ 西 牧 一 敏 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位1番、西牧一敏議員の質問を行います。

西牧一敏議員、質問事項1「災害時の村の対応は」を質問をしてください。

西牧一敏議員。

（9番 西牧一敏君 登壇）

○9番（西牧一敏君） 議席番号9番、西牧一敏でございます。

冒頭に先立ち、先般、熊本で大きな震災がございました。震災で亡くなられた方にお悔やみ申し上げますとともに、今なお被災されている方々に心よりお見舞い申し上げます。また、今、テント、それから車、それからそれぞれの学校、それから役場等に避難されている方々、1日も早く現状に、また普通の普段の生活に戻れますことをお祈り申し上げて質問に入らせていただきたいと思います。

今、冒頭に申し上げたとおりに、熊本では地震が非常に少ないところだと、このように今まで思われておりました。ところが、いざ地震が起きてみると、最近にないような地震、本震が後に来るといような地震であり、多分、学者も困惑していたことだと、このように思います。当たり前のことでございますけれども、同じようなことが災害として起こるといことはまずございません。ここの中信地区をかんがみても、やはり牛伏寺断層、これについては昨今大きな地震がございまして、一部、被害をこうむったところもございます。

この山形村においても、これについては例外ではございません。いつ何時、大きな災害が来るかわからない。これを心して、やはり行政としては迎えていただかなけれ

ばいけないと、このように思うわけでございます。

災害が起こるたびに、行政の混乱というようなことをテレビのニュースで見させていただいたときに、「ああ、うちの山形村は一体どうなのだろう」というようなことで、再度、今回、お尋ねをいたします。4点ほどございます。

まず、第1は、行政として災害時には村民の生命、財産を守ることが第一条件であるが、熊本では大きな災害があり、被災された方々が今も生活に不安を抱えておる現在、我が山形村は万全なる対応ができているのか。

2番目ですが、地震災害時は小学校の体育館には何人収容できるのか。村全体としては、何人の収容ができるのか。また、避難所でないところに避難する場合も想定されるが、村は事前に把握する考えはないのか。例えば民間の施設や商店、災害に耐えることのできる一般住宅等がございます。上記について、被災者に物資が配給されないという問題が被災地では必ず聞く話でございますので、お伺いします。

それから、3つ目でございますけれども、災害時に最低3日分の食料や飲料水、生活用品が必要とされております。村には何人分の備蓄が何日分用意されているのか、具体的にお教えいただきたい。

4番目でございますが、アパート等で新しく村に入居され、常会や区に加入されていない家庭が多くなりつつあるが、災害時の対応の説明は、住所届け時に具体的に説明しているのか。これについて、4点、お伺いいたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） おはようございます。一般質問を受けるにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

新緑が映え、夏本番であります。農家の皆様も春の植えつけも終わり、成長を見守る時期になりました。いろいろな業界では、企業、団体の皆様も定期総会、株式総会が済み、新年度の改めのスタートを加速する時期であります。先日、安倍首相も、消費税の増税を延期すると方針を出してから、これからはアベノミクスのエンジンを最大限にふかすと言っています。

このような中、地方行政関係は、6月の定例会のシーズンであります。山形村も同様であります。山形村のさらなる発展を願い、本日は議員の皆様の一般質問を受けたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、質問順位1番、西牧一敏議員の質問にお答えをします。質問事項「災害時の村の対応は」のご質問にお答えします。

まず、1番目のご質問の「災害時には村は万全なる対応ができているのか」についてであります。村では今年も9月に地震総合防災訓練を全村で行います。昨年までの損壊家屋数や避難場所への集合人員の報告ではなく、安否がわからない、また、連絡がつかない村民が誰かを個人レベルで把握することを行い、情報の収集経路を個人世帯から隣組、隣組から常会、常会から区、区から村へ情報の伝達をしていただくよう変更する計画でいます。

また、災害時要支援者の安否確認、避難解除を民生児童委員の皆さんと連携して行います。連絡班未加入者の安否確認についても、できる限り行っていただくよう予定しています。

やはり、2014年に白馬村で発生した神城断層地震で1人も死者を出さなかったという裏には、区長さんを中心としたピラミッド型の安否確認システムが構築されており、安否確認に役立ったと聞いております。

災害発生時には、安否確認から避難所へ避難するというのが一番大事な部分になると思います。普段から隣近所の皆さんとつながりを大切にいただき、万全なる対応が村民一丸となってできるよう心がけ、対応をしていきたいと考えております。

次に、2番目のご質問の「地震災害時は小学校の体育館には何人収容できるのか。村全体では何人収容できるのか。避難場所ではないところの把握をする考えについて」であります。村の地域防災計画では、小学校の体育館の収容人員は646人となっています。村全体では各地区の公民館、公会堂などの避難施設等が12カ所で収容人員7,112人となっています。

避難場所でないところに避難する場合の建物などの把握は、現在のところ把握しておりませんが、安全管理として重要なことですので、村の地域防災計画において検討・見直し等を行っていききたいと思います。

次に3番目のご質問の「災害時、村には何人分の備蓄が何日分用意されているか」についてであります。村では現在、水が300リットル、主食となる白米やカレーが2,090食、副食となる乾パンなどが668食備蓄しています。

次に4番目の質問の「災害時の対応の説明は。転入時に説明しているのか」についてであります。村では現在、具体的に行っておりませんが、転入者等との関係強化を図りながら、災害対策に対する意識を高めていきたいと考えております。

以上で1回目の回答をいたします。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 具体的に数字まで出していただいて、大体、村の対応というのがおぼろげながらわかりますが、実は昨年、民生委員の方と懇談会を開いたときに、民生委員の方がこんなことをおっしゃっていました。自分のやはり担当しているところを歩いて一人ひとり確認していると2時間かかると。ということで、非常に大変であり、また、時間を要するときに2時間というのは非常に長すぎるというようなことを言っておられました。そういう上からいったときに、もう少し具体的に安否確認ということをしていかなければいけないのではないかと。

今、村長が言われた中に、やはり、まず隣組、隣から安否確認をしながら、常会、常会から区、区からやはりこの村の方へと連絡網をきちんとつくるといような話でございましたけれども、これについては、一番大事なところは、この村の人たちがやはり真剣になって、隣組、お互いに共助ということ、お互いに助け合うということ。それからどういう方が隣にいるかということをも十分に把握しなければいけないと、このように思うわけでございます。

そういう上からいったときに、昨今では、村の方では今までは個人情報保護法だということ、情報は流していただきませんでしたけれども、最近やはり重大な、大事なところはきちっと流すといようなことで、区の方には来ているといような話も聞いております。

しかしながら、末端に行ったときに、隣にどんな方がいるか、ましてや、今、私が質問したところのアパートといようなところになったときには、どういう方がいるかわからない。これについて、やはり具体的に村としては、積極的に進めていかなければいけないことではないかと、このように思うわけでございます。

それぞれの、やはり行政だけではなくて企業、またそれぞれの福祉関係のところにおいて、防災のマニフェストといようなものがあるといふふうに思います。例えばアパートなんかでも、この住人の方々はもし被災があったときにはどこへ避難してくれといようなことで、やはりきちっとしたマニュアルをつくるのはやはり必要なことだと思います。

この間、村に転入してきた、東京から転入してきた方からこういうの（資料として生涯学習カレンダー出す）をいただきました。こういうのは当然ながら、皆さん、全戸に配布されています。この中に、一番最後のところ、ここにハザードマップから、



それからこのところに、どこに避難すればいいかと、懇切丁寧に書いてありますけれども、実はこの一番最後まで目を通して、そうですねと、このように思う方がどれだけいるかと思ったときに、やはりこの一番最後に、ここにあるということ自身が少し問題ではないかと。これについては、やはりもうちょっとわかりやすく。あるアパートの住人の方がこんなことを言っていました。「もし、ああいう大きな地震があったときに、私たちはどこへ避難すればいいのだろうね。多分、ニュースなんかでもやっていますけれども、体育館とかそういうようなところに避難すればいいのでしょうか」ということで、小学校の体育館に避難しましょうと。自分たちで話をして、そのようなことを話題に上げているというふうに言っていました。やはりもう少し具体的に、この地区の方々、この人、あなたはこういうような形で、こういうところに、もし災害があったときには避難していただければというような、具体的なところまで例を挙げていただきたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 具体的ということでございますけれども、実は、5月の定例の民生児童委員会の際に、総務の防災担当が行きまして、民生委員さんと懇談した中で、9月の総合防災訓練の際に生かしたいというようなことで、意見交換をしておりますし、5月の下旬ですか、区長の会を開催した際にも、防災訓練のあり方というものを区長さんからそれぞれご意見等を伺っておりますので、今までのやり方とは違った、やはりどういう方と連絡がつかないのか、本当に連絡班に入っていない方の訓練等を防災訓練の際にどうするのかということも、ある程度、今後しっかり具体的に、9月の防災総合訓練に向けて、具体的に事例等を考えていかななくてはならないということで考えております。

それから、今後、いろいろ区単位で防災にかかわる会議等が開催されるものですが、そこら辺においても、それぞれ具体的に避難地域がどうか、そういうことも学習等を進めていかなければいけないということで考えておりますので、また区長会の皆さん等とご相談した中で具体的に進めていきたいというようなことで考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） そうですね。具体的に進めているということは、非常に前向きでいいことだというふうに思いますけれども、とかく行政というのは縦割りが非常に多い。縦割り難儀であるかと。

今、総務課長の方から言われましたけれども、それぞれの区長さんと相談をしてやらせていただくということでございますけれども、例えば私の住んでいるところは小坂でございます。しかしながら、小坂でございますけれども、一番近い公民館はどこかという、下大池なのです。小坂の方が歩いて行ってもやはり遠い。

やはりそういうことの中からいったときに、縦割りではなくてもっと平面的に、お互いに協力し合うというような立場でないと、隣に公民館があるのだけれども「いや、うちは遠いところが自分ところの区の公民館だから、そこまで行かなければいけないかな」と、こういうような不都合が起こってくるわけでございますので、そのところも具体的に、やはりお互いに協力し合うということ。それから、やはり近くであるならば、どのような方であろうとも、同じ村民としてどのように受け入れるかというようなマニュアルもつくっていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 非常に重要な意見かと思えます。あくまで、村はそれぞれ常会は常会単位、それから常会が区になり、それから区が村になるというようなことでありますので、どうしても、ある程度、区なら区、常会なら常会というエリアの中でしか考えなければいけないというのが今までかと思うのですけれども、いざ大きな災害が起こった場合、本当に近くの避難場所等に非難するというのが現実かと思えます。そこら辺も含めた中で、今後どういうあり方がいいかというのを具体的に検討していきたいというようなことで考えています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） ぜひ具体的に進めていただきたいと思えます。それと同時に、やはり一番不安に思っているのは、うちでも透析の方をお預かりしています。また、やはり常備薬を飲まないと生命に危険だという方もおられます。そういう方において、村としてみればどのような対応をしてくださるか、どのような医療機関と連携をとってやるのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 医療等必要な方の支援につきましては、3市5村で合同医療救護訓練の実行委員会をこの9月にやるということで、今、医師会ですとか、薬剤師会とか、医療関係者と村と関係各者が集まりまして、会議をしております。6月も数回の会議を予定してしまして、その辺の課題についても、今、検討中ですので、

その辺も確認しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） やっと始まったというようなご意見でございますけれども、もうちょっと早くに、やはり対応していかなければいけないというふうに思います。ということは、早急にそれはまとめて、村の方々に発表していただきたいというように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） （1）はよろしいですか。

○9番（西牧一敏君） はい。

○議長（平沢恒雄君） それでは、西牧一敏議員。次に、質問事項2「小学校の老朽化に伴う改修は考えているか」を質問してください。

西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 先般、小学校へ行かせていただきました。小学校の建物というのは、非常に立派でございます。清水寺の展望台から山形を一望したときに、一番最初に目につくのはやはり小学校の屋根瓦でございます。立派だなあ、こんな立派な小学校はほかにはないだろうな。このように思っておりましたけれども、やはり築30年以上経つというようなことを聞いたときに、大分校舎内にはがたがきております。そのがたがきているということ、これもやはり、毎日500人以上の児童が通っているということは、それだけに消耗が激しいということでございまして、その消耗の中から、やはりいろいろと不具合がございますので、質問をさせていただきたいと思えます。

まず第一ですけれども、先般、大月議員が全員協議会で質問勧告をしたとおり、2階の渡り廊下は雨漏りがしております。これについては早速に対処して下さっておりますけれども、既に築30年余りが過ぎて、校内は教室のドアや窓の不具合等、修理しなくてはならない箇所がたくさんあるが、今後修理する予定はあるのか。また、2番目として、災害時、割れたガラスで児童がケガをしないような対処はしてあるのか。3番目、今後、校舎の新改築をする計画はないのか。この3点をお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） それでは「小学校の老朽化に伴う改修は考えているのか」の

ご質問にお答えいたします。ご質問の相手先が村長と教育長となっておりますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、私の方からお答えを申し上げます。

まず、1番目のご質問の「修復しなくてはならない箇所がたくさんあるが、今後修理する予定は」についてであります。学校保健安全法では、校長は当該学校の施設、または設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で、支障となる事項があると認める場合には、遅滞なくその改善を図るために必要な措置を講じ、または当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対してその旨を申し出るものとするというふうに定められております。

この規定に基づき、学校からの申し出を聞く中で、速やかに措置を講じることができるよう、教室の窓の鍵の修繕費や給排水設備、備品等の修繕費については、毎年度予算に計上し、不具合があるものについてはその都度修繕を行っております。

今後も引き続き、学校要望等を聞く中で、不具合がある箇所については引き続き修繕を行ってまいります。

次に、2番目のご質問の「災害時、割れたガラスで児童がケガをしないような対処」についてであります。学校施設については構造体のみならず、非構造部材についてもその耐震性が求められることになりました。

そこで、山形小学校におきましては、識見を有する者から意見を聞きながら、平成24年度にガラス窓に飛散防止フィルムを貼りました。これにより、ガラスが割れてもガラスが飛散しないような措置は講じております。

次に、3番目のご質問の「今後、校舎の新改築をする計画」についてであります。補助金等の予算の執行の適正化に関する法律では、財産処分の制限について定めがあり、学校施設については構造企画別に文部科学大臣が処分制限期間を定めています。

山形小学校の建物工事は鉄筋コンクリート造りで、昭和53年から54年にかけて、全面改築がされたもので、文部科学省の処分制限期間は60年となっております。この処分制限期間は、耐用年数を勘案して定めることとなっておりますので、山形小学校においては建築後60年が経過する時点で新改築についての話題が出されてくるものと思われまます。したがって、現時点では具体的な校舎の新改築に関する計画は持っておりません。

なお、現在、全国的な考え方として、公共施設はできるだけ延命措置を講じることが必要とされ、そのための長寿命化対策が進んでいるところです。山形小学校では、校舎の使用期間を延ばすため、平成17年度に老朽対策として大規模改造事業を実施

しました。今後も長寿命化に向けた改良事業を計画的に実施し、より長く校舎を使用し続けていくことが必要と考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 丁寧な説明、ありがとうございます。実は、今の小学校が建ったときに、あのドアとかサッシ、それからドア等がどこから来ているのか、私も聞いたところ、ドイツの製品だということを開いたのですけれども、それについて、パーツ、補修用のパーツなのか、それはすぐに手に入るのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 製品はドイツ製になります。破損する部分が窓枠とかいったものではなくて、常時使用します開閉用の鍵といいますか、それが破損がたびたび起きております。これにつきましては、長野市にあります業者さんの方へ依頼をして、修繕をしておりますが、今のところ、修繕依頼をすればすぐに鍵の部分につきましてはすべて大丈夫ということで聞いております。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 今聞いたのは、実は、そういう特殊なサッシということ、今現在も使っているということ、これについての、やはり単価的にも非常に高いものではないかと、このように思います。日本にもすばらしい工場、サッシなんかをつくっている企業もございますけれども、先ほど増改築ということ、これについては新改築ということは考えていないのかということに私は力を入れたのはなぜかと言ったら、そういうような日本の企業、日本製のものを使うということは考えていないのかということをお尋ねしたわけでございますが、実は小学校で防犯のこともあれば、それから防災のこともあれば、非常に具合が悪いというようなところが多々ございます。

例えば、ある小学校の1年生ですか、の教室は外のサッシがこのぐらい（手でサッシの開いている大きさ表現）開いています。近代的なサッシでありながら、これだけ開くとはどういうことか。これはやはり、下の補修用のパーツがきちっとつけてないからこれだけ（手でサッシの開いている大きさ表現）開いている。今はおかげさまで、こういう季節になってきましたから、開いていてもそれほど苦になりませんが、冬はこの隙間風が寒いから、そこに目張りをしている。あのすばらしい校舎でありながら目張りをして、そして授業をしているということ。そこについてもしっかり認識をし

てもらいながら、修理をしていただかなければ困ると、このように思うわけでございます。

それと同時に、実は開いているということは、外から平気でドアを開けて入ることができる。これについては防災上というより防犯上非常に悪い。というのは、クラスの中、教室の中にも、いろいろと高価なものもあるし、大事なものもある。そういうものも、やはりどうこうなってしまうということは非常に危惧することでございます。

そういうことについて、やはりきちっと修理をしていただいて、やらなければいけないというふうに思いますが、そのところはいかがでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 教育長、答弁願います。

根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 目張りをして冬場を過ごしているという状況を認識しておりませんでしたので、学校長の方から状況を聞きながら、議員おっしゃられるように防犯上の課題がありますので、早急に対応していきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 本当に一度、全教室から全廊下、すべてを見て点検をしていただきたいと思うのです。ただここだけだから、修理をすればいいではなくて、多分それだけではなくて、そこが悪いということはほかのところも悪いのだと。

それからもう1つあるのは、今あまり騒がれてはおりませんが、校外から不審な者が入ったときにドアに鍵をかけて入らないようにしたいというような、先生のご意見もございます。しかしながら、先ほど教育長が言われたとおりに、閉まらないところがあるということ。というようなことから言っても、非常に怖いということ。やはりそのところも早急に修理をするというようなことをお願いしたいと、このように思うわけでございます。

もう一点あるのですけれども、1年、2年のところのホールがございますね。採光には非常にいいです。ガラスが大きいです。光がさんさんと入ってくる。そこで子どもたちの遊んでいる姿というのは非常に私も喜ばしいことのように思いますけれども、実はあまりにも大きすぎる。大きすぎて押すと割れてしまうということ。これも事実でございます。昨年その事例があると思っておりますけれども、そういうことから言ったときに、果たして大きいガラス、これははたから見たら非常にいいのですけれども、そのところは何とか改革、改良はできないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（平沢恒雄君） 教育長、答弁願います。

根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 学校側と状況について確認をしながら、危険性があるとかそういういった安全性の課題があるようでしたら、対応について考えてまいります。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） ぜひそれを実行していただきたい。それと、先へ先へと、やはり修理点検、これは大事なことでございます。この間、給食のボイラーが壊れてしまった。ボイラーを早速変えて、始動したところが、今度は配管がだめだと。あそこがいけない。これ、もぐらたたきと同じようなことをしている。これではやはり非常にまずいのではないかと。やはり山形村の未来を背負って立つ子どもたちがのびのびと生活し、勉強のできる環境を整えてあげることが村の役目ではないか。このように思うわけでございます。

それと同時に、山形村の全体、校舎は新しくなっておりますけれども、校庭、それから庭というのは、昔からの校庭であり、昔からの庭でございます。私たちが小学校を入学、卒業するときと同じ庭であり、同じ校庭でございます。それなりにやはり年限がたっております。校舎の老朽化に伴い、校庭の桜の木の老朽化、これについて、朽ちてきたときにその枝が落ちてくる。非常に危ないのではないかと。また、桜の寿命もそろそろではないかと。手を打たなくてはいけないのではないかと。そして、今日聞いたところによると、校門の右側にあるいちいの木が枯れかかっているのではないかと。そういうようなことからいったときに、しっかりと手を先へ先へと打って、子どもたちのケガ、また、このすばらしい景観が損なわないように努力していただきたいとこのように思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 教育長、答弁願います。

根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） はい、対応していきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） よろしいですか。

○9番（西牧一敏君） はい。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。次に、質問事項3「村指定の文化財は、どのように守り、継承するか」を質問してください。

西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 実は、昨年ですか、今年でしたか、松本の方の文化財の保護委

員の方が来て講演をしてくださいました。村には縄文式の土器が非常にたくさん出る。集落があちこちにあった。だけれども、弥生時代になると、集落が非常に少なくなってきた、ない。土器が見つからないというような、非常に興味深い話を聞かせていただきました。

この村というのは、やはり大分昔から歴史のある村として、また産業的にも発展してきた村でございます。産業からいったときに、やはりお蚕さまといわれる養蚕が非常に盛んであった。その養蚕が非常に盛んであった中において、そこにたくさんお金を稼ぐ方もおられた。家も立派な家を建てることができるようになった。それもひとつ村に入ると、あちこちに立派な家がありますねということで、村外から来た方、また外国の方が非常にびっくりされる、喜ばれる。このあたりは昔からの家が多いのですよということで案内しますけれども、昨今はそういう家もやはり新しい新築の家に変えられるということになったときに、非常に残念に思うのは、取り壊しをされてしまったときに、その家の中にある文化財、また、文化財的な家屋というものが消失してしまうということが非常に残念に思うわけでございます。これは村の損失であり、村の歴史の損失であるわけでございますけれども、それについて質問をいたします。

第一に、先般、村長は清水寺の改修には村民の協力を得て行いたいとの答弁があったが、唯一、村の文化財としてあるのは清水寺くらいではないのか。しかしながら、山形村のルーツをたどる貴重な遺跡や文化遺産、家屋、古文書、写真等が数多く残されている。時代とともに姿を消すものや、失われてしまったものなどは数えるにいとまがないほどである。

そこで、第3次環境基本計画が策定され、基本施策の6の快適環境の創造の中に文化財伝統行事の保護と継承とあるが、具体的にはどのように文化財を守り、継承していくのであるのか。

2番目ですが、近隣自治体では居住している家屋でも文化的価値を有する建物は、住んでいる住民の理解を得て、文化遺産登録をしているが、山形村においては今後、文化遺産的住宅の保全は考えていないのか。

3番目ですが、村内出身で社会に貢献した人を人物遺産として登録する考えはないのか。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。



(教育長 根橋範男君 登壇)

○教育長(根橋範男君) 「村指定の文化財は、どのように守り、継承するのか」のご質問にお答えします。

初めに、村指定の文化財の状況について申し上げます。

有形文化財として17件、有形民俗文化財として1件、無形民俗文化財として1件、史跡が1件、天然記念物が9件の計29件が村の指定文化財になっております。このうち約半分の17件が、清水寺関係になります。

文化財の保存と活用に関する法律は、文化財保護法ですが、法律の中に村文化財の指定に関する規定があります。この規定に基づき、具体的に文化財の指定手続等を定めるため、文化財保護条例や文化財保護条例施行規則等を制定し、その運用をしております。指定にあたっては、指定基準が定められており、この基準に合致する場合は教育委員会の附属機関として審議委員会を設置し、審議会の審議結果を踏まえ、文化財の指定をしていくことになります。

さて、第3次環境基本計画での文化財や伝統行事の保護・継承に関する取り扱いですが、文化財や伝統行事は地域資源であり、個性的で魅力的な地域環境を形成する上で重要な固有の資源であることから、その保護と継承についての取り組みが記載されております。

まず1番目のご質問の「具体的にどのように文化財を守り、継承するか」についてですが、先ほど申し上げましたとおり、文化財保護法や文化財保護条例等の手続により保存を図っていきます。なお、文化財の保護には行政だけでなく、所有者の理解と協力が必要となります。

継承方法については、文化財の活用によりその継承を図っていきます。

活用方法としては、実物を直接見て学ぶ展示の機会を設けることや、地域の歴史、文化を学ぶ講演会、講座の開催など、学びの機会を継続的かつ積極的に設けていくこととしております。

次に、2番目のご質問の「村においては今後、文化遺産的住宅の保全の考え」についてですが、登録有形文化財についてのご質問と思いますが、この登録有形文化財については文化財保護法が改正され、制度化されたものです。

登録基準は、指定文化財になっていないもので、例えば建造物で申し上げますと、「建築後50年経過しているもの」、「国土の歴史的景観に寄与しているもの」、「造形の規範となっているもの」、「再現することが容易でないもの」の3つの条件の

うち、いずれかに当てはまるものとされております。

登録を希望する場合は、所有者が教育委員会との調整を経て、専門家による調査を行った上で、文化庁に申請することとなっております。なお、登録がされますと、所有者に対し、一定の管理責任が発生することになります。

登録基準を満たし、地域にとって重要な建造物であれば、所有者自らが登録申請することになりますので、管理責任を踏まえた上で制度を活用していただければと思います。

なお、登録申請にあたっては、教育委員会との連絡、調整が必要となりますので、教育委員会としても登録が望ましいと考える場合には、積極的に協力をしていきたいと考えております。

次に、3番目のご質問の「社会に貢献した人を人物遺産として登録する考えは」についてであります。人物遺産として登録する考えは現在持っておりません。その理由は、人物を遺産として登録する法律はないと思われまして、また、社会貢献を明確に定義することが困難であるからであります。

人は社会の中で多くの人とかかわり、それぞれがそれぞれの役割を担いながら社会を構成しているものであり、いわば一人ひとりが社会に貢献していると考えられます。

なお、生存中の活動で特に功績をたたえる必要があるときは、国、県、村などの表彰制度により表彰を行っておりますし、また、没後においては、将来に向かってその功績を伝えていくため、任意団体等による顕彰が行われております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 国の法律からいったら、文化庁のそういう法律の中で進められているということはやはりこれは基本の基本でございます。

しかしながら、実を言うと、国の文化財にならないというのも文化庁に申請するほどでもない。しかしながら、村の中では「あれは本当に大切なものだね」と。私も小坂におりますから、部外者でございます。大きなことは言えませんが、実は下大池の旧公民館が、今は撤去されてありません。あれは私の保育園のときの教室だった。非常にあそこは思い出深いところだった。もっと昔の人にしてみれば、あそこは山形村の役場だったというようなことを聞いたときに、ああ、もったいなかったなど。1つ、思い出がなくなってしまったなど、このように思うわけでございます。文化的遺産ではございませんけれども、思い出遺産としてみれば非常に重要なもので

あったと私は思っています。

そういうことからいったときに、安易に潰してしまったときに、もう二度と戻らない。これを考えたら、やはり村としてみれば文化庁に登録するような貴重なものはありませんけれども、それだけではなくて、後世に伝えていくということの中から積極的にそういう建物にしても、それから先ほど言ったような写真にしても、残していくというようなことを具体的に進めていただきければと、このように思うわけでありませぬ。

先ほど教育長が、住んでいる方が申し出てきたときに、それについていろいろと資料またいろいろな調査をして、これはそれなりにいいというようなことであつたら、それを申し込むというような形というような言い方をしておりました。

もう1つあるのは、森の中に天然記念物の木がございますが、そこに「何々の松」とか、「コウヤマキ」とか書いた立札がございますけれども、今言われた29件の指定文化財について、すべてにおいてそのような表示がされているかといつたら、多分、されていないのではないかと。それについて、今後は1つ1つ、村の人たちにもわかるようにしていただければと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 教育長、答弁願います。

根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 例えば指定文化財の中に、伝承館の中で展示をしているものもありますので、すべてを住民の皆様には「これが村の指定文化財です」というふうには表示はしてありませんので、例えばパンフレット等の作成によって文化財の状況を知っていただくとか、そういった機会はとっていきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） ありがとうございます。積極的に村の人たちにわかるような掲示をしていただきたいと、このように思います。

3番目ですけれども、教育長はそういうことは考えていないというようなことで答弁をいただいたのですが、市民タイムスで6月7日火曜日ですか「山形の偉人、図書館にて顕彰」ということで、普選の父・中村太八郎、このようなことが第1面に載っております。これについて、やはり昨今の選挙からいつたらタイムリーだなと、このように思いますけれども、まだまだ山形にはいっぱいいろいろな人がおられます。

例えば、これはもうこの間のことなのですけれども、永田恒治弁護士。5月15日に葬儀が行われました。皆さんもご存じのとおり、松本サリン事件という大きな事

件がございました。そのときに河野さんという方が冤罪ということで、ずっと河野さんのダムになって、壁になって、守ってくださったという、永田恒治さん。この事件も歴史に残ってきます。また、冤罪事件も必ず歴史に残ってきます。そういう中からいったときに、やはりこの村出身であるということ。表に出す、出さないの問題ではなくて、先ほど教育長が言いましたけれども、歴史的編纂をしながら、後世に残していくということ。これは非常に大事なことでないかと、このように思います。

それと同時に、子どもたちがこの村でどういう人たちが活躍してくれたのかということがわかるだけでも、やはりプライドになってくるのではないかと。また、ある一代で財を成した方が、村の橋を全部石に変えたということも、私、耳にしております。その方がどういう方かということはここでは申しませんが、そういう方がおられる。また、国家の中で非常に活躍された方もおられる。東京都という都の政令をしたという方も、この村の出身の方がしたということも私も聞かせていただきました。「へえ、そんな人がいるのだなあ」というふうに私は思ったときに、「この村はすごいなあ」というふうに思いました。やはりこれからの日本、これからの山形村、世界に対してどれだけ私たちが胸を張って生きて行くかということ。これについては、先人というものがどういう方がいたかということも非常に大事なことだと思いますけれども、教育長、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 教育長、答弁願います。

根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 地域社会に貢献した人を遺産として後世に伝えていったらということなのですが、先ほども答弁の中で申し上げましたとおり、私はやはり地域社会の中で今を生きる人が、それがもう地域に貢献しているというふうに考えております。地域社会を構成しているのは、その時々の人々ですので、その人たちがやはり地域社会の中で貢献しているというふうに、私、個人的に考えております。

ある事象を行ったことによって、大きく社会や地域が変わっていくというような活動をされた方については、先ほどの答弁の中で申し上げましたとおり、ご存命である場合には表彰制度がありますので、それで表彰していくと。それから、後世の方々が、こういった活動はやはり伝えるべきだというふうにお考えになったときには、それは顕彰という形で伝えていくという方法が望ましいというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） ありがとうございます。総体的に、私が考えるには、やはりそ

れぞれ村に住んでいる方々がそれぞれに区で伝承をしていきながら、残していくということが一番ベターだろうなど、このように思います。1人の人をそのように表にクローズアップするということはいかがかというようなことで、教育長も言っておりましたけれども、しかしながら事実として、この山形村に生まれ、山形村で育ち、そして志高くして山形村を後にして、1つのものを成し遂げたということは、これは尊敬に値することだと私は思いますので。

以上をもって、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、西牧一敏議員の質問は終了しました。

---

◇ 大池俊子君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位2番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1、「18歳の選挙権について」を質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子君 登壇）

○1番（大池俊子君） 議席番号1番、大池俊子です。今日は3つの問題について質問をしたいと思います。

まず初めに、「18歳の選挙権について」

1925年5月5日に普通選挙法が公布され、昨年6月19日には改正公職選挙法が施行されました。選挙権は20歳以上から18歳以上に引き下げられました。

おりしも3月20日に「中村太八郎 普通選挙運動にかけた生涯」が発行され、小学校6年生向けの副読本として利用されています。中村太八郎こそが「普選の父」とも呼ばれ、まさに山形村出身であります。

1972年の衆院選の投票率は全体で71.7%。20代でも61.9%でありました。2014年衆議院選挙では全体で52.7%、20代では32.6%に激減しています。高校生の選挙運動や政治活動の自由も実現することとなりました。

文科省の通知も補助教材も投票率の低い若者をいかに選挙に行かせるかという、有権者教育の内容であります。

18歳選挙権に関して、昨年10月、高校生の政治活動に関する新たな通知Q&Aが出されましたが、その中で、選挙運動、政治活動、投票運動を校内で禁止。放課後や校外で行う政治活動は届け出制にするなどが盛り込まれています。

日本の学校では、子どもたちに教えられていない子どもの権利条約、その中に表現、情報の自由、思想・宗教の自由、結社・集会の自由など、主権者教育こそが必要であると思います。

ドイツ、ノルウェーなどでは小学校のころから学校で政治について学ぶといいます。また、信毎で行った主権者教育県内高校本社アンケートによりますと、高校生意識調査では主権者教育で学びたいこととして、争点になっている政治問題が最も多かったのです。

そこで、質問します。

1つ目に、山形村では有権者教育だけでなく、主権者教育をどう進めていきますか。

2つ目に、冊子「中村太八郎 普通選挙運動にかけた生涯」を今後どう活用していきますか。新たに18歳になる有権者への配布などは考えておられるでしょうか。また、選挙管理委員会での利用なども考えていますか。

3つ目に、今、1,000冊を印刷してありますが、これを増刷し、幅広く村内外の有権者などに広げてはどうでしょうか。

これで1回目の質問とします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 18歳の選挙権についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の相手が村長と教育長になっておりますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、私の方からお答え申し上げます。

まず、1番目のご質問の「村では有権者教育だけでなく、主権者教育をどう進めていくか」についてであります。主権者としての意識を持つためには、社会の中で多くの人たちと連携・共同し、社会の構成員として地域の課題解決を主体的に願う力を身につけていくことが必要だと思います。このため、主権者教育を進めるにあたっては、子どもたちの発達段階に応じて、学校・家庭・地域が一緒になって、地域全体で取り組んでいくことが求められます。

子どもたちの主体性や協調性を育てていくためには、体験活動や地域行事などを通じ、地域の大人と直接かかわりながら、社会の仕組みや自分たちの役割といったことを学び、思考判断、表現する力をつけていくことが必要と考えます。

現在、山形小学校はコミュニティスクールとして学校・家庭・地域が一緒になって、

地域の子どもを育てていく仕組みを持った学校となっています。また、学校の求めに応じ、地域の人たちが学校支援に入る学校支援地域本部の活動も積極的に行われています。このような取り組みを継続・発展させていくことが、主権者教育につながっていくものと考えております。

次に、2番目のご質問の「冊子『中村太八郎 普通選挙運動にかけた生涯』を今後どう活用していくか」についてですが、この冊子を作りました意図は、郷土を愛する心を育てていくため、ふるさと学習の1つとして、山形小学校児童の副読本として活用してもらうことを目的としたものです。

この冊子は、平易な文章で書かれており、漢字に振り仮名がふられているなど、村の偉人の活躍を学ぶ貴重なものだと思っております。教育委員会では、小学校6年生全員に冊子を配布し、活用をお願いしていきます。なお、具体的な活用方法としては、6年生では、歴史の学習にある普通選挙を求める運動について学ぶ場面と、道徳の内容である「郷土やわが国の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、郷土や国を愛する心を持つ」の学習で活用する予定であると校長より聞いております。

次に、「新たに18歳になる有権者への配布」と「選管での利用」についてですが、先ほど申し上げましたとおり、冊子は小学生の副読本としての活用を目的に作成したものです。18歳になる有権者への配布は現在考えておりません。なお、選挙管理委員会には、選挙広報の手段として活用する場合は、必要数を配布する予定にしております。

次に、3番目のご質問の「冊子を増刷し、幅広く村内外の有権者などに広げてはどうか」についてですが、冊子の作成目的が小学生の副読本活用であり、村内外の有権者に広げることを目的としたものではないため、増刷して幅広く村内外の有権者に広げる件については現在考えておりません。

なお、山形村図書館には図書資料として何冊か置かれておりますので、活用していただければと思います。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） それでは、やはり有権者教育というのは、選挙に行ってくれ、どんな大事なものかというのを広げていくので、主権者としてはやはり常日ごろの生活の中での、今、教育長が言われたように、日ごろの生活の中で培われていくのだというふうに思います。

冊子「中村太八郎 普通選挙」の中で、有権者への配布というのは考えておられな

いようですが、せっかく作られて、本当にさっき西牧議員が言われたように、タイムリーに出されたのですが、これを大いに利用すべきと考えています。

その中で、今、高校生に向けても、どれだけ投票に足を運ぶかということ考えた場合、やはり太八郎の冊子というのが、非常に選挙に興味を持ってもらえる、これを利用するというのが絶好のチャンスではないかと思うのですが、そういう点から見ても、大いに利用してほしいと思うのですが、そういう点ではどうでしょうか。

それから、先ほど選管の方の利用を言われたのですが、選挙広報としての利用はできるということですが、この点についても今、十分に検討しながら、一番使える絶好のチャンスと思われませんが、選挙に関して利用するというところでの考えをもう一度お聞きしたいと思います。

それから、さっき18歳の方にはあまり配布を考えていられないと言われたのですが、読んでみて、非常に読みやすくわかりやすいのですが、中ではまだちょっと難しく理解しにくいと言われる人もいたのですが、これをダイジェスト版みたいな感じで、簡単にわかる方法での配布など、考えてはどうでしょうか。

以上の点で2回目の質問としたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 教育長、答弁願います。

根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 選管での対応の話は別としまして、そのほかの広く配布と、18歳の有権者と、それからダイジェスト版みたいなものという3点について、お答えします。

広く活用をという部分なのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、この冊子の制作目的が「郷土の偉人を学び、ふるさと山形村に暮らす喜びや誇りを子どもたちに感じてもらうこと」ということで、ふるさと学習の一部として作ったものです。なものですから、確かに、一定の条件下では制約はあったのですが、普通選挙制度を勝ち取るというところまでの大変な苦労があったというのは、冊子の中で読み取ることが可能なのですけれども、精神的に自由な話ですとか、経済的自由の話、国民主権ですとか、そういった部分については、あの冊子の中からでは感じ取ることができないようになっています。ですから、こういったごく現在当たり前になっている普通選挙制度というのを、導入というか、制度を勝ち取っていく過程で大変な苦労があって、ということは冊子の中では十分感じることができるのですが、もうちょっと深い部分でのところは、あの冊子だけではわからないと。



先ほど言いましたとおり、制作目的は「子どもたちに郷土の偉人を知ってもらおうということ」が目的だったものですから、これを広く他市町村等へ配布して、普通選挙について考えてもらう機会にするということは、そういった制作目的と、もう1つは冊子の中から読み取れる部分というのが、ごく限られた一部になるものですから、そこまでは拡大して考えていないのが現在の考え方です。

それと、もう少しわかりやすく、ダイジェスト版のようにして、広く知っていただく機会としたらどうかという内容でしたけれども、こちらについても、そのところは考えておりません。普通選挙制度だけのうたい込みになってしまうものですから、もっと深いところまで踏み込んでいくということであれば、ダイジェスト版で普通選挙制度について知らせていくということについては、そんなに効果が期待できないものですから、それはちょっと考えておりません。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） この太八郎の本は、ふるさと学習の目的で作られたということで、それは学校での活用、また教育委員会関係での活用が主になると思うのですが、今回、18歳の選挙権ということで質問を出してあります。

そういう点で、村長の方へ同じ質問を投げかけたいと思いますが、投票率を上げ、また、18歳の選挙権が入ることによって、地域住民の方に広くそれを知らしめて、主権者教育として18歳以上の有権者の方に知らせるといった目的であると、それをぜひやってほしいということで、その点で同じ質問なのですが、ダイジェスト版と、それから18歳以上の方への普及し、普通選挙についての重大さを知らせていくという目的で増刷、またダイジェスト版なんかを考えていってほしいと思うのですが、そういう点ではどうでしょうか。

それから、増刷については、この本ができることによって、多くの方に売ってこないか、頼んでくれないかと、何人かに聞かれました。けれど、これはやはり目的が違って、公費でやったものだから売れないと言われていますが、そういう点で、やはりこの地域から、先ほど言われたように、偉人としての中村太八郎が出たということで、冊子が作られて、本当にわかりやすい、読みやすい本で、これを多くの人に知らせるという機会では非常にいい機会だということで、この機会を大いに利用して、増刷をして、欲しい方やまた有権者に広げてはどうかということでこの質問を出しましたので、その点で村長としてはどう考えているかを聞きたいと思います。

それからさっき小学校6年生の副読本として使われるということですが、今年度か

ら使われるということですが、実際にもう、どういう形で利用されているのか、わかりましたら、教育長の方にその問題をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 先の問題について、村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 今回の中村太八郎の小冊子につきまして、もっと増刷をして大勢の人に見てもらえと、このようなご質問でありますけれども、一応、お気持ちはわかりますが、これを作られました経過がありますので、そういった形での対応をまずしていかななくてはいけないということで教育委員会の方へ回したいと思います。

ただ、西牧議員のときに話がありましたとおり、山形村の偉人であるという、こういった人たちに対して、これからどうするかというようなときの方法の1つとしては、せっかくできた小冊子なのですから、活用していくのはいいことかなというふうには思っています。

でも、その場合は、今、山形村で本当に世の中で有名になれた人は何人もいるわけでありまして、そういった人たちに対して、どういうふうにしていくかというのは道筋をつけていかななくてはならないなどは思っております。

現に、先日、叙勲を受けられました山形村出身の上條さんもおられますけれども、そういった人についても、どのような形でというようなことも考えていくこととなりますと、私個人としては、そういった山形村出身のいろいろな事業を成功させたり、また、いろいろな世界で世の中のためになったりというようなことが山形村から出たということ自体は大変素晴らしいことであると思うし、また、それは伝えていかなければいけないと思っておりますけれども、それを、この太八郎本人に託してすぐにやれというような形については、ちょっと考えていませんので、これからの検討かというふうに思っております。

私の回答は以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 小学6年生の利用方法については、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 今現在は、まだ多分、活用していないと思います。これから教科の中で、普通選挙について学ぶ場面等がこれから出てくることになるものですから、そちらの教科学習に合わせて、普通選挙について学ぶ機会をとるということで、これからになると思います。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） この太八郎の冊子は1,000冊作られているわけですが、この1,000冊の利用法が、具体的にどういうところへどういうふうに使っているかというのがわかりましたら、お願いします。

それから、今、村長が、村では、先ほど言われたように、何人かの有名な人、また、村から役に立つ人が出ていることですが、ちょうど18歳の選挙法が変わって、こういう時期にその本が出されたという、ちょうどタイムリーに出されているということでこの質問を出したわけですが、先ほど、増刷は考えていないということですが、1つのチャンスとして、この村からそういう、選挙法が変わった中での、18歳の選挙権でどうしようかと、今、報道でも言われているように、そういう中で一番チャンスを機会にするにはいい機会かなと思われまますので、先ほど、思われていないということですが、本当にその選挙も目前です。そういう中で、どういうふう投票率を上げ、また、主権者として意識を持っていてもらおうかという、意識を植えつけてもらうためにも、ぜひ考えてほしいと思いますが、再度、その問題でお願いします。

それから、1,000冊の利用なのですが、子ども、小学生だけではやはり余ると思うし、また、これから有権者になれる中学や高校生向け、また、広くなのですが、そういう点から見て1,000冊の中をどういうふう有効に利用していくかという点で聞きたいと思います。

それから、さっき選管の問題は答えられなかったのですが、今回、選管の委員長は出てもらうようには言っていないのですが、事務局としてのわかる範囲で答えられましたら、お願いしたいのですけれども。

○議長（平沢恒雄君） それでは順次、受けていきたいと思います。村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 確かに、大池議員が言われるとおり、18歳の年齢引き下げから、山形村からこの選挙の中村太八郎というすばらしい人物がいたという、その機会としては非常にいい機会でありますけれども、この著作権が増刷していいものかどうかということ、私もちょっと理解をしていませんし、また、何冊、どのぐらい作って、どうやって活用していくかということも考えておりませんので、今のところでは、増刷に対しては考えていないというふうに答えします。確認はしていきたいと思っています。

チャンスとして、そういうふうに使えというようなご提案については、お聞きしま

した。本当に偉大な人物であるということは私も十分承知しておりますので、そんなことを思いながらお答えします。今の段階ではそういうことです。

○議長（平沢恒雄君） 次の件について、根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 現在、印刷しました1,000冊なのですが、鉢盛中学校と山形小学校の図書館、それから村の公立図書館、それと県立図書館と国立国会図書館、6学年の児童全員、それと11日に開催する講演会のテキストとして一部使用すると。あとは、手元に置いておいて、毎年度、6学年の児童に配布をしていくというふうに考えております。

一応、配布できる範囲という決まりを、教育委員会内部でつくっておりますので、その使用目的によって、配布可能とはしてありますが、限定的になっています。

それから、先ほど村長が答弁申し上げました、もう少し増刷してという部分についてなのですが、この冊子を配布しただけでは、国民主権の話ですとか、内心の自由の話ですとか、表現の自由とか、そういった部分にはなかなか理解が行くものではないと思います。普通選挙制度について学ぶということであれば、どうしても学習の場面で、この冊子と一緒にこないかと、配布だけではなかなか意識に訴えるものは弱いと思いますので、目的をもう明確にした中で、どんなふうにして、どんなふうにするかというのをしっかりとしてからでないと、配布する効果というのはとても少ないのではないかなというふうに思っております。先ほど言いましたとおり、この内容だけで配布ということであれば、現在、ちょっと考えていないという状況であります。

○議長（平沢恒雄君） 次に、選挙管理委員会の事務局長からというようなあれが大池俊子議員からあったわけでありまして、明日、選挙管理委員長がここに説明者として出席しますので、また議会運営委員会と相談して、その件については取り計らっていくようにしたいと思いますので、そんなことで理解をお願いします。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 選管は急に言ったので、すみません。ただ、質問の中に、有権者に配布はということで、選管の利用というのを聞いていたものですから、ちょっと聞いて。

先ほど、この太八郎の本だけでは主権者教育というところまで踏み込めないのですが、今日の質問の中でも、主権者教育をどう進めていくかということで出してあります。

やはり、18歳の選挙権が出たということで、子どもの権利条約を学び、また、主権者として投票に行くだけではなくて、政治、また、地域の民主主義を学んでいくという点では、絶好の、始めるにはいいチャンスだということで質問したわけですので、この冊子だけでなく、主権者教育という点で、教育長としては今回18歳以上が選挙権を得るわけですが、そういう点で具体的に、今後、そういう点からどう考えておられるのかという点を再度お聞きしたいと思います。

小学校でも今、地域コミュニティスクールはやられているわけですが、先ほど言われましたけれども、やはり事実を学ぶという、そういう点では非常に山形村はやりやすいということでは、大いに期待できるものでありますので、最後になりますが、その点をもう一度お聞きして、この質問を終わりにしたいと思います。

やはり1,000冊の利用活用も6年生に今後配っていくというだけでなく、やはりもっと広い活用も含めて、ぜひ検討していただきたいということで、最後にその質問で終わりにしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 教育長、答弁願います。

根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 主権者教育につきましては、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、日々、社会の中でかかわる中で、自分がどう判断して対応していくか。それから、地域の中の課題にどう立ち向かっていくかというのは、日々、いろいろな人とかかわる中で力がついていくものだと思っています。

なものですから、いろいろな体験活動や地域の行事というのはとても大事なことで、そういうところで自分の役割が認識できたり、どうしたらみんなと一緒にうまく今の課題をよりよく解決できていくかといった判断の仕方とか、そこからそういうのが生まれて初めて、主権の話ですとか、精神的自由の話ですとか、経済的自由の話というところにだんだん深まっていくのかなというふうに思っています。

知識として何かを教えるというものではなくて、主権者教育は自ら体験の中で力がついていって、理解がされていくものだというふうに思っております。主権者教育についてはそんなふうに感じております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 1についてはよろしいですね。

○1番（大池俊子君） はい。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員、次に、質問事項2「ふるさと伝承館について」

を質問してください。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） それでは、2つ目の質問をしたいと思います。「ふるさと伝承館について」

ふるさと伝承館は、昭和62年に旧役場庁舎を利用し、開館した歴史民俗資料館であります。

平成5年3月31日には、大池邸跡整備研究委員会において、歴史公園して整備し、資料館との併設が望ましいとの答申がなされています。

さらに、平成25年5月30日、山形村教育委員長より、文化財保護委員会へふるさと伝承館の整備についての申し入れがあり、その検討結果報告書が出されています。

その中で「整備する施設の望ましい姿」として、現ふるさと伝承館の建物は、昭和25年建築という時節柄、戦後の物資不足時にあり合わせの材料を用いて建築されたとも言われ、耐震性の向上という点では難しさがあり、たとえ可能だとしても、新築以上の経費が見込まれる。加えて、木造という構造上、耐火性を高め、収蔵資料を守ることは、よりハードルが高いと思われる。

建物自体の文化財価値が全くないとは言えないが、歴史民俗資料館としての機能を十分に発揮する改築には困難が想定されるため、新築を想定し、施設整備を進めることが最良と思われる。

立地については、役場、トレセンなどの公共施設に近く、小学校、バス停の近く、県道塩尻鍋割穂高線からも近い現在地が望ましい、というのが出されています。

この質問は、以前にも何人かの議員がやられたわけですが、この結果を村はどう受け止めて、今後どう進めていくのかを質問したいと思います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） ふるさと伝承館についての質問にお答えします。

この質問の相手が村長と教育長となっておりますが、あらかじめ教育長と調整しましたので、私からお答えを申し上げます。

この質問の「結果をどう受け止め、今後どう進めていくか」についてであります。昨年3月、教育委員会から「ふるさと伝承館の整備に向けての報告書」が提出されました。現状からして、早急な施設整備が必要であるということは十分認識しておりま

す。

報告書で示されている施設規模や現地建て替えの状況を考えますと、相当の経費を要するものと推測されます。現下の財政の運営の状況を考えますと、一般財源だけで施設整備に対応していくことは非常に困難であり、特定財源を充てることがどうしても必要となります。

しかし、博物館や資料館に対する補助金や有利な地方債がないことから、いまだに具体的な検討に入れられない状況となっています。どのような効果を目指せば特定財源の活用が可能なのか、引き続き研究が必要な段階と思います。

いずれにしましても、施設整備の必要性は十分認識しておりますので、財政的に対応可能な見込みがつけば、積極的かつ具体的に取り組みを進めてまいります。また、場所は現在のところがよいと思っております。

以上、第1回目の回答といたします。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） この質問は、2013年6月の一般質問で小林議員が出してあります。その中で村長は「ぜひとも緊急にやりたい」ということを言われています。費用も5億7,000万円。「ぜひともやりたい」というのを出してありますが、その後の経過の中で、教育委員会の方から出されたものに対する検討というか、話し合いはその後なされているのかどうかをまず聞きたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） ふるさと伝承館の建設は、私が就任した当時の一般質問でもお答えしましたけれども、私の建て替えに対して「建て替えたい」という気持ちは変わりありません。しかし、現状では検討委員会の方の、教育委員会の方をお願いをして出てきました案についての検討はいたしております。

しかし、財源の問題は、先ほど申し上げた通りでありまして、適正な財源が見込まれることを考え、また、さらに単独でなく、また複数の施設を併用していくような形で、財源がつけばそういう形もとりたいというようなことでありますけれども、現在、山形村の現状を見たときには、今年は防災無線の導入もありますし、また、清水寺の山門、それから本堂の屋根等の修理があります。

また、来年は公共施設等の修理改善と維持更新等の計画も上がってきておりますので、そういったもろもろの事業を終えた後につながってくるものかというふうに、時

期的には考えております。しかし、伝承館をつくっていくということについては変わっておりません。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 今の伝承館が全然耐震性がないということで、エポック館の中に大事な文書、古文書と重文など、何点か入っています。空調設備も入れながら、入れてあるのですが、その点数にしては7割ですが、後の部分、かさにしたら8割はまだ伝承館の方に残っているということでもあります。

エポック館の方で、今、保管されているわけですが、この保管している件についても、では、とりあえずずっと保管するままで、全然見通しが立たないまま、このまま続けていく。先ほど、今いろいろな予算的につかないということで、まだやっていないということですが、この2013年の質問の段階では、村長、就任当時だと思うのですが、すぐにでもやりたいということで、やっている中での今後の、今いろいろ計画があるわけですが、見通しというか、それは全然、あの当時と変わって、すぐにもやりたい気持ちはあるけれども全然見通しがつかないというふうにとってしまってもいいものかどうか。

それから、やはりこのままにしておいては、危険性も大でありますので、今後、やはり見通しがいいのではなくて、計画の中に入れていきながら、せつかく文化財保護委員会の方たちも何カ所も視察しながら結果を出してあります。それに対してもやはり答えていくというところから見ても、今後研究したいということですが、研究を始めていったらどうかと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 引き続きの検討はしていきたいと思っております。今現在、教育委員会の方からこういう計画でという答申があったわけでございます。

次、進めるとしましたら、建設検討委員会とか建設実行委員会とか、そういうような形の委員会をお願いするということになるわけですがけれども、まだそういうような段階ではありませんけれども、それが行われて、具体的になるような形にはしていきたいと思っております。

実際に、村の実施計画の中には載せてある案件でありますので、「やらない」ではなくて「できる段階でやる」というふうにお答えをしておきますし、それまでの間は



エポック館の方に重要なものだけ移して、維持しておりますけれども、そういう形で進めていきたいと思っています。

とにかく早急という気持ちもありますけれども、早急にとってもすぐにできる状況ではないものですから、できる状況に合わせて対応をとっていくという理解をしていただきたいというふうに思います。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） お金の面で、今いろいろやられている建設とか事業の関係で、早急という見通しが見つからないと思うのですが、やはりまだ8割は伝承館に残っているというのを考えても、研究は早急に始めながら、どうするか。今、震災の問題なんか出ているのですが、ときにはどうするのかということも含めて、常にやはり検討は必要だと思います。

今、せっかく伝承館の方にいろいろな大事なものが入っているわけですが、もし震災、地震なんかで壊れた場合は、全部ごみになってしまうという状況だと思いますので、その点で見通しがついたらいろいろ検討を始めていくということですが、初めの、村長の当初の考えからいったら、やはりせっかく教育委員会の方からも出されているので、早い時期に検討して行ってほしいということですが、最後に、もし何か考えがありましたら、お答えしてもらって、この質問はいいです。

○議長（平沢恒雄君） 村長、答弁願います。

百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 先ほどから申し上げておりますけれども、今の単独で予算がつかない場合は、複合施設として予算をつけていくというようなこともあるという状況を聞いております。そういった状況を踏まえながら、これからの検討をしていくというふうにお答えして、最後の回答といたします。

○議長（平沢恒雄君） 大池議員、よろしいですね。

大池議員、次に、質問事項3「人事評価制度について」を質問してください。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） それでは3つ目の質問について行いたいと思います。「人事評価制度について」

平成19年、人事評価制度を導入し、これ、計画に入れながら、10年目に入ります。今年から業績評価も新たに入れるという計画であります。

議会でも、平成18年、当時の委員会で視察に犬山市へ行き、行政評価について研

修調査をしてきた経過もあります。

そこで質問します。1つ目に、今まで行われた人事評価をどう総括して、評価しているのか。問題点は何か。

2つ目に、いまだに試行中ではありますが、本格的な実施はいつか。

3つ目に、課長は部下を評価しているわけですが、今まで、この課長の評価は誰が行っていたのか。

4つ目に、今年より業績評価も導入されますが、評価の低い者については、評価の低い件についてはになりますか、どう対応していくのか。

5つ目に、大きな問題が残ったときなど、懲罰委員会などを開いたことはありますか。また、罰則などは行ったことはありますか。

ということで、1回目の質問にしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、人事評価制度についての質問にお答えします。

まず、1番目のご質問の「今まで行われた人事評価をどう総括、評価しているか。問題点は何か」についてであります。まず、人事評価の総評といたしましては、職員が共通の項目に着眼して、自分の姿を見つめ直すよい機会であり、一定の効果が上がっているものと判断をしております。

課題としては、制度の導入後、数年が経過しておりますので、自己分析の内容や面談の方法等について、見直しをする時期かと思っております。

次に2番目の質問の「いまだに試行中であるが、本格的な実施はいつか」についてであります。平成28年4月1日から地方公務員法の一部を改正する法律が施行となり、人事評価として能力評価に加え、業績評価の実施が義務づけられました。

そこで、村では平成28年4月から、人事評価制度を本格的に運用していくこととしております。人事評価の現状としては、能力評価を含め、もはや試行段階というより、本格的な運用に入っていると申してもよいと思っております。

次に、3番目のご質問の「今までに課長の評価は誰が行ったのか」についてであります。課長の評価については、基本的には副村長が行うこととなっており、管理職から一般職員までのすべての職員が能力評価の対象となっておりますので、評価は実施しました。

次に、4番目の質問の「今年より業績評価も導入されるが、評価の低い者についてはどう対処するか」についてであります。今年度から能力評価に加えて、業績評価を実施することとなりました。これは組織ごとに目標を定め、各職員がその目標達成に向けてさらに個人目標を設定するもので、実際の業務における達成度や課題を明確に把握していく目的があります。

特に業績評価については、評価者や被評価者とも作成する書類や面談の回数など、定められた作業工程が相当な量になりますので、仕事への影響に注意しながら、評価の高い低いよりもまず一連の行程をしっかりと踏んで、目的の達成と制度にうたわれた成果を確認することに取り組んでまいりたいと考えております。

次に5番目の質問の「問題が残ったとき、懲罰委員会など開いたことはあるのか。罰則はあったのか」についてであります。この人事評価制度と懲罰委員会は直接の関係がありませんので、人事評価制度による懲罰委員会の開催の事例はありません。

以上で第1回目の答弁とします。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） この人事評価が入られるまでというのが、平成19年の4月に先ほど言われた地方分権改革推進法が施行され、22年までに時限立法で第2次地方分権を推進するための基本法というのが山形村でもつくられたということで、山形村人材育成基本方針というのがつくられ、その後、試行ということで今まで行われてきているという経過だと思います。

やはり、今まで自己分析やいろいろ上がっているということですが、今年の4月より本格実施になります。課長の評価も副村長が行っていたということです。その点で、職員が評価されるわけですが、その点で今後、本格実施に向けて、いろいろ意見とか不服などがあつたときの申し立てというか、職員がそういうことはできるかどうかとか、不服申し立てや、そういう構造になっているとか、そういう機会があるのかどうかをまずはお聞きしたいと思います。

それから、罰則とかそういうのは全然違う管轄というか、この人事評価の点では違うということがわかりましたので、その点はいいいのですが、今後、本格的になった時点で、やはり業績評価が入られるということで、評価が非常に少ない、低い者なんかも当然出てくると思うのですが、出てくることによって、やはりいろいろな賃金とか給料なんか跳ね返ってくると思うのですが、そういう点では非常に評価が低かった場合なんかはどうなるのかというのが1つの疑問であります。

その点で、そういうときには罰則とかそういうのは全然考えていないのかどうか。それから、先ほどの不服申し立てというか、不満があった場合はどうするのかということについてお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 何点かご質問をいただきましたけれども、この4月から本格的にこの人事評価の中の業績評価というものに取り組んでおるわけです。中でも5月中には、それぞれの課長が担当課の職員にすべて第1回の個別面談ということを実施しております。

最初のご質問なのですけれども、職員の中でいろいろ問題点とか不平不満が出てきたときにどうするかというような点なのですけれども、今後、人事評価が進む中で、検討委員会というものを設けた中で、その検討委員会にそれぞれの職員の方からご意見等を出していただいた中で、検討委員会でそれぞれの取り扱いをどうするかというようなことで随時決めていきたいというようなことで考えております。

それから、実際にまず評価をやってみて、点数が低い職員についての処遇等の関係でございましてけれども、実際にこの点数が最終的につくのについては、来年の3月の段階でそれぞれの職員の評価点が何点になるかというのがそれぞれ決まるわけなのですけれども、これについては今年の2月に全職員を対象に、この人事評価制度についての説明会の際にも職員の方に申し上げたのですけれども、ある程度、制度がしっかり職員の方に浸透した中で根づくまでにはちょっと時間がかかるということで、点数が高い低いというのは発生するかもしれませんが、それについてはすぐそれぞれの昇給とか給与とか、そういうものには反映させないということで説明してきておりますので、恐らく4、5年たたないことにはある程度のしっかりした形が職員の方にも浸透しないということで、その後、ある程度、それぞれ昇給するとか、あと給与関係については4、5年後からもし反映させるという形になればそれからというような格好になるかと思えます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） この人事評価制度なのですが、これ、議会とか、一般公表なんていう話も出るわけですが、そういう点で、今年すぐそういうことができるとは思いませんが、今後、そういう要求があった場合、一般に公表するとか、また議会の中で話すとかいうのは考えておられるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 今回の地方公務員の一部改正の中で、公表というようなことでも定められておりますので、それにつきましては近隣市町村の状況等を把握した中で、村としてどんなような方法が一番いいのかということ、今後、検討していった中で、ある程度、制限はあるかと思っておりますけれども、公表というような形にはなるかと思っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） これで最後ですが、その公表、議会としてもそういうことを報告されることによって、またいろいろところで議会活動が広がるというのもあります。

そういう点で、今年から本格実施ということで、まだあまり先が見えていないと思うのですが、公表はできるところから始めていくということで、今年の年度末ぐらいからはできるのかどうかをお聞きして、それができなければ様子を見ながらになると思うのですが、その点をお聞きして、これで最後にしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） この4月から本格的に実施というような形になったものですから、どのような格好で、少しでもいい人事評価の形にしていきたいということで考えておりますけれども、最終的にどのような格好で、それぞれ議会の皆さん、それから住民の皆様公表できるかというのは今後の進み方によって随時考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） よろしいですか。

それでは、大池俊子議員の質問は終了しました。

次に、質問順位3番の竹野入恒夫議員の質問に入るわけですが、その前に休憩を取ります。それから、再開は11時5分に再開をいたしますので、お願いをいたします。

休憩。

（午前10時53分）

---

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前 11 時 03 分)

◇ 竹野入恒夫君

○議長（平沢恒雄君） 質問順位 3 番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入恒夫議員、それでは質問事項 1 「防災行政無線整備について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

(10 番 竹野入恒夫君 登壇)

○10 番（竹野入恒夫君） 議席 10 番、竹野入恒夫です。

6 月 1 日に安倍首相が消費税 10% への増税を再延期すると表明した。社会保障財源に充てる消費税の増税延期はこれで二度目である。最初の延期に際し、首相は、再延期はしないと断言していた。重要な政策変更である。海外メディアではアベノミクスは失敗だと報道されている。増税延期に伴い、予定していた社会保障の充実や、財政健全への影響も避けられない。どのように対応するのかの筋道を示すことも重要である。首相はリーマンショックに匹敵するような危機がなければ再延期はないと直前まで話っていたのだ。首相は再延期の判断は「これまでの約束とは異なる新しい判断だ」と述べた。肝心なのは、再延期で景気が確実に上向くかどうかである。アベノミクスは金融緩和と財政出動で景気を刺激している間に、生産工場や成長市場の創出などの構造改革を進め、持続的な成長につなげるのが基本である。重大な政策変更については、国民に丁寧な説明を尽くすことが欠かせないと思います。

それでは、今回は大きな項目で 3 つの質問をさせていただきます。

その 1、「防災行政無線整備について」今年度、予算計上した防災行政無線整備について。

1、戸別防災無線の設置については、3 月議会で一般質問させていただきました。そのときの答弁では、屋外スピーカーだけでは十分な対応ができないとのことでしたが、戸別防災行政無線機の設置を取りやめた理由はということだったのでしょうか。

2、屋外スピーカーだけにした場合の予算は。

3、いつ着工して、完成の予定はいつでしょうか。

4、村全体では屋外スピーカーは何基設置して、どのように活用するのか。

5、昨年の行政懇談会にも、戸別防災行政無線の設置を村長の方針として説明して

いますが、取りやめた理由を村民にどのような方法で伝えていくのでしょうか。

6、有線放送設備の老朽化に伴い、戸別防災行政無線の設置をと言っておりましたが、今後、有線の設備はどうするのか。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、質問順位3番、竹野入恒夫議員のご質問にお答えします。質問事項「防災行政無線整備について」のご質問にお答えします。

まず、1番目のご質問の「戸別防災行政無線機の設置を取りやめた理由について」であります。戸別防災行政無線機の確実な受信を確保するためには、村内でおよそ7割の地域で屋外アンテナの設置が必要とされるというのが当初の設計案でありました。

去る3月に開催されました村議会の「防災行政無線整備事業特別委員会」にて議論をしていただき、戸別受信機の屋外アンテナの再検討と住民ニーズが反映される事業内容となるように設計案を見直すこととなりました。

事業内容の再調査と再検討の結果、戸別受信機方式を取りやめて、拡声子局による屋外スピーカーを増設して、村内全域をカバーする方向に計画を変更するとともに、現在使用しています有線テレビ網による音声告知放送と併用して運用していくという方針について、去る4月開催の村議会の「防災行政無線整備事業特別委員会」にて全会一致で承認をいただきました。

次に2番目のご質問の「拡声子局だけにした場合の予算について」であります。現在、防災行政無線事業の設計中であり、金額等は確定していません。

次に3番目のご質問の「いつ着工して、完成の予定の期日について」であります。現在、防災行政無線事業の設計中でありまして、着工の時期は未定ですが、事業の完成は平成28年度の来年3月の予定であります。

安全・安心の村づくりの観点から、速やかに事業を進めて、できるだけ早期に活用を行いたいと考えています。

次に4番目のご質問の「村全体で拡声子局は何基設置して、どのように活用するのか」についてであります。去る4月開催の村議会の「防災行政無線整備事業特別委員会」での事業説明のとおり、拡声子局による屋外スピーカーを21基設置する予定

であります。

活用方法については、防災・災害情報、避難誘導等を達する緊急放送となりますが、今後は「防災行政無線機事業推進委員会」において、細部を協議していきます。

次に5番目のご質問の「戸別防災行政無線機の設置を取りやめた理由を村民に対しどのような方法で伝えるか」についてであります。防災行政無線整備計画の変更については、新聞の記事や議会だよりにも取り上げていただきましたが、村としましては5月の第4金曜日の全戸への文書配布の際に、防災行政無線の整備についてのチラシで説明を行っております。

次に6番目のご質問の「今後、有線放送設備はどうするのか」についてであります。去る4月開催の村議会の「防災行政無線整備事業特別委員会」での事業説明の通り、有線テレビ網による音声告知放送は、当面の間、継続して、村で策定する公共施設等総合管理計画の中に位置づけて、関連機器の整備更新に取り組んでいきたいと思っております。

以上で第1回目の回答を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 3月の答弁では、「社会環境の変化などもあり、集落内に設置されている屋外スピーカーは音がうるさいといった苦情も寄せられていると。このような状況を踏まえた上で、防災行政無線整備に伴い、新たな集落内に数十本もの屋外スピーカー機器を設置して運用していくことは極めて困難であると考えられる。確実に村民の皆様に防災行政情報を伝え、安全・安心な暮らしを確保していくためには現状において戸別防災無線機での対応は有効であることでして、必要不可欠な整備と位置づけている」ということでしたが、これをどのように精査したら、こういう形になるのか。その辺を教えてください。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 今、村長の答弁で申し上げましたとおり、当初につきましては現在放送しております音声告知放送についてもすべて防災行政無線の方に移した中で、防災行政無線で放送するというような形の計画でございましたけれども、それをやると、やはり住民の方からスピーカーの音がうるさいというようなことで、苦情等があるところもあるかというようなことで、そこも含めた中で検討ということで、防災行政無線につきましては本当に緊急の放送の告知のみということでありまして、現在の音声告知放送につきましては、当面の間、新設します防災行政無線と併用して



いくという中で、今回の計画となったということでもあります。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 防災行政無線のことは、もう前からわかっていたことだよね。だけど、屋外スピーカーにするということは、私もこの前、事例を出したのですが、どこでも重要なことしかやっていないのだよね。それについて、うるさいと言われているということを行っているのだから、それは考えが違うのではないの。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 先ほども言いましたけれども、防災行政無線は本当に緊急の放送のみということでありまして、現在やっている音声告知放送とは全くもう切り離して、本当に災害とか緊急の事態。そういうのみの放送ということになります。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） それはもうわかったことで、松本でもそういうふうにしてるので、そういうふうにしたらどうだという話をしたわけですよ、この前に。そのときにだめだという話が出たのだから、それをどんなふうに精査したかと聞いているのですよ。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） いろいろなお考えがあるのですけれども、これについては4月の議会の特別委員会にも申し上げましたけれども、やはり現在の告知放送の音が非常にうるさい地域もあって、場所によりましては音を切っている地区もあるというように聞いておりますので、先ほどから申し上げておりますように、現在の音声告知放送につきましては現在のまま、当面の間、使っていく。

それから新設する防災行政無線については、本当に緊急の場合のみということで、使わないに越したことはないのですけれども、本当にこれからどんなような災害があるかということでもありますので、本当にそういう緊急の場合のみ、全村民の方に告知するということでありまして、すべて村内中をカバーするというので、今回、21基を設置するというような計画になったということでもあります。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 初めからそんなことはわかっていたことだよね。行政無線というのはそういうものだということで、誰がそんな告知放送までやれと、この前の質問のときに言ったわけ。それができないから、戸別にするという話だったでしょう。

その辺の認識が全然、自分たちが行政無線に対しての認識というものがなかったという事じゃない。そうではないの？

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 当初の案におきましては、現在の告知放送もすべて防災行政無線の方に移すというような計画でありました。もしそうやると、スピーカーの音がうるさいというような、そういう村民の方もいらっしゃるというようなことで、今回は全く切り離した中で、音声告知は音声告知で今までどおりにやっていく。それから、やはり緊急事態については防災行政無線というようなことでやっていくということで、これについては4月の議会の特別委員会の際にも、ご説明の中で議員の皆様にご理解いただいたというようなことで判断しております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） それ以前の問題だよ。3月の一般質問についてのこの答弁書について話をしているわけですよ。

だから、そのときにそのような、自分たちの勉強不足であって、そんなような答えを出しておいて、行政無線というのは、松本もそうだけれども、ある本当に緊急の、人が今、不明になってしまったから、こういう人を探してくれとか、そういうときしか流れない。そういうことを私は言ったんだよ、この前。そしたら、そうではないのだと。全部流すのではなくて、それもだめで、そういうことがだめだから、屋外スピーカーはつけられないという話だったんだよ。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 竹野入議員には3月の定例会で質問をいただいております。一般質問でいただきました。

そのときの答えは、今、竹野入議員が言われたとおりでございますけれども、その後、総務産業委員会がありまして、その部分で実際に今、私はこの防災無線は今年度導入することが私の方針だと、目玉であるということから、現在のYCSの戸別受信機が老化に伴い、加入されている方が70%ぐらいの人で全戸ではないものですから、村費で全戸に戸別無線機を導入して、それで災害のときには伝わるようにということの方針として出しているという話を一般質問のときにしたわけでございますけれども、その後の総務産業委員会の常任委員会の方で、議員さんが議員視察をされた幾つものを見て行く中で、私の戸別受信に対する課題が解決はされるではないかということになりまして、ここの議会では付帯決議をしていただきました。

そして、「防災行政無線整備事業特別委員会」を設置していただきまして、そしてその範囲の中で再度、業者との、議員さんたちとも疑問を投げかけていただき、検討して、最終的に4月22日に、今までの経過と検討してきました結果を全会一致で承認していただくという経過で今の形になったという時間的経過がありますので、3月1日の議員の説明のときに、私は私の方針での戸別無線を導入するということについて言ったことは事実でございます。そういう経過だということで理解をしていただきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） それはよくわかりましたが、やはり屋外スピーカーを使うには、そのぐらいのことしかできないということがわかったわけですので、それでいいと思います。ただ、予算的にもかなり安くなると思うのだけれども、大体どのぐらいの予算設定なのか。それと、基本設計はいつまでにやって、本当にあと10カ月後にできるのか。この予算については来年度に持ち越しができないと思うのだけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 先ほど村長が答弁しましたように、現在、防災行政無線の設計中でございます、金額は現在把握しておりません。

今後の見通し的なことなのですけれども、今、設計者とも打ち合わせする中で、今月の中旬ぐらい、もう今日9日なわけですけれども、20日ぐらいまでにはある程度の設計を、しっかりしたものを出していただく。そして、出していただいた中で、村としてやはり来年の3月までには完成しなければいけないということでございますので、今月の下旬には、一応、業者選定委員会を開催した中で、業者を選定して、指名競争入札というような格好に持って行きまして、7月中旬ころには入札で業者を決めていきたいということで考えておりまして、その業者が決まりましたら、業者と村との間で仮契約を締結した中で、議会の議決の臨時会を開いていただいた中で審議していただいて、議決をいただいて、本契約に持って行きたいというようなことで、スケジュール的には考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 絶対的にもう、28年度にやるのだということで、わかるのですが、屋外スピーカーの設置なのですが、今まである有線のところに同じものを

つけるのか、それとも、プラス何機にするのか、その辺のことは。今と同じような放送を、有線で流しているような放送を、屋外放送の今ある施設では流すのか。それとも、全くもう屋外放送スピーカーに対しては緊急時だけなのか。その辺はどうでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 4月の特別委員会の際にも事業説明の中でも申し上げましたけれども、現在10基の、現在の告知放送のシステムのスピーカーがあります。まず、その10基につきましては、今回整備する防災行政無線もその柱のところに併設ということでありまして、あと新規に11本を新設して、スピーカーを設置することです。

それから、現在の告知放送につきましては、今までどおりに当面の間は放送を継続していくということでありまして、防災行政無線につきましては、本当に緊急のみということ、あまり流れる機会がないということを祈っております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） やはり村長、最初の任期で最後の年だということで、超目玉の施策なのですが、やはりある程度、戸別防災行政無線の設置、期待する人もあるわけですので、反省を含めた中で、もうちょっと村民に丁寧に説明してほしいと思うのですが、その辺はどうでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 行政といたしましては、本当に今回の防災行政無線の導入につきまして、最終的に住民ニーズに従った、議会の皆さんとの合意をいただいた村益重視の大変よい導入案だというふうに理解をしております。そういうことを申し上げて、皆さんに理解をしていただきたいと思いますと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 有線設備の更新はどのくらいの予算が必要と考えておりますか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） これも先ほど村長が申し上げましたけれども、今年度策定します公共施設等の総合管理計画の中で盛り込んでいくというような格好でございますので、村全体のそれぞれの施設の中で、いつ、どのような形で、予算額がどうい

ことについては現在のところ全くしっかりしたものはできておりません。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） これ、いろいろ壊れてくるものがある、部品がないということですが、壊れたものに対してはどのような対処をしていくのですか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 現在の壊れたものについては、それぞれ、交換できるものについては交換等されていると思うのですけれども、今後、やはり非常に老朽化というようなことで、あちこちの故障とかいろいろ出てきておりますので、公共施設の総合管理計画の中で、どのような位置づけになるかは不明ですけれども、これもやはり早急に順次更新整備をしなければいけないということで考えておりますので、あちこちに本当に故障が多くならないうちに更新に向けて進んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 今、有線の加入者が70%ぐらいという話をしていたのですが、これは新しくした場合はどんなふうな状態で、全戸対象にするのかどうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） それも総合管理計画の中でどのような形にするかという具体像はちょっとまだしっかりしたものは出ておりませんが、あくまで現在入っているものについては、すべて更新して、あと少しでも入っていない方については、加入を促していくような形にはなるかと思っております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 先日6月5日の熊の出没の告知放送があったわけですが、屋外スピーカーが壊れて聞けない場所がありました。そのためにも、1日も早く防災屋外無線のスピーカーが必要になるわけですが、今、聞こえていない場所に対しての対処はどのようにしているのですか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 今、聞きとれないとかそういうような場所を私の方で把握しておりませんので、そこら辺もありましたら、至急修繕等を進めていきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

- 10番（竹野入恒夫君） それについては優先的に、最初に防災無線の方のやつを先に設置するのかどうか。その辺はどうでしょう。
- 議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。
- 総務課長（住吉 誠君） あくまで防災行政無線は防災行政無線として整備していきますし、もし現在の屋外スピーカー等で故障しているものについては、順次、修繕等ということで考えております。
- 議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。
- 10番（竹野入恒夫君） 現在使っているものについての修理は可能なのですか、これ。いろいろ部品とか取れるわけですか。
- 議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。
- 総務課長（住吉 誠君） すみません、そこら辺も含めた中で、修繕が可能か。場合によってはそっくりスピーカー自体を取りかえなければいけないか。それはあくまでもそれぞれ個別の対応になってくるかと思えます。以上です。
- 議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。
- 10番（竹野入恒夫君） それは防災無線の方の費用はつけられないと思うのですが、その辺はどんな形でもって修理していくのですか。予算は。
- 議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。
- 総務課長（住吉 誠君） それについては、総務課の方に修繕費というのが盛ってありますので、その中で順次対応していくということになるかと思えます。
- 議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。
- 10番（竹野入恒夫君） 総務省で進めているWi-Fiの防災というような考えは、もうこの前お願いしたのですけれども、そのような考えは全然なかったわけですが、無理でしたかね。若い人たちによく言われるのですが、Wi-Fiでどうにかならないかと言われるのですが、どうでしょう。
- 議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。
- 総務課長（住吉 誠君） 3月の議会の特別委員会にいろいろな意見出されたものについては、設計者の方と詰めた中で、今回の屋外スピーカーのみというような結論に達したということになります。以上です。
- 議長（平沢恒雄君） 質問事項1についてはよろしいですか。
- それでは、次に、質問事項2「村道東12号線の排水について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） その2は「村道12号線の排水について」。

村道12号線は、役場の信号からグリーン道路までの区間約1キロあります。この間に南北に縦断する道路が12カ所あります。そのうち舗装されている道路が8カ所あり、1カ所だけ排水設備が整備されておりますが、7カ所の雪解け水……。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入議員、ちょっと待ってください。

（サイレン鳴る）

○議長（平沢恒雄君） 質問の趣旨を再開してください。

○10番（竹野入恒夫君） 7カ所の雪解けの水・雨水・晴天が続いたときのスプリンクラーの水が交差点にたまり、それを避けて運転する人が目立ちます。車を洗車したときに遭遇して、再度、洗車したという話も聞きます。何かこの改善策はないものでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、質問事項2の「村道東12号線の排水について」のご質問にお答えします。

ご質問の「何か改善策はないものか」についてであります。役場東側の県道交差点から東のグリーン道路に向かう村道東12号線は、全長でおよそ1,300メートルあり、幅員も片側1車線ずつ確保ができています。広い道路です。

中間の屈曲部分までの約560メートルとその東側の1つ目の交差点区間は、南北線との交差点部分の段差が少なく、非常に走りやすい構造となっております。

東12号線は役場側から見て屈曲箇所1本前の耕作道を頂点として、緩やかではありますが、東西に排水を振り分けています。もともと道路の勾配が少ない村道東12号線に合わせて、水路兼用道路である南北線の勾配が、交差点付近で緩やかになっていて、水たまりになってしまう箇所があります。

道路自体、交差点箇所の勾配修正をすることは難しいですが、農地整備サイドで長年、県に要望しておりました「畑地かんがい地区の道路排水対策」が事業実施の見通しが立ちまして、「県営畑地帯総合土地改良事業」で対応をしていく方針です。具体的には、来年度測量設計を行い、平成30年度以降に工事の実施を考えております。

これで第1回目の答弁を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 整備計画があるということですが、1キロ300ある、主なところももう8カ所ぐらいあるわけですが、それを全部カバーできるような体制が整うわけでしょうか。

以前に歩道をつけて何とか整備してくれと言ったら、それはできないということでしたが、そういう整備計画の中に取り入れることになれば非常にありがたいわけですが、どんなふうな改築計画なのか、その辺、わかったら教えてください。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 長年懸案だった排水対策ということで、大池原、それから東原、横出ヶ崎から三間沢川ですけれども、125ヘクタールの区域において、排水対策をするということでありまして。今回、東12号ですかね、そこに接している部分というのが約600メートル近くであります。

主な今回の排水対策につきましては、横出ヶ崎から三間沢川まで、基幹の排水路を大きなものを入れていくということ。それに支線を加えて、そこに排水を流していくというような内容のものであります。

今回の事業にどれだけ取り組めるかというのは、まだまだ設計ができてきませんのでわかりませんが、今回の事業の中でなるべく高い方からの水をその場その場で対応していきながら、この東12号線についても排水が取り入れるような形で対応は考えていきたいというように考えております。

それから、残りの約700メートルにつきましても、畦間かんがい地区というかんがい排水の地域でありますけれども、そこに関しても更新というようなことも言われております。まだまだ先にはなるかとは思っておりますけれども、そこについても更新と合わせた中で排水が考えていければと思っておりますので、そんなことも含めて、今回の事業の中で対応はしていきたいというように考えています。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） では、今回はあれですね、半分ぐらいできるということで、あとは、畦かんの方はわからない、まだ見通しはないということですね。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 今回の事業の中で、完全に排水が取れるかという部分はまだ確認はできないのですが、取り入れる部分だけでは、対応できる分は対応していくと。残りについては、畦間かんがい地区の更新に合わせて、また対応して



いきたいという考えであります。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 山形村でも非常に交通量の多い道路です。住民サービスの一環としても、ぜひ早い要望をしたいですので、そういう考えがあるということでもわかりましたので、これは終わりで、ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） よろしいですか。

竹野入恒夫議員、次に、質問事項3「連絡班について」を質問してください。

竹野入恒夫君。

○10番（竹野入恒夫君） その3は「連絡班について」

山形村では、連絡班未加入の問題がずいぶんクローズアップされていますが、今、深刻な問題が発生しております。

現在、連絡班に入っている方が脱会する、連絡班から抜けるとみんな言っていますが、けれども、その家が増えています。このことについて、どのような対策をするのか、お聞きいたします。

2、原因を掌握しているのか。対策は。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 質問事項3「連絡班について」のご質問にお答えします。

ご質問の「連絡班を脱会することについてどのような対策をするのか。原因を把握しているのか。対策は」についてであります。まず原因につきましては、現状ではその理由や経過について把握をしておりません。

言うまでもなく、連絡班は村の最小コミュニティ組織であり、昔からお互いの生活を支え合い、情報を交換し、また、困ったときに助け合いをするといった自助・共助の性格を強く持つ大切な枠組みです。脱会する世帯の事情や背景も様々であろうと思いますので、画一的な対策を講ずることは大変難しいのですが、昔に比べ、何かと利便性の向上した今の社会において、こうした隣同士の助け合いやおつき合いの大切さを村から、あるいは区から、そして近隣、近所から呼びかけていくことが現在できる最大の取り組みではないかと考えております。

第1回目の回答とします。

- 議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。
- 10番（竹野入恒夫君） 村では抜けていく連絡班、常会の数、抜けた戸数の把握はできているのかどうか、お聞きします。
- 議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。
- 総務課長（住吉 誠君） 区とか連絡班を脱退するのは、一応、脱退届けというものを提出していただいております、月に何件かの方は脱会等の届けを出しているという状況であります。以上です。
- 議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。
- 10番（竹野入恒夫君） 連絡班ごとの集計というのはできていますか。
- 議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。
- 総務課長（住吉 誠君） 連絡班ごとの集計はできてはおりません。
- 議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。
- 10番（竹野入恒夫君） 配付文書なんかはどうするのですか。掌握できていなくて。
- 議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。
- 総務課長（住吉 誠君） 配付文書につきましては、あくまでも連絡長さん宛てにそれぞれお届けした中で、連絡班に加入されている世帯に配付というような状況であります。
- 議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。
- 10番（竹野入恒夫君） 抜けた人の配付は。自分で取りに来いとか、そういうあれは出しているのですか。
- 議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。
- 総務課長（住吉 誠君） あくまでもご自分で、それぞれ役場とか公共施設等に置いてありますので、それを取りにきていただいた中で、必要なものを持って行っていただくというようなことで、今、対応しております。
- 議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。
- 10番（竹野入恒夫君） 脱会した人、抜けた人にはそういう通知を出しているのですか。
- 議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。
- 総務課長（住吉 誠君） 村としては特別には通知を出しておりませんが、総務課の担当の方で、脱退届けを提出された際に、文書については連絡班からは行かないよということで、もし必要なものについては公共施設にあるから取りにきてくださ

いというようなことで、お話ししております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） その辺はもう徹底してもらわないと、村に住んでいても、住んでいる価値がないような状態になってしまうので、ぜひその辺は徹底してください、これは。

私の住んでいる連絡班の隣の四ッ谷西連絡班は、発足当時は32軒ありました。昨年24戸に減り、今年では18戸になりました。来年はもっと減ると言っております。この辺の対策を立てていかないと、常会どころかもう隣組とのつき合いもなくなってしまうというようなことが出てきますので、その辺の具体的な対策を立てるような計画はないんですか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） いろいろ村外から転入される方でも、当初から区や連絡班に入らないという方も結構今おまして、この連絡班の未加入につきましては、年に何回か議員さんからも一般質問等でありまして、抜本的なこういう方策等はないのが現状でありますけれども、先ほどありましたけれども9月に実施します総合防災訓練等におきまして、やはり連絡班に入っていない方についてもある程度、今後、それぞれ区や近隣の連絡班の中で声をかけていただいた中で、少しでもそういうものの重要性を認識してもらった中で、区や連絡班の方に加入していただく世帯を増やしていきたいというようなことでは考えております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 区や連絡班を抜けても、何のペナルティもないわけですよ。生活には全然困らないと。だけど、一般の村民に言わせると、何かペナルティの導入はできないかと。ゴミステーションの利用を禁止するようなこととか、役場の決められた場所、サンクスとかそういうところに、抜けた人は持って行けとか、そういう厳しい話を住民から聞いているわけですが、その辺はできないわけでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） あくまで山形村民である以上、そういうようなペナルティ的なことは非常に難しいかと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） その辺はなぜ難しいかとよく聞かれるのですが、その辺どうでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 一応、村民ということで、連絡班に入っていないなくても税金はお支払いしているようなことでもありますので、そういった権利もございまして、なかなか難しいかなと思っています。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） やはり基本的に考えていかないと、これ、常会とか、本当に区は抜けていく人が増えますよ、これ。もうちょっと自分で、村としていろいろ考えていかないと。

それと、隣組、防災組織との関係はどのようになっているのかご存じです？

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 先ほども総合訓練の関係でもあったのですが、やはり防災総合訓練等を通した中で、少しでもそういう隣近所のつき合いとか、そういう連絡班に入っておいた方がいいとか、そういうことを認識していただいた中で、少しでも加入者が増えればということも村としては願っていますけれども、村でできることは村でやるのですけれども、あとは区は区、連絡班は連絡班、それから近隣は近隣で、それぞれ、やはりそういう方にもお声がけ等をしていただいた中で、少しでも加入等を促して行っていただきたいとは思っています。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 防災組織にしても、何にも常会費も納めない、区費も納めない、防災だけに協力するかといったらそれもできない。また、村からのいろいろな書類も来ない。その中でもって、こんなことが、今言った防災についてもやっていると、思っていますか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） やはり災害というものは、今、本当に熊本の地震とか、近年いろいろな大きな災害等が起こっておりますので、住民の方は十分、やはり自分のところはいつ起こるかというのを非常に危険は感じていると思いますので、やはりそういう意識の中で、少しでも防災訓練を、1つのきっかけとして、もし区に入るとかそういうことをPRした中で、少しでも連絡班に入っていない方が減っていけばいいかなということでは、村としては考えております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 先週の日曜日の環境整備ですが、やはり常会を抜けた人は

出てこないとか、そういう例が非常に目立つと聞いております。

その中において、本郷東については、常会を抜けた方も全員が環境整備に出てきたという話を聞いております。でも、そのようなことはやはり、それが普通だと思うのですが、今、総務課長が言っているような防災についてそれだけの心構えがある、考えてはいてもそれだけの人と一緒に行動が伴うかということが一番の問題ですので、もっとその辺を村としても考えて、簡単にそんなに参加できる状態ではないと思うのですが、その辺の考え方をもうちょっと具体的にないですか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） この連絡班につきましては、いろいろと本当に、前から話が出されていましてあれですが、抜けられる人たちの個人的理由というものもあると思うのですが、今、私が捉えています一般的な理由というのを整理してみますと、まず高齢化していて、区や連絡班の役目を務めることができない。仕事が忙しくて、役を務めることができない。税金、区費、連絡費、保護者会、PTA、育成会等々、会合の会費が払えないので会を抜きたい。また、会合が多く、自分と家族とも時間が取れないので抜きたい。それから、会の間人間関係が悪くて抜きたい。自分の居場所がないので抜きたい。負担ばかりで自分にメリットがないので抜きたい。できるだけ他人とかかわりたくない等々、原因が出されております。

山形村の人たちがこのところのどこに分布されているかは理解をしておりますけれども、これを分析しますと、心の問題、時間の問題、お金の問題、体の問題等になってまいります。

私としましては、それぞれどんな理由があっても、山形村は村民として非常時には守る責任を持っているということで、ただいま総務課長が申し上げたように、災害防災訓練等々で、とにかく人間関係を気のつくような形に持って行きたいという、そういう考えでありますことをお伝えします。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 村長の分析でよくわかりましたが、やはり一番大事なことは、区費、常会費を払わなくても生活できるということで、一般村民とすれば、不公平感が、あるんだよね。その辺を一般的な村民にどう説明するかということが一番大事になってくると思います、今後は。

それと、もう1つお聞きしたいのですが、社会福祉協議会ですね。これ、常会費等でそっくり払ったという例があるわけですが、これ、常会を抜けた場合、会費は自分

で納めなければいけないのですが、その辺の加入状況はどんなふうになっていますか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） これは社協のことですので、私は今、副村長という立場でございますので、答えることはできません。この件については会長に聞いていただければと思います。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 社協ということで、違う組織なのですが、こういうやつも、会費を納めなくても老後は利用するとか、そういうような例も出てくるので、ぜひその辺も社協の会議に行ったら、その辺も聞いていただきたいと思います。それは要望です。

それと、区、連絡班に加入しない家は、文書配布や安否確認のために、役場に月に1回、顔を出してもらおうような、そんなようなことはできなものか。共同の村づくりとして。どうでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） やはり区や連絡班から抜けられる方は、あまり行政とかそういうことにかかわりたくないというのが主な気持ちかと思っておりますので、なかなかそういう方を月に一遍とか、そういう法則的なことは村としてできないし、考えてもおりません。

○議長（平沢恒雄君） よろしいですか。

以上で竹野入恒夫議員の質問は終了しました。

それでは、昼食のため、ここで休憩に入ります。午後の再開は、1時から議会を再開いたします。

休憩。

（午前 11時50分）

---

○議長（平沢恒雄君） 会議を再開いたします。

小林会計管理者は、公務のため欠席であります。

（午後 1時00分）

---

◇ 籠田利男君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位4番、籠田利男議員の質問を行います。

籠田利男議員、質問事項1「山形村の公契約条例の制定について」を質問してください。

籠田利男君議員。

（6番 籠田利男君 登壇）

○6番（籠田利男君） 議席番号6番、籠田利男です。1番目の質問です。「山形村の公契約条例の制定は」です。

昨年6月の一般質問で、この条例の質問をしました。村長からは近隣の市町村の様子を見ながら検討していきたいとの回答でした。あえて今回もこの質問をするわけは、昨年以上に深刻になっていることから、もう一度質問いたします。今、建設業に携わる方たちの主流は団塊の世代。もう5年を過ぎると一気に40%の方たちが仕事ができなくなります。それ以前の方たちを加えると、55%以上の方々が仕事ができなくなるということになります。このままでよいのか。地方行政に携わる我々が真剣に考えるときが来ています。

それでは質問に入ります。この公契約条例の制定によって、村内の建設業に携わる方たちがどれだけ助かるかご存じですか。2つ目として、これからの職人の減少を食い止める対策はということで、1番目の質問とします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 質問順位4番・籠田利男議員の質問にお答えします。質問事項「山形村の公契約条例の制定について」のご質問にお答えします。この質問については、籠田議員からちょうど1年前にもいただきました。

まず、1番目のご質問の「公契約条例によって村内の建設業がどれだけ助かるかについて」であります。人的なもの、また金額的なものについては承知をしております。公契約条例の制定につきましては、昨年の答弁で、近隣市町村の状況を見ながら検討していきたいと申し上げてきましたが、今もこの方法に変わりございません。

全国の公契約条例の制定状況について、少し調べさせていただきました。議員の把握している内容と違っていましたらお許しを願いたいと思います。まず、県レベルで

条例制定しているのが47都道府県のうち、山形県、長野県、奈良県、岐阜県、岩手県の5県であります。次に、政令指定都市、市特別区を含めまして、813自治体のうち、制定は21市区と全体のわずか2.6%にとどまっております。また、町村929自治体で、条例を制定している自治体は今のところありません。もちろん、長野県内の77市町村でも条例制定した自治体は現在のところございませんので。

条例制定した全国の21市区のうちでも、建設業界の不況や人的不足が叫ばれてきた平成22年から平成24年にあたり、制定された自治体が多いようにも聞いております。全国の自治体で公契約条例の制定が進まないといえますか、少ない背景には、その後の建設業界での過当競争の緩和をはじめ、労働基準法、最低賃金法などにより、労働者の賃金水準の改善が進むなど、公契約を取り巻く環境に変化が出てきているのではないかと見ております。

以上のことから、先ほども申し上げましたが、制定した自治体の条例内容等検討していきたいと思いますが、公契約条例の制定は今のところ研究課題となっております。

次に、2番目のご質問の「これからの職人の減少を食い止める対策について」であります。一番は住宅建設などの仕事が増えれば、当然、職人が必要となります。安倍首相はアベノミクスの継続を訴えておりますので、国などには人口減少を抑える方策や住宅着工が増えるような経済政策を期待したいと思っております。

聞くところによりますと、東京では、4年後のオリンピックに向けて施設改修などで鉄筋型枠工など職人が不足しているようであります。また、先般発生しました熊本地震では、仮設住宅の建設応援のために村内の職人さんが熊本まで行っているように聞いております。村としましては、住宅リフォーム事業の継続や高齢者の住宅改良など、また、近年大きな地震が全国各地で発生しておりますので、住宅の耐震補強などを進めながら、職人さんの仕事量の確保に努めてまいりたいと考えております。

これで第1回目の回答といたします。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 今、村長から仕事があちらこちらにあるような話を言われていましたけれども、職人の絶対数がもう足りない状態になっていると。そういうことから仕事があるようになっていくということ、あまりいいことではないのですが、今、若い人たちの若年技術者自体が育成できない状態になっています。なぜ育成できないかということは、要は、この条例の制定がなかなか決まってくれない中で、一番給料的にも安定しない、いい仕事ではないということで、なり手がいないということが実情



なのです。

長野県の中で、ちょっと並べますが、77行政あるわけなのですが、その中で10代ですね。この人は県内で12人しかいないのです。20代は157人です。これを77で割りますと、10代なんていうのは1人いないのですね、1行政で。0.15人なんていう数字になります。20代を取ってみても2.03ですから、20代になって初めて、1行政で、山形村でも2人いるかという状態です。30代になりますと8人ぐらいいる形になります。

一番の問題は、60代ですが、約2,000人いるのですね、長野県下で。この2,000人の人が、それも60代を半ば過ぎていますので、もう5年で減ってってしまうということで、一気にこれから減るわけなのです。60歳を超えた人が1,993人いるのですが、そのうちの1,105人が65歳を超えた人だと。あと仕事をされるのももう5年ぐらいかなということになります。そうすると、一気にここで減ってきてしまうわけですね。そうすると、今、なり手が無いというので困っているところは、今まで我々のやってきている在来工法という工法自体があとに継承していけないと。教え込んでいけないと、そういう時代になってしまうということなのです。今の団塊の世代と言われている我々が最後に教わった時代です。我々がもう、20代違えば、もう昔の工法ではなくて、全く今のハウスメーカーの下請けとしてやっている人たちがほとんどになってしまう。そうなったときには、もう教えられない状態にないということです。

そんなことから、公契約の中で、守っていただくことができれば、若い人たちも建設業の方に入ってきてくれるのかなということで、とにかくそれが一番これからの問題ではないかなと思います。仕事自体は、今、職人が結局少なくなっているものから何とかあるのですけれども、ここら辺のところを、主には公契約条例によって、まずは2番目の、これからの職人の減少をどうやって食い止めるかということについて、まずはお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 公契約によりまして、職人の収入が確保され、また、山形村の職人の皆さんが仕事に魅力を感じて、それで後継者が増えて、継続していただけるというようなことがはっきり理解できれば、そういう形にしていきたいなというようには思っております。

確かに、籠田議員が言われますとおり、長野県の建設業の皆さんが高年齢化になり、

若者が入っていないこと自体は理解をしております。私も、技能五輪の選手育成のときに、大工の選手を3人ほど発掘して訓練をしたわけでございますけれども、松本の工務店の棟梁と、それから18歳の徒弟を育てたのですが、ようやく育てても仕事がないということで、非常にそのときの話がよく記憶に残っております。

また、今回、そこで発掘した選手がこの第70回の定期大会の資料の中に入ります技能競技会の中で銅賞を取ったというふうに出ていまして、大変うれしく思ったわけですが、こういった若者が残っていけるような形にしていくということは本当に研究課題かと思っておりますので、具体的にどのような形で進めていくかということは本当にこれからでありますけれども、議員の心配されるようなことにならないような形に取り組みをしていくというようなことで、お知恵を拝借しながら一緒にやっていきたいなと思っております。

いずれにしろ、事業を存続させるような形というのは、当面、山形では、先ほど話しましたとおり、リフォームを継続しながら、その中から仕事を教えてもらうというか、やりながら伝えていくということですが、実際には建設業の教育をしていく教室とか、そういう研修施設があるわけではありませんので、やはり、1つ会社に入るか、または今いる大工の皆さんのところに弟子入りしてやるか、そういうような形にしなければ継続しないわけでありますけれども、そういったときの収入をきちんとするということが大事なことで、こういうふうに理解しています。

いずれにしろ、前回もお話しましたが、山形村の行政としまして、商工業に対する取り組みというものは、予算的に見ても少なかったなということは理解をしております。何とか応援したいということは重々思っていましたので、そんな形でいい方向を探していきたいというのがご回答であります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 今、村長から前向きな答えを出していただきまして、ありがとうございます。今、そのことを本当に皆さんにわかってもらいたいものですからお話しているわけなのですが、最近、村の工事といいますと、保育園の工事があったわけですが、ゼネコンの下請けで村の大工さんも仕事をしていました。最初に、私、そっくり図面をいただきまして、そして当時商工会の方で図面をみんなにたくさん見ていただいて、それで設計当初見たところが、数字にならないものですから、これはもう無理だということで、私ども図面をゼネコンにまた持ち帰りまして、山形の大工さ

んの方では難しいという話をしてきました。

そんな中で、また結局、工事をその下請けでやられた方がいらっしゃるのですが、孫の孫あたりまで行っていますね。その中では、もう1万円を切っているというような方もいました。結局、「遊んでいるよりかいいで、行ってやるか」というような話の中ですので、とてもではないけれども、それによって生活を維持していくというわけにもいかないというような状況です。

設計単価が決まっています、今、世の中はいわゆる最低価格というものを決めて、それ以上は下げないようにしようということで、いい形にはしてくれている中なのですが、いざゼネコンから我々のところへ来るときには、かなり落とされるということになるわけですね。そのときに、公契約条例が制定されていれば、例えば村の仕事だったら、村が間に、そこに入れると。ゼネコンに対して、ゼネコンは我々の方から、入って仕事をしてくれる人たちの方から全部見積もりを取らなければいけないと。その見積もりのとおりに払っているかどうか、そこで調査ができるわけなのです。それが公契約条例というものなのです。

ですから、そういうことをされると、元請けの場合はそういうことがあるよということが常に頭にあるものですから、下請けをたたくことができないと。下請けから見積もりが上がってきたものに対して、そのとおりに払わなくてはいけないというのが法的に条例で決められているということになるのが一番強いわけでありまして、下請けでやってもある程度の数字は確保されるということになります。

我々の職人という仕事自体は、社会保険もなければ厚生年金もないのです。ましてや通信費も自分持ちです。退職金もありません。寒冷地手当なんてさらさらありません。その上、道具代も自分で持たなければいけないのです。1万円を切った日当からそれを引いたら、幾ら残るのだと。2万円あったってそれだけ引けば幾らも残らないわけなのです。その中でも、遊んでいるよりはいいから行って仕事をするかという状況です。本当に弱い者いじめというか、そういう状況に見えるのですよね。これを何とか助けるのが公契約条例なのだということをわかっていただきたい。それを決めることによって、村からこういう調査に入られれば困るということがゼネコン側にあれば、こういう数字は出てこないわけなのです。そしてまた、それぞれの下請けの業者さんから、別に大工さんばかりではなくて、すべての業者さんから見積もりを取り、そしてその中での福利厚生も全部認めて、そして仕事として渡すという、そういう形になってくるわけなのです。

それをできるということになりますと、結局、そういうゼネコンからの下請けした人たちは、飯田の飯下の例を聞きますと、35%ぐらい上がったよということをおっしゃっていました。3割というのはそれこそえらいことです。ですから、それによってようやく今、人並みの生活ができるよという、そういうことですからね。ですから、そんなことをできる限り早く改革してあげなくては、変えてあげなくてはいけないと思うわけですね。

そんなものですから、今、これを考えて、話が一応出ているのが、塩尻、飯田、それから安曇も出ていますね。そんなような話で、行政の方も出てきています。何とかしなければいけないということが出てきています。その中で、村としては山形では私が早いことを言っていることになりますけれども、でも、1日でも早くそういうことを制定してもらって、こういう人たちを守ってあげることが大事ではないかと思えます。これに対して、もしご意見があればお聞きしたいですが、どうでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 私もインターネット等で少し調べさせていただきました。公契約条例につきましても、理念的に制定した条例もございます。長野県はそうです。理念的。公契約条例でも、さっきみたいに下請けのことをきちんと決めた条例のところと、理念的に、長野県は理念条例ということになっておりまして、その理念に基づいているということでございます。

籠田議員さんのおっしゃられることも非常にわかりますが、ある程度、競争の時代ということもございます。中には、ちょっと私もいろいろな自治体を調べさせていただきましたら、公契約条例不要論というものもちょっとあったということで、札幌市議会ですかね。公の自治体が、民間競争をやっているところをあえて自治体が賃金を上げてしまうと。結局は村民というか、市民の皆さんにその分、上乘せになると、そういった議論のところもございます。

そういったところもございますけれども、建設業界を取り巻く環境ということも厳しいということは承知しておりますし、長野県の公共労務単価、これにつきましても、4年前に比較すれば大分上がってきているということもちょっと聞いております。今回も防災行政無線の施設の整備も行われますが、それにつきましても労務単価のことを聞きましたら、この県の労務単価を準用していると聞いております。

そんなこともございますので、先ほど村長が言いましたけれども、この公契約条例につきましても、まだまだ少ない、全国レベルでは少ない部分と見ておりますが、研

究課題というふうにさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 私の言うのは、村で入札されるときに、その単価が上がるということではなくて、それは今までどおりでいいのです。でも、今までの中にも、ゼネコンに渡している数字の中をもうちょっとはつきりできるような、はつきり見せろというような形にしないと、あくまでも孫へ孫へと落としていって、安くさせてやっているのが今のゼネコンの状態だということです。

私も役柄、ゼネコンへ何度も行っています。組織も、全建総連の方へ行って、ゼネコンとも折衝していますが、なかなか「はい、そうですか」ということは言えません。設計単価を見ても、けして安いものではなくて、これだけ出たら十分だろうという数字がほとんどです。その中でも、下へ出すには下げて出すものですから、下の工事をする人たちは泣き寝入りだという、そういう形だということで、それがあってはいけないものですから、そういう公契約条例というものでやっていただくと、そこが下がらないのではないかなという、そういうことを言っているわけですね。

今、大体の公契約条例の中で、87%前後でほとんどされています。結局、その分が行政から落として受けているということで。でも、率がそれだけ出れば、何とか仕事をする人たちもやっていけるのですよね。ですから、そんなわけで、契約条例をつくること自体でそういういいかげんな下へ落とすことが防げるということで、イコールそれは行政が村の建設業者を守ることができるのだと、それによって守ることができるのだということを私は言いたいということを言っているわけです。

それについて、副村長、どうですか。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） おっしゃることはわかりますので、先ほど言いましたように、できるだけ早く研究はさせていただきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） あちらこちらで、これからできてくると思います。それを山形バージョンに変えればいいかなというような状態かと思えます。そんなに極端に変わる内容ではないかと思えます。とにかく公契約条例のことですからね。

ただ、商工会や建設労働組合や、そういうことの中で、この建設関係に携わっている人、村内の携わっている人を見ても、山形にも1,000人を超えるのですね、家族まで入れると。どう見ても1,200～300はいるかなというふうに思います。

こういう人たちが、1,000人以上の人たちが助かってくるということになりますので、これも見て見ぬ振りではなくて、大事なことかなと思います。ぜひとも、ここで公契約条例を決めるに対してお金がかかることでもなし。ただ、それによってしっかりした村の方から調査に入れるということになりますと、元請けの業者もきちっとした工事をしていくでしょうし、また、全部出すことができますので、保険料がどのぐらいかかるかとか、通勤費がどれぐらいかかるかとか、全部それを出した上で、それを見た上で元請けは仕事を渡しなさいということになっています。また、それと契約もしなさいということにもなっていますし、そういうことが全部されているかどうかということ、言いかえれば村の方から調査をしてほしい、調べてほしいよということ、そういう組織をつくってほしい、条例をつくってほしいという、そういうことを言っているわけでありまして、これは村の立ち入りが難しければ、委託してもらってもいいと思います。村の建設労働組合のそういう人が、そういう人たちの中で役員が入るようにしてもらえばいいものですから、やり方はどうにもなると思うのですけれども。

いずれにしても、そういう条例によって助かる人が出てくるし、また、そして第1号としてここ平で始まっていくことがこれから続いて、塩尻も続いてやっていくことになると思いますし、そういう元になっていくのではないかなど。それによって建設業に携わる人たちがよくなっていくかもしれないなど、そんなように思うわけでありまして。今、仕事も少なくなっておりますし、ただ、人数が少なくなってきたので、仕事は少なくとも何とかいいのかなという状態なのですけれども、これからいろいろ考えると、村の山のことを考えてみても、県の山のことを考えてみても、木はあっても今度は仕事ができないという、そういう状態になるものですから、どうしてもこれを前向きに、時間をかけないような形の中で考えていただきたいと思いますが、村長、どうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） いずれにしても、今、近隣の市村でも研究に入ったというようなことをございますけれども、また、諏訪市の方でも取り組むというようなお話も聞いておりますので、そういった情報を入れながら、山形村の商工会の皆さんたちが本当にいい状況になるように、村益重視ということで考えて方向を見つけていきたいというふうに思っております。

いずれにしろ、後継者の問題につきましては、農業の後継者につきましては新規就

農としていろいろな助成があるわけでありましてけれども、同じように商工業、サービス業の皆さんたちも後継者というような位置づけになったときには、やはり商工会も含めた形で、どういうふうな形で援助していくかということは考えていかなければいけないというふうには思っております。そんなようなことの一面になればと思いますので、いずれにしろ前向きに考えていきたいと思っております。お答えします。

○議長（平沢恒雄君） 籠田議員、よろしいですか。

籠田議員、次に、質問事項2「山形村は国・県への雨氷災害の復旧要望について」を質問してください。

籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 2番目の質問です。「山形村は、国・県への雨氷災害の復旧要望について」ということで、松本市はこの9日に地元選出の県議会議員と意見交換会を開いて、倒木処理と災害防止のための県による治山事業の拡充を要望すると。また、全国治水砂防協会からは、これは皆さん、議員さんに渡されたのですが、熊本地震による砂防災害を踏まえた緊急提言も出ておりました。

松本地方も梅雨入りし、今年は長雨も予想されるとのことで、村民からは毎年、日本各地から報道される災害を見て、心配の声も出ております。実際、私も総務産業常任委員会や、自分で山へ行ってみて、山の斜面の倒木の重なりを見て、産業振興課長の気持ちもよくわかります。

質問ですが、我々議員に渡された緊急提言を見ますと、やはり木のない山は二次災害が心配されます。山形村の対応策としてはどうでしょうか。お願いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 質問事項2の「山形村は、国・県へ雨氷災害の復旧要望について」のご質問にお答えします。ご質問の「二次災害が心配されるが、村の対応策は」についてであります。雨氷による倒木被害については、長野県林務課が2月に発表した森林被害面積は長野県全体で601ヘクタール。松本管内2市2村で477ヘクタール、うち山形村は53ヘクタールと発表がありました。しかし、暫定数値であるため、現在も被害面積と被害に対する回復計画を林務課と調整中でありまして、6月末までには、被害面積等確定値がまとまります。この確定数値をもとに、県と国に要望していきたいと思っております。

また、沢沿いの倒木による土砂ダムが発生し、崩壊による洪水など二次災害も予想されることから、治山事業の拡充も含めて早期に対策が取れるよう、合わせて要望をしていきたいと考えております。具体的には、この6月15日、清沢県議の力もお借りして、中島副知事が担当でありますので、村内の被害箇所の視察を計画しております。そこから、これからの対策の検討に入りたいと思っています。

以上、第1回目の回答とします。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 清沢先生の仲立ちで、副知事が見えるということも聞いております。それで、ドローンを購入したということで、そのドローンを使っただけの調査の内容というのはどこら辺までいっていますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 先ほど村長が報告したとおりでありますけれども、現在も調査中であります。林務課で2月に発表した数値が暫定の53ヘクタールということでありましたけれども、現在、林務課とも調査中でありまして、ドローンによる調査も林道からドローンを飛ばして、周りの森林の状況を見ているという状況の中で、まだ見込みではありますけれども、約25ヘクタールほど被害面積が増えまして、78ヘクタールというようなことで、確定値ではないですが、現在、被害面積が増えている状況であります。

多分、この数値が確定数値となっていくかと思うのですが、現在も林道については倒木の整理をして開通を目指しているものですから、まだまだドローンを飛ばして調査できないところもあるものですから、若干はまだ増えるかと思うのですが、ほぼ78ヘクタールというような被害状況になるかというように捉えております。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 林道については、前に課長からも前回説明を受けていますし、大分片づいているというのは伺っておりますし、自分も見てきているところもあります。私も国会議員の先生、県会議員の先生と話す機会がありましたもので、この話を出しました。その中で、やはり地元から声を出してもらうことが一番重大で、地元から声が出れば、何とかしなければいけないなということになるので、という話が両方の先生の方から言われておりました。

そんな中で、ぜひとも、これはどこもそうだと思うのですが、どこの行政もそうですが、それぞれの行政の方で一緒になってといいますか、行政同士が一緒になって、



1カ所ばかりではなくて、国や県にお願いしていくという形が一番いいのかなと思いますけれども。

私がちょっと気になるのは、個人の山ですね。この個人の山を持たれている方たちは何もできないと思うのですね。保安林は県の治山事業で全額出るという話らしいのですけれども、しかし、県に資金はないと。保安林でない山は通常の整備事業という形でしかやりようがないと。ということになると、いつ手を入れられるのか、ないのかも全然見当がつかないよという、そういう状態になっている。やはり、今お話したとおり、こういう状態ですので、中信地区の行政が連携することが一番大事なのかなと。そして、国や県へと要請していくということが大事ではないかなと思いますが、その点はどうでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 籠田議員のおっしゃるとおりでありまして、非常に民有林について負担等が心配されるわけでありまして、この78ヘクタールの被害面積のうち、約19ヘクタールが民有林であります。全体で占める割合で言えば、25%が民有林。そのほかについては村有林というような内容であります。

確かに、民有林についての個人負担、まだしっかり調査はできていませんけれども、大分負担がかかるということでもありますので、その辺等をしっかり面積、調査被害面積等を確定した中で、国、県にも要望をしていきたいというふうには考えておりますし、また、保安林でありますけれども、保安林につきましても、この78ヘクタールのうちの約29ヘクタールが保安林指定地であります。これにつきましては、村有林部分での29ヘクタールでありますので、民有林については指定がかかっておりませんので、そういう面からも含めて、それぞれの個人負担が出てくるということなので、その辺も考慮しながら国、県には要望をしていきたいと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 課長にそういうふうを考えてもらっているというのは非常にありがたいことかなと思います。朝日村では、地権者を集めて説明会を行っているというふうに聞いております。山形村では、やはり個人の山の方が一番心配されているかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 当初、被害のわかっているところから、説明会ということも考えたのですけれども、全体をしっかりと把握した中で、地域、地区が固まった

状態の中で説明会等を設けて、所有者の方には説明をして森林整備につなげていきたいというように考えています。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 今、ここで副知事が見えられて、そして内容が大分見えてくれば、説明会もしやすくなるかと思えますけれども、そうなったときにできるだけ早く個人の山の方に説明会を開いて、してあげることができればなというふうに思います。

今といいますか、この間も行ってみても、ほとんどがカラマツが主流なのですけれども、一般的な考え方から見ると、今回の倒木の一番多いカラマツというのは、どちらかというあまり用材として使いにくい木なのです。ただ、これは使いにくいからだめなのだということで、片丘の廃木材のバイオマスの燃料としてしまえばいいやというような考え方が一般的には一番近いし、楽で早いかなというふうに思われますけれども、ちょっと1つだけお話しすると、佐久にカラマツ材だけでやっている木材会社があります。すべてカラマツです。カラマツ以外何もあります。株式会社青木屋木材というところなのですが。そのカラマツを使って、1軒まるごとカラマツで家をつくるのです。壁も床も天井も全部カラマツなのです。このカラマツを全部KD材にしまして、100度の温度をかけまして、1週間ぐらい乾かすと、みんなヤニも抜けて何も出なくなって、材としては非常に粗くない、おとなしい木になってしまうのです。そういう状態にして、1軒まるごとカラマツ材でつくる住宅があります。

こんな方法でつくっているのがあります。設計は清水建築設計事務所というところがやっておりますけれども、長野県下に何棟も実績があります。板倉造りという工法なのですがね。こんな形としても使えますのでね。ただその焼いてしまうとか、形としては、あれも1つそうなのですけれどもね。齋藤木材でつくっておられるあれもそうなのですが、そんなことでできるのだと思います。戦後、早く育つのだということで、恐らくカラマツやそういうものも県で奨励した木だと思います。何とか用材になって、山から出して、少しでもそういう、焼くではなくて費用の足しになるような形もできれば、当たってみることも大事かなと思います。そんなことも県や国にぶつけて、カラマツ材の処理も含めて当たって見ていただければなと思います。

個人ではどうにもならないということで、行政同士がということで、先ほども私、何度も言っていますけれども、そういうことも含めてやっていただけたらと思いますが、村長、どうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） いずれにしましても、今回のカラマツの被害、今言われましたようなことも1つの方法でございますけれども、どのようにやるかはまた近隣市村の皆さんとも相談しながら、また、県と相談して対応するというような形でしていきたいというように思っています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員、よろしいですか。

それでは、籠田利男議員、次に、質問事項3「通学路の管理について」を質問してください。

籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 3番目の質問です。「通学路の管理について」を質問します。教育長にお願いします。半月ほど前になりますけれども、5月17日の夕方です。鉢盛中学から帰られる途中、上大池の交差点の100メートルぐらい南になりますか、その歩道の段差にハンドルを取られて、女子中学生が転んで両手首を折る大ケガをされた。このことは教育委員会も建設水道課も承知されていると思いますし、また、総務課も聞いていると思います。

建設水道課長の対応ですぐ舗装されたかと思えますけれども、本当に早く、明るく日もう舗装できていたということで大変よかったですと思います。その後も、ほかのところもあるということで、私、ちょっと村長に話したところ、すぐまたそっちの方も工具を置いてすぐ舗装したという、そういう早急な対応を取ってくださったことについてはよかったかなと思います。ただ、ケガをされる前になぜそこまでのあれを見逃していたかということが一番気になるところです。

それで質問です。すぐ補修工事をされていますけれども、通学道路に対して、今後の対応はということ。2つ目には、ほかにもやはり自転車で転んでケガをしたという中学生が数人いると聞いています。教育長は承知されていますかということをお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長 根橋範男君 登壇）

○教育長（根橋範男君） 通学道路の管理についてのご質問にお答えします。初めに、大ケガをされた生徒さんには心からお見舞い申し上げるとともに、1日も早い回復を願っております。

まず、1番目のご質問の、「通学道路に対して今後の対応について」であります。危険箇所を把握し、対応を図っていく取り組みが必要と考えます。関係機関、関係団体等を構成員とする通学路安全推進会議といった組織を設け、通学路の安全確保のため、定期的に通学路の合同点検を実施し、危険箇所の把握とその改善を図っていきたいと考えております。

なお、村の建設水道課におきましては、村管理の道路で、横出ヶ崎から中学校までの道路の歩道について、公安委員会より歩道部自転車通行可能の指定を受けていますので、日々の道路パトロールの際に合わせて点検を行うことや、そのほかの通学道路でも道路パトロールの際、破損、段差状況を確認し、異常のある際には速やかな対応を心がけていくと聞いております。

次に、2番目のご質問の「ほかに数人の中学生も転んでケガをしたことを承知しているか」についてであります。5月18日に鉢盛中学校の教頭先生が村の教育委員会を訪れ、今回骨折した生徒の報告と今後の対応についての依頼がありました。この時点で、今回骨折した生徒のほかに2名の生徒が自転車で同一場所において転倒したという報告を受けました。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 委員会を設けてこれから点検していただけるということで、非常にいいことだと思いますし、ぜひともそれは早急にやっていただかなければいけないのかなというふうに思います。

今回のこの事故があったとき、私に連絡がありましたものですから、行ってみるところ、すぐ工具を置いて、すぐ舗装したということで、非常に安全策をすぐ取っていただいたことに対しては非常によかったなと思いますけれども、実際、ただ、その後に教育長に言いたいのは、全協があったわけではないですか。そのときに、小学校の渡り廊下の話とボイラーの話は出たのですが、そのときにこういう事故があったということは教育長から何もなかったものですから、なぜそういうことがなかったのかなと。その話が教育長の方から出なかったのかと。ちょっとそこら辺、教育長、聞きたいのですが。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 対応済みであったということと、それから松本市の教育委員会の対応もあるものですから、この前の全協のときには、こちらについては、松本市の方からの報告があるというふうに判断したものですから、全協のときには報告をい

たしませんでした。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 対応済みというのはちょっと、私、取られないのですけれどもね。今、こういうことで、女子中学生が転んでケガをしてしまったということで、舗装の方はこうなったとか、そういう報告はあってもいいではないかなというふうに思いますけれども、それが何もなかったということでしたので、ちょっとその辺何か意図があるのかなというふうにも当然取れますのでね。

別に松本がどうのこうのではなくて、山形の子どもですし、山形の道路ですし、早急にこれはしていかなければいけないことで、えらい時間おくことでもないし、そういうことで舗装をすぐしてくれることは大変よかったかなというふうに思うのですけれども、やはりそれをオープンにして、みんなが、村民全員が子どもたちの通るところを気をつけて見て、「ここが危ないよ」「ここが危ないよ」というところがあれば直していかなければいけない。そういうことだと思うのですよね。

ですから、これを形だけといいますか、そういう書類上だけの、形式だけのことはとんでもない話じゃないかなというふうに、もう事故が起きていることですので、そのように思います。

私も、もう1つ、ほかに村長あるよと、ほかのところも舗装が下がって歩道との段差ができているところが何カ所もあるよという話をしたら、すぐそこを舗装にされたものですからね。村長からそういう指示があったかなと思うのですけれどもね。そんな、言われたから、こういうことを聞いたからではなくて、早急に、先ほどの委員会を、委員会は別に開かなくても、後からでもいいのですよ。教育長が「誰か行って見てこい」ということで、現地を写真撮ってこいと言っただけでも違いますし、歩いてみるのが、子どもと同じ目線、自転車に乗っても、自転車に乗っていてもいいと思うし、子どもと同じ形でそこを走ってみることがまず大事ではないかなと思います、どうでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） おっしゃるとおりだと思いますが、通学路という観点でいくと、教育委員会の安全上の権限の事項になると思いますし、道路管理そのものになると、教育委員会の権限とはちょっと違う権限のところになるものですから、私の方としては、先ほど答弁の方で申し上げましたとおり、通常の通学等されている中で支障があるというのを言っていただければ、すぐに関係機関に伝えるということはします。

それから、もう1点は、やはりみんなで見るという機会も必要かなと思うものから、答弁の方で申し上げさせていただいた、通学路の安全点検をするための組織といたったものもやはりつくって、全体で村の中を関係機関で見るという機会も重要かなと思っておりますので、やはり組織の中で対応させていただきたいというのが1つと、あと、日常、日々発生する課題があるものですから、こちらにつきましては、学校の生徒指導だけではどうしても対応できない道路構造上の問題等あるものについては、関係機関の方へ伝えて対応をお願いしていくというふうに考えています。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） もう1つ、お聞きしたいのですが、ケガをされた子どもさんとその親御さんに対しての対応というものは完全に取られて、終わっているということですかね。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 教育委員会の方で特にケガをされたご家庭に特別な対応というのはしておりません。ただ、通学途中の事故になるものですから、学校安全保険の関係の保険対応ということで、学校の方では保険の手続を済ませていると思います。

それから、学校では、ケガをした翌日になると思うのですけれども、行って状況を聞いて、お見舞いを申し上げているというふうに聞いております。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 聞いているということになります。できれば教育長あたりは子どもさんのところへ行って、声をかけてやってもいいのかなと。両手を使えないというような、何とかペンを持っていたのですけれども、後遺症としても残るかもしれないような話も聞いておりますし、対応としては、今の話を聞いている中では非常にクールかなというように感じております。現地へ行ったときに一番感じたのは、たまたま歩道の中で転んで本人がおさまったのでいいですが、あれが車道側に転がり出たときに、直線道路でスピードを出していますので、そうなったときには大変なことになったのかなというふうに感じます。運がよかったというか、悪かったのかというか、何とも言えませんが、今回、考え方によるとそんなところでよかったかなというふうに思いますけれども、痛い目に遭ったのはとんでもない話で、よかったわけでは決してないですし、これから後遺症が残ってしまえば大変なことになりますので、ぜひとも。

これから部活やなんかをやられてくると、大変荷物も多くなると思うのですよ。そ

して、自転車の前に乗せたりすれば、ましては女の子の力ではハンドルなんかすぐに取りられてしまうのかなと思うのですね。これは親の人たちはみんなさん同じだと思います。ぜひとも至急、先ほど言われました点検、委員会を設けて、そして毎月のごとく点検して、安全に子どもたちが学校に行けるように、これは小学校も全く一緒ですが、そんなような対応策を取っていただきたいなと思います。

私の方の質問は以上です。

○議長（平沢恒雄君） 以上で籠田利男議員の質問は終了しました。

---

◇ 上 堂 浩 堂 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位 5 番、上条浩堂議員の質問を行います。

上条浩堂議員、質問事項 1 「人口減少時代の総合計画について」を質問してください。

上条浩堂議員。

（2 番 上条浩堂君 登壇）

○2 番（上条浩堂君） 議席ナンバー 2 番、上条浩堂であります。我が山形村の村政体制全般が、危機感が欠如しているのではないかと、こういうことに関する質問は、この議会の一般質問でたびたび行われてきましたが、今回は人口減少時代の総合計画というテーマで質問しますので、お願いいたします。

質問の要旨。我が山形村においても、昨年 1 1 月に人口ビジョンが策定され、将来的な人口予想が示されました。その予測に立って中期的な計画づくりが行われなければなりません。限られた政策資源を適切に配分するために、総合計画策定を通して、政策に優先順位をつけ、地域社会にとって必要不可欠な政策を展開することが一層求められます。

既に我が村においても顕著化しているインフラの老朽化、人口の希薄化によって非効率的化するインフラ、既に過剰となっている施設等の問題にどう対処していくかを示すことも重要なことでもあります。総合計画、財政計画、行政改革の三位一体な取り組みの重要性が問われることとなります。今年 3 月には総合戦略が示され、村民に対しパブリックコメントの募集も行われました。

さて、以上を踏まえ、今後の政策が人口減少時代に対応しているのかを伺います。

①昨年 1 2 月定例会における村長答弁の中で、極端な人口減少はないとしたその根拠

を伺います。②健康寿命延伸目標は大変立派で結構とは思いますが、一方で社会保障や福祉関連費が増大され、財政の圧迫を招きかねないと危惧されるが、これについての見解を伺います。③人口減少時代における中期的展望として、村長が考えている政策、考えがあれば、それを示していただきたい。

以上、お願いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは質問順位5番・上条浩堂議員のご質問にお答えをします。質問1「人口減少時代の総合計画について」の質問にお答えします。まず、第1番目のご質問の「昨年12月定例会における答弁の中で、極端な人口減少はないとしたその根拠について」であります。山形村の人口ビジョンが昨年の10月に発表されました。山形村の人口予測が出され、これによりますと、山形村の人口は2015年の8,490人をピークに減少するものの、2035年に8,079人となる推測を出しています。この20年で、山形村は8,000人の人口の維持をしている予測を見て、微減、極端な人口減少がないと答弁をさせていただきました。

また、現在、山形村の人口ピラミッドで一番多い世代は、団塊の世代を含む60歳から40歳の年代であります。これが20年後になったときには、このピークが現在35歳から39歳の年代が最も多い世代に移ります。5歳ぐらい若返ると思います。この間、総人口は400人の減少の予測ですが、年間で計算をしますと、50人の減少で推移をすることとしています。そこで、他市町村は100人、1,000人台の減少のお話をお聞きしますので、山形村は微減と表現をいたしました。

次に、2番目のご質問の「健康寿命延伸で社会保障や福祉関連費が増大し、財政の圧迫を招きかねないと危惧されるが」についてであります。健康寿命延伸は、平均寿命延伸に対しての抑止力とっております。高齢化が進む私たち団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、上条議員が言われる社会福祉や福祉関連費が増大することは確実に言えます。そのための施設や介護事業を増やすことは財政を圧迫しますので、対策として考えていくことは健康寿命延伸であります。俗に言うぴんぴんころりの社会をつくっていくこととっております。長野県は長寿世界一から、健康寿命世界一に看板を書きかえました。山形村も健康寿命延伸の村づくりを行っていきたいと思っております。



次に、3番目のご質問の「人口減少時代における中期的展望について」であります。人口減少に対する山形村の中期展望は、まち・ひと・しごと創生総合戦略でまとめてあります。基本体系として4つの柱を立てました。まず、1番目、農業をはじめとする地域産業の振興と安定した雇用の創出。山形村の基本産業は農業と位置づけています。農業人口は全人口の20%弱ですが、農地はなくなりませんので、後継者の育成や新規就農者の育成により、農業振興の継続発展を目指します。具体的には、優良農地の有効活用や、農産物の山形ブランドの育成を図ります。

2番目としまして、豊かな自然と観光。交流資源を生かし新しい人の流れをつくります。(ア)人の交流には、観光交流が最も効果的と思います。外に出て行くことも大切ですが、村外から来ていただくことが効果的と思います。積極的に山形村の情報を発信し、山形村に呼び込むことを推進します。河津町や小樽市等の観光交流を起点に、いきいきシンポジウム、地域間交流で山形村をPRするとともに、京都清水寺の協力をいただき、山形村清水寺、清水高原に誘客し、スカイランドきよみずの宿泊客を増やします。また、観光協会の観光農業や体験農業、りんごオーナー制等の充実、また、唐沢そば集落や水車をテーマにした信州手打ちそばの誘客を図っていきます。とにかく山形村に来ていただく人の流れをつくります。そして、(イ)としまして、移住・定住の受け入れ体制をつくっていきます。空き家バンクを作成し、空き家の活用を進めていきます。また、業者との情報を共有化して、村外からの定住を図りたいと思います。いずれにしても、山形村のよさ、魅力を発信し、山形村に興味を持っていただきます。また、空き家を利用した集いの場の取り組みもよい話題でありますので、行政としても松本広域の観光事業にも協力をいただき、人の流れをつくり、参加者を募り、山形村への誘客を図ります。

続きまして、子育て・教育環境を整え、村の宝・人を育てていきます。まず、出会い・結婚への支援ですが、現在、松本ハイランドが婚活イベントを計画実施していますので、それを応援・支援をして、出会いの機会を拡大します。また、若いお母さんたちの支援の充実を考え、妊娠・出産・子育て・教育の一貫した支援を行って、子育て世代の利便性の向上に努めます。

活発な住民活動と立地を生かした明るく元気な村づくりに対しましては、安全・安心な生活環境づくりに防災・減災の対策を充実させます。防災無線の導入により、連絡班の情報伝達の仕組みづくり、地震・総合防災訓練による連絡班の連携、また、きずなの強化等の充実を図り、日常の防災力の向上を図ります。また、生活の利便性は

上下水道施設の長寿命化や道路・河川のインフラの整備や公共交通の充実を図り、安心して暮らせる地域づくりを進めています。

生き生きとした健やかに暮らす地域づくりでは、Uターン、Iターン、Jターン等の人を受け入れる情報の発信をして、まず山形村に帰ってきていただく方法を考えます。また、村民の健康づくりには、ウォーキングコースの整備などをして、村民の皆さんで楽しく明るく元気な山形村を発信していきます。いずれにしても、山形村を村民自ら自信を持って友人、知人にPRができ、山形村に受け入れられる環境を整備し、積極的に交流ができる状態で山形村に来て、住んでいただく魅力づくりをすることで、人口減少の抑止力としていきたいと考えています。

以上、第1回目の答弁といたします。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） それでは、村長答弁に従って再質問をさせていただきます。まず、人口減少ということに関して、山形村は他に比べれば人口減少が少ない。そういう認識だと受け止めましたが、そう言いましても、今後の日本全体の出生率というのは多少上昇したとしても、人口減少というのはもう避けられないと思います。なぜなら、子どもを産む世代の人口がもう既に決まってしまうからです。これはもう増やしようがない。

そこで、問題点がまだありますよね。8割のご夫婦が子どもを2人以上ほしいと思っても、いろいろな事情でそれができない。例えば、経済的な理由というのが一番多いと思うのですが、1 m o r e B a b y（ワンモアベビー）応援団という一般財団法人なのですが、ここの調査結果をちょっと引用させていただきますと、2人以上の子どもの人数を理想としているけれども、全体の7割が「2人目の壁がある」と答えています。つまり、第2子をためらっている傾向があるそうです。その経済的な理由が84%で一番多かったのですが、晩婚化の影響、自分や配偶者の年齢的な理由、これが続いている。その他、仕事上の理由とか、保育所不足とか社会制度上の問題、こういうことも結構多く、子育てに関する制度と企業風土が整っていないために、男性も積極的に育児休暇が取れない。原因は数々ございますが、我が村のみで解決できることではない。とりあえず、こういう現状を村長もしっかり理解すべきだと思います。山形村人口ビジョンの各数値は、示されたものをそのままのみにすれば、ものすごく山形村は人口減少に関係ないように受け止められがちですけれども、ちょっと希望的観測が強いのではないかと、自分はそのように思っています。

その人口ビジョンを前提とした総合戦略、これも極めて危ういのかなと思っております。全国の人口が確実に減少する中での人口奪い合いの自治体競争に陥っているとしか見えません。例えば、今、全国の自治体で子どもの医療費助成ということが盛んに競争で行っています。当初の対象が入学前であったのが、だんだんエスカレートして今や18歳まで、こんなふうに拡大してきている。本当に子どもの命や健康を考えているのでしょうか。そうではなくて、これは医療保険制度の改革に目を向けるべきだと、自分はそういうふうに思っていますが、この点に関する村長見解をお伺いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 山形村の人口が微減であるということは、人口減少という社会的な境遇に対しては確実に減るということは事実であります。微減と答えているのですが、何もしなければ減少し続けるわけでありまして、そういうようにしないために対策を取っていくというのが総合計画であり、総合戦略であるというふうに理解しているのは事実であります。ただ、その計画自体が危ういかどうかということにつきましては、そういうことで進めたいという計画でありますので、実行していくそのときのやり方によってはと思っております。

それからまた、今、浩堂議員が言われました、子どもが欲しいけれどもなかなかつくれないといった社会的状況も確かだと思います。そのために、経済的な支援を村がしていくというようなことも考えていくことだと思っておりますけれども、いずれにしろ、子どもを産み、育てていかない限り減ることは確実であります。だから、育てやすい環境や、育てる若い夫婦の人たちの意向をよく聞いて対応していくというのが、これからの村を育てていく大きな要素だということは重々承知でありますので、今、危惧されました内容につきましては、1つ1つ対応を取っていくことかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） よろしくお伺いいたします。2番目の健康寿命延伸の件に、このことですがけれども、先ほどの村長答弁では、社会保障費や福祉関連費の増大、これはわかっているとおっしゃったけれども、ではそれに対して具体的な見通しとか策、何かお持ちでしたら、それをお示し願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 実際に施設や介護事業を増やすことはこれからはできないというのは、先ほどの人口減少に基づきまして人は減っていくという前提でありますので、高齢化は増えたとしても、それを支えていく財源を成す若い人たちは、生産年齢も増えた形ですけれども、人口は減っていくわけで、それをカバーすることは難しいと思っています。だから、財政は圧迫していくということになります。

したがって、健康寿命延伸をするにあたりましては、長野県が求めていますACEプロジェクトの実施が一番大事だなというように思っております。アクションで毎日歩くこと、そしてチェックで家族を含めて健診をすること、そして健康な野菜を食べるとか、禁煙するとか、そういった日常的な活動をしていながら、健康寿命を伸ばすことによって、施設と介護費用がかからないように持っていかなければ、やはり経済が破綻してしまうと、財政が破綻してしまうと、こういうようなところは見えておりますので、やはり山形村も長野県の方針に従って進めていくことがよろしいかと考えております。したがって、健康寿命延伸の活動は、ACEプロジェクトの方針に従って具体的な展開をしていきたいというのが対策の1つであります。

でも、実際の施設や介護費が金額的にどのぐらいになるかということは、私の方ではつかんでおりませんが、介護施設や介護事業に対して、あと20年後、30年後についての費用というのは、ちょっと私の方で持っておりませんので、課長が続きます。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 介護保険費用等の見込みでございますが、申しわけございません、ただいま資料が手元にございませので、詳細な数字は説明できませんが、介護保険計画を3年ごとに作成する中で、前回の計画の際に、すみません、ちょっと詳細な数字は今すぐ出てきませんが、一応、10年先の給付費等の見込みも合わせて計画書に掲載をしております。後ほど、必要でしたらまた上条議員の方にお届けさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 細かい数字を今回の質問で求めたわけではありません。村長の姿勢をお伺いしたかったのです。村長のおっしゃる2025年、ここがどうも関連費増大のピークかなと。それに向かって、言葉はいいか悪いかは、村長がおっしゃるとおりに言えばぴんぴんころりね。これに向かっていくその目標、それ自体は結構だと思いますので、それは結構です。

それで次に、最後の村長のお考えの中で、人口減少時代ということがあまり示され

なかったのであれなのですが、持続可能な地域づくりというのを前提にして、そのときの首長、我が山形村では村長ですが、その役割として、持続可能な自治体をつくり上げること。地域の政治的リーダーとして、そのスタンスを明確に示すことであり、メッセージを常に村民に出すこと。今までの拡大路線から縮小路線にという、そういう認識を持つこと、こんなことが必要だと自分はそういうように思うのですけれども、実際に先進地事例として事例を挙げさせてもらおうと、岐阜県に多治見市というのがございますよね。これは皆さんご存じ。

名古屋の中心まで鉄道で約30分ぐらい。高度成長期の波に乗って、1990年代、ちょうどバブルがはじけるちょっと前にかけて住宅開発が非常に進み、名古屋市ベッドタウンとして人口が増加し、現在、約11万人強の規模だそうでございますけれども、この多治見市が、「人が元気！まちが元気！多治見」こういうキーワードとして総合計画を見直したそうです。そのポイントが、人材育成。少子高齢化を予想して、人口減少に伴う税収の減収など、厳しい状況を想定してつくり上げたそうであります。

学校での子ども教育をはじめ、地域、産業界などにおける後継者の育成など、人材育成を常に念頭に置いて政策を行っていくそうであります。子どもの目、大人目、女性目、男性目の4つの視点を基本とした、幅広い市民参加による総合計画策定を行ったこと。これはまさに協働のまちづくりといえるのではないのでしょうか。中学生、高校生をはじめ、各種団体、委員会から積極的な意見聴取を行ったそうです。

その結果の事業については、市民ニーズの変化や行政の縮小等、変化していく社会環境に応じて、優先度を見直し、事業の取捨選択を行う。その評価結果を受け、より優先度の高い事業に集中的に投資していく。社会の環境変化に迅速に対応し、効果的な行政運営をするため、市民サービスだけでなく、定員の適正化等の行政自体の省力化を図る。

以上の基本的考えを認識目標として、その認識の中に4つあったのですけれども、人口減少時代を迎えたことを認識する。少子高齢化の影響が市民生活にとって切実な問題となってきたことを認識する。財政状況が切実な問題となっていることを認識する。市民活動が活発化していることを認識する。これを念頭に、行財政改革を重視した総合計画としたそうです。その結果として、総合計画、実施計画等の見直しは、常に行っていくべきとしていますが、村長の見解を伺いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 今、上条浩堂議員が言われました、非常にいい視点で取り組ん

でいる多治見市はすばらしいと私も思っております。また、本当に、子どもの目、親の目、女性の目、男性の目といった視点。こういう4つの見方とか、人材育成を重点的に捉えた、こういった考え方、これは見習うことかと思っております。山形村も、この次にお話があるかと思えますけれども、総合戦略を含める中では、そういった若い人たちの目を生かしながら計画をしてきたということもございますので、健康寿命延伸の将来の姿に向かって、このような多視点で持っていくような形には持っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 細部までご理解されたのかはちょっとわかりませんが、一応、伺いました。

それで、ちょっと視点を変えて、インフラというか公共施設のマネジメントという点でお伺いしますが、午前中、西牧議員が小学校の校舎について質問していましたが、自分からはすべての公共施設という観点からお聞きしますが、数年前に静岡県の藤岡市や千葉県の習志野市で公共施設マネジメント白書なるものを公表して、これが今、全国的に広まって、これはすべての公共施設を対象にして、その建設年月、延べ床面積、構造、耐震状況、利用状況、経費など詳細に記述したもので、大切なのはその公共施設の老朽化や費用対効果ですか、これが情報開示をして、市民の目に明らかになったことだそうですねけれども、村長、この公共施設のマネジメント公開、これに関しての見解はいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 公共施設のマネジメント自体、内容が初めて聞くことだと思いますけれども、これを公開することによって、どういうふうにこれから維持更新していくかということが市民の皆さんにわかっているだけでやり方は非常にいいことかと思えます。

山形村の公共施設についてのこれからの維持更新の計画は、先ほども総務課長の方からお話したとおり、来年度、計画するということになっておりますので、ぜひすべての公共施設の維持更新の内容がこういったマネジメントの言われた内容に沿っているとすればいいなと思いつながりながら聞かせてもらいました。実際には、国がそういうような形をするようにというふうに指導してくれている内容でありますので、それはそれなりに期待できることがあるのではないかと考えております。その結果が公表でき

るかどうかは別としましても、できたものを早くみたいなという心情であります。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 総務課長答弁のはっきりした記述がちょっと聞き取れなかったのですけれども、公共設備の見直し点検、これ、来年度から行くと、そういうことですか。もう一度、お願いします。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） これについては以前からいろいろな機会に言っておりますけれども、平成28年度において、公共施設等管理計画を完成させます。この内容なのですが、今、村でいろいろな施設、構造物、いろいろなものがあるのですけれども、それをすべて台帳化した中で、今後、いろいろな修繕や更新等がかかるものですから、それを年度ごとにどうやって更新していくかというものについて、それぞれ、年度ごとに計画を立てて、その財源とかそういうものを探す中で、計画的に公共施設を維持管理していくといようなことで、28年度中にすべての公共施設において点検、チェックをして、すべて網羅した中で、来年の3月までには計画を完成させたいということに進んでおります。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 28年度3月までということ、わかりました。それで、最前の質問の中の情報の開示ということは念頭にはないと、そういうことですか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 別に公共施設なものですから、特別に開示する、開示していいということでありまして、どうしても第三者にとって情動的にまずいような面は多分ないと思いますけれども、そこら辺、今年度計画を立てていく中で、もしだめなものはだめということにはなるかと思っておりますけれども、基本的には公開になるというようなことで考えています。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 情報開示ということは、やはり住民さんも交えた協働の地域づくりという観点から、やはり開示して一緒に考えていくという、そういう考えがいいかなと、そういうことで情報開示にちょっとこだわりましたけれども、ありがとうございました。

次に、午前中、大池議員が人事評価制度について質問していましたが、多少違う観

点からで、村長対職員ということからお聞きしますけれども、村長の役割と責任として、職員の能力を高めて意識改革を行う。これが不可欠だと思うのですが、総合戦略でいうところの、「ひと・もの・まち」との政策資源、これがどこにあるかを知ることがやはり一番重要ではないでしょうか。団体の活動、歴史的な遺産、自然環境、生活環境など再発見して、新たな政策に結びつけることが重要で、職員さんたちだって、役所を離れば一村民ということですから、自らも地域社会の一員をより自覚していただきたい。デスクにしがみついているだけでは、地域社会を理解できないのではないでしょうか。積極的に役所から外へ出て、地域社会の実態を知り、情報を収集整理し、発信するように村長自らが指導すべきだと、自分はこういうふうに思っているのですが、村長見解をお伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 職員の人材育成については、浩堂議員が言われたとおり、そのとおりだと思います。地域住民サービスが職員の使命でありますので、それが本当に住民サービスにつながるようなことができるようにするには、やはり地域の情報を得て、地域に行つてということをやることが大事だと思っています。

今、地域懇談会におきましても、職員の地域担当という形で参画をしてもらっておりますけれども、そういったところも積極的に地域の人たちと交わるようなことをさせながらやらせるような形にはしていきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 地域懇談会のお話が今、村長から出ましたのでお聞きしますが、地域担当の職員さんが誰かのか、はっきり言って自分は知りません。どこかに発表されたのでしょうか。地域懇談会のときにはじめて、この職員さんが地域担当だと、今までそういうふうに説明されてきたのですが、何か広報紙かそういうところで大きく取り上げたことはございますか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 村の中で地域担当ということで、いつから始まったかはわからないのですが、今年度当初の4月のときに、区の3役会というのがありました。その際に、地域担当の職員というようなことで名簿をつけさせていただいた中で、区の3役の皆様には一応こんなことで、今年度は担当職員がそれぞれこういう者だということでご紹介と報告をさせていただいております。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。



○2番（上条浩堂君） その件に関しては、村民の末端までわかるような方向でもう一回考え直していただきたい。それで、例えば急には無理かもしれませんが、各地域、行事は各区でやっていますよね。そういう行事のときにも積極的に参加されるように、これは要望しておきます。

それで、話はちょっと戻りますが、今年、村が総合戦略を作成した後、村民に対してパブリックコメントを求めましたよね。この回答がゼロだったと報告をいただきましたが、協働の村づくりにはちょっとほど遠いかなと思うのですが、何か反省点はないのか、お伺いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 確かに、1件もなかったということは承知をしております。近隣の町村でも、パブリックコメントやはり求め方もあるかと思う。ただホームページだけではやはり無理かなと。本当に、パソコンのある方は目を通すこともできるかなと思うのですが、ない方については言いたくてもできなかったという面もあったかなというように思っております。いろいろな広報でもやればよかったかと思えます。ちょっと期間的なことで、時間が短かったということも反省点かなと思っております。

いずれにしても、総合戦略につきましては、毎年P D C Aで見直しを常にチェックをかけていくということでございますので、今年も委員会もありますので、そんな中でまたコメント等をどうやって持っていったらいいかということを検討してまいりたいと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） その件に関しては、そのように強くお願いしたいと思います。この我が山形村で、現在、確かに人口が減っているという実感はあまりありませんよね。でも、将来どんな事態が進行していくか、これを予測するということは大変難しいことです。だけど、こういう事態というのは、短期ではなくて非常に長いスパンで進行してしまうのですよね。

ですから、内部にいる我々には、その変化が割と見えないというか、気がつかない。従って、村全体のどんな状況かというのは常に把握しておくという、そういう注意深い観察というのですか、住民たちとの対談、対話なんかはより必要と思うのですが、職員教育とともに人口減が進行している地域に、もう既にやっている地域に学んでいく、教えを乞うという、そういうスタンスが必要ではないかと、自分は強く思うのですけれども。

同じような人口減というのが我が村に来たときに、そういう先進地に教わるというか、そういう素直さというか、そういうことがうんと重要ではないかと、そこに必要性を感じているのですが、村長見解をお伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） それは言われるとおりに思います。現に減少して、本当に持続が危ぶまれるところというのは、もしかしたら、もしかしたらではなくて山形村も可能性はあるわけでございまして、そういった先進地に学ぶというか、そういった地域との交流をして、行政が学ぶことは大事だというふうに思っております。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 最後になりますが、村長は就任以来、「日本一元気な村づくり」これをキャッチフレーズにされてきましたけれども、これをこの際、もう一歩進めて、「強さ」というのも前面に出していただきたい。就任以来、民間に長くいらした村長、その庁舎の壁というか、職員の壁というか、それが厚いということは十分理解できますよ。できますけれども、やはり村長の職務として、責務として、各方面のいろいろな権限をお持ちですので、やはりぶれないリーダーシップというのですか、全職員の意識改革ができるぐらいな、そういう強いものを持っていただいて、今の職員さんたち、一番いけないのは、これは自分も経験があるのですが、それは今までやったことがない、だからやらない、できない。それをやっている市村は周りにはない。だから、これから状況を見ながら考える。こういうスタンスがあまりにも多過ぎる。まず、この辺の職員意識の改革を村長自らぜひ行っていただきたい。

我が山形村にとっての持続可能ということは、その最大の目標というのは、やはり合併しない、独立行政としての持続でありますので、その総合的な村長見解をお伺いして、この質問を終了したいのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 山形村の持続可能な村をつくっていくということは、やはり庁舎だけではございませんし、村民の皆さん、また議員の皆さんたちと両輪のごとく進めていくというのが前提でございますので。いずれにしろ、上条議員が危惧されたような内容につきまして、私の職権というか職位として進めていくことはやっていきたいと思っております。

いずれにしろ、今年で4年目を迎えます、庁舎の各個人の職務能力とか、対人能力とか、企画能力とか、そういうものにつきましては一通り勉強してきたつもりで

ざいます。それぞれがそれぞれの力でやっていることも事実でございますので、気になるようなことがありましたら、それを直すようなことはさせていきたいと思っています。

いずれにしろ、今年は将来に向けての最強の布陣を敷いたつもりでございますので、そういった一人ひとりのメンバーの能力を引っ張り出せるような形にしていくのが私の職務でありますので、そんな形でやっていきたいと思えます。ぜひご協力をよろしくお願いしたいと思います。

○2番（上条浩堂君） お願いします。以上であります。

○議長（平沢恒雄君） よろしいですか。

以上で、上条浩堂議員の質問は終了しました。

それでは次に、質問順位6番でありますけれども、その前に休憩を取ります。2時50分まで休憩といたします。

休憩。

（午後 2時39分）

---

○議長（平沢恒雄君） それでは、会議を再開します。

（午後 2時50分）

---

◇ 新 居 禎 三 君

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員、それでは質問事項1「公共的な村民の移動手段について」を質問してください。

新居禎三議員。

（3番 新居禎三君 登壇）

○3番（新居禎三君） 議席番号3番、新居禎三です。今回は「公共的な村民の移動手段について」ということで、毎回のようにバスについてやっていますが、今回は3つの移動手段について質問したいと思います。

まず最初に、村で運行している福祉バスについてであります。現在、村で運行している福祉バスは、利用者等の要望があり、来年度より2台運行に向け、見直したいということで、計画を策定するための予算が今年度に計上されています。

計画は外部委託という形で聞いておりますが、その計画策定にあたり、どのような形で利用者のニーズを反映させて要望に沿えるような形にしていくのか。また、現在あります地域公共交通検討委員会とはどのようにリンクさせて計画づくりをするのか。1点目、お聞きします。

2点目ですが、現在の福祉バスの運行は、いわゆる道路運送法の規制対象外の無償輸送であります。無償輸送でありますから、細かい道路運送法上の制約とか規制はありませんが、利用者の安全確保の面において、現在、村はどのような運行管理を行っているのか、お聞きします。また、2台運行になったときの管理体制をどのようにお考えか、お聞きします。

2つ目が、村の行事等で利用するバス利用についてお聞きします。本年1月15日に軽井沢における貸切ツアーバスの死傷事故等が記憶に新しいところであり、国土交通省では過去の事案を教訓に、貸切バスの安全対策の強化を図っていますが、残念ながら同じような事案が繰り返されています。

そこでお伺いしますが、村の行事等で、特に小学校の遠足等で使われると思いますが、貸切バス事業者を選定する際に、どのように旅行代理店とかかわり、決定されているのかお聞きします。また、それ以外に村所有のバスを運転する際に、乗務員の運転委託をされていると思いますが、それを依頼する際の村の基準は定められているのか、お聞きします。

3点目は、路線バスの維持確保についてであります。少子高齢化を迎え、事業者任せの路線バス維持は難しい状況の中で、本村においても昨年来、地域公共交通検討委員会等の話し合いの中で、路線バス確保が重要なテーマであるということで、今年度よりアルピコ交通の路線バス利用者に対して、運賃の補助制度がスタートしました。4月からスタートしていますが、この補助制度の定期券利用及び回数券利用の申請状況はどのようなものかお聞きします。

また、2点目として、路線バスの運賃補助以外に路線バス維持存続のための利用者確保をどのようにお考えか、お聞きします。

以上についてご答弁をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 質問順位6番・新居禎三議員の質問にお答えをします。「公共

的な村民の移動手段について」のご質問にお答えします。

まず、1番目のご質問の「福祉バスについて」であります。高齢者や障がい者の日常の移動手段として、福祉バスを運行しておりますが、見直しにあたっては、利用状況調査及び利用対象者へのアンケート結果、住民意見交換会を行いたいと考えております。

また、従来から高齢者福祉についてご意見をいただいている保健福祉課所管の高齢者保健福祉運営協議会において、ご意見をいただく予定です。地域公共交通検討委員会とは必要があれば連絡していきたいと考えております。

福祉バス利用者の安全確保のための運行管理体制については、添乗員を配置し、利用者の安全確保に努めております。次年度の管理体制についても、運行体制が決まり次第、利用者の安全を確保できるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、2番目のご質問の「村の行事でのバス利用について」であります。行事等で利用するバスの事業者選定については、小学校や保育園で今までの実績や状況等を踏まえながら決定しているのが現状でありまして、その基準等の定めは特にありません。

バス転落事故を受け、国土交通省では再発防止策をまとめ、バス業者に対する監査の実効性向上や法令違反の罰則強化も挙げ、安全運行に徹底を図っていくと聞いておりますので、できることから速やかに実行していただきたいと思っております。

バス事業者の選定等のあり方については、安全・安心の維持確保を図る観点からも、一層の意識の向上に努めていきたいと考えています。

次に3番目のご質問の「路線バス維持確保について」であります。定期券利用・回数券利用の申請の状況については、6月1日現在、延べ33人の方から申請をいただいております。

内訳ですが、高校生等の学生が15人、大人が18人となっています。

運賃補助以外にかかわる利用者の確保については、広報やチラシなどを使った利用促進PRや村内の小売店で利用回数券が購入できるようにするなど、少しでも利用しやすい環境をつくっていきたいと考えています。

以上、第1回目の答弁といたします。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） それでは、福祉バスの件から再度質問したいと思っております。来年度に向けての計画策定にあたって、利用状況アンケート、意見交換会などを行い、

なおかつ高齢者福祉運営協議会の意見を参考にするということではありますが、今、その後、村長、地域公共交通検討委員会とは必要があれば協議をするということですが、昨年度来、私も何回も質問の中で言っておりますが、平成26年11月に策定された地域公共交通活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律が施行されて、地域公共交通網形成計画を自治体は策定しなさいということになってはいますが、今回、山形村におけるバスの状況を見ますと、路線バスはアルピコ交通の路線バスと、松本市の西部コミュニティバス、あとは朝日村のバスを入れれば割にあるわけですが、その中でも、朝日村も今言いましたが、朝日村の方が松本市立病院に通院する際に、朝日村のバスで上大池まで来て、車庫前まで来て、山形の福祉バスを利用して西部コミュニティバスで市立病院へ行くという方が、今いらっしゃるかどうか分かりませんが、過去にいたということで、上大池車庫のバスの待合所は、つくるにあたって、山形村はどのようにかわられたのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） ご質問にお答えいたします。かねてより朝日村のデマンドタクシーをご利用の朝日村の方が山形村の福祉バスをご利用して、市立病院のほかにも、どうしても朝日村では医療機関が少ないということで、村内の内科医ですとか整形外科の方を利用しているということは朝日村の担当の方からお話を、昨年度来、聞いております。

そのお話の中で、朝日村で運行している広丘駅までの、早朝の学生さんが中心になりますが、そちらのバスの方も、実際、有料ですけれども、山形村の生徒さんもお利用されているという中で、担当課で私の方と朝日村の担当の方で協議をさせていただいて、村長決済を上げさせていただいて、朝日村の方もそういう事情でお互い様という意味ではないですが、利用していることは把握させていただいている中で、以前は洞の福祉バスの交差点のところで、待合所という形にしていたのですが、道路際でちょっと危険ということで、朝日村さんの方で地権者の方に交渉させていただいて、車庫前に停留所をつくっていただいた経過でございます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） そういう経過で、当然、朝日村の、今言われたように高校生が朝日村の広丘行きのバス、かなり山形村の生徒が乗っています。そういう意味で、お互いさまでありますから、当然、朝日村の方が山形の福祉バスを大いに利用いただ

ればと私は思っています。

そういう意味で、利便性を図る必要はあると思うのですよね。当然、朝のダイヤだけではなくて、山形村の福祉バスを今回、そういう意味で計画を新たに2台運行の策定する際に朝日村のバスもそうですし、西部コミュニティバス、それとアルピコ交通の松本行きのバス、これに接続させることによって、福祉バスの利用者、一応、高齢者、障がい者等々という制限は山形村、インターネットのホームページを見ると書いてますが、前回私が聞いたときには総務課長、「いや、普通の村民の方も乗っていただいても何ら支障ない」という回答でしたが、そういう意味で、せっかく今回、2台にして利便性を向上するのであれば、そういうような形で計画を策定することはできないかどうか、お尋ねします。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 委託業者との策定にあたっての打ち合わせの中でも、当然、路線バスの関係、西部コミュニティバスの関係の話はさせていただいて、当然、接続に対しては利用しやすいようにということと、あと、路線バスと競合しないようにということで、その2点については計画の中に盛り込むように、今、準備を進めております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） ぜひ計画策定にあたっては、より使いやすい、せっかくいわゆる公費を投入して、村で運行するわけですから、空っぽで走らせても意味ないわけで、利用者が多ければ多いほど村民にとっては効果があるのかなという部分でありますので、そういう意味でぜひそういう計画策定をお願いしたいと思います。

福祉バスであります。私的には福祉バスも公共交通の一部だと捉えていますが、その辺、村の見解はどのように捉えられているか、再度お聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 新居議員さん、おっしゃられるとおりでというふうに思っておりますので、村としてもそんな位置づけということでいいかと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） ぜひそういう位置づけで計画をつくっていただきたいと思いますが、そこで2番目の質問の運行管理の問題になってくるわけですが、現在の福祉バスの運行形態は、添乗員配置して利用者の安全を図っているということなのですが、乗務員に関しての契約はどのような、いわゆる人材派遣の形で運行しているのか、シ

ルバー人材センターに運行全体を委託しているのか、その辺の契約状態はどういう状況になっていますか。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 運転手の運行形態につきましては、本年度より松本広域シルバー人材センターと派遣契約を結びまして、従来の方法とは若干違う方法で契約して運行しております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 人材派遣の運転手だということではありますが、そうしますと、このバスで万が一、事故等発生した場合に、責任はすべて村にかかってくるわけです。当然、運転手にもかかってきますが。そういう意味で、私が申し上げた運行管理の体制はどのようにされているのかという部分です。

道路運送法の営業運転ではありませんから、細かい規定はございません。ただし、何かあったときには、責任は全部、村へ来るわけで、あってはならないことですが、万が一、運転手が飲酒されて運転しているとか、そういう中での事故等発生した場合に、当然、運行者である山形村に責任はかかってきます。そういう意味での運行管理体制は、現在、どのようにされているのですか。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 議員のおっしゃるとおり、有償運送ではございませんので、運転手のアルコールチェック等、運行前等の形は今、取っておりません。万が一、事故になった場合は、役場の公用車で運行しておりますので、そちらの保険の対応になるかと思えますけれども、シルバー人材センターでも運転手等についてはその辺の事故等の防止の教育はやっただいているということでもありますので、その辺の連携をしながら、無償運送ですから、その辺の管理が緩くならないように、委託先としても適正に管理をしていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 今言いましたように、飲酒運転なんてもってのほかですし、そういうことはないと思いますが。運行委託されているのがシルバー人材センターであるという意味で、高齢の方であるという意味で、今、いわゆる営業運転のバス業界でもあります。運転手が突然、心臓発作を起こすとか、そういう事態がございます。そういう意味での乗務員、運転される方の健康状態。最低限、私は飲酒チェックまでしろとは言いませんが、朝の誰かが対面して、体調はいいのかな、顔色を見たり、そ



ういうことは村として必要あるのではないかなと私はと思いますが、その辺いかがでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 毎朝、私がいるときに運転手さん、事務所の方に鍵をとりにきていただいて、一言、二言、会話させていただきますが、今後、議員のご指摘のように、健康状態、気をつけて確認するようにいたしたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） ぜひ課長等が顔を実際に見られて、チェックをお願いしたいと思います。乗務員についてはそうですし、後は、いわゆる車両の管理は村ではどのようにされているのか、お聞かせ願います。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 車両の管理に関してですけれども、村でも本当に多くの公用車があります。それぞれの車に全部、責任者というものをつけた中で、必ず1週間に一遍は、朝、それぞれ点検をさせるということでもありますし、あと、それぞれその点検の中で修繕が必要なものについては、随時、修繕等で安全な体制にやっているとこのような状況であります。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） ぜひ。見かけますとよくバスが故障して、違う車で運行していたりというのをよく見かけるのですが、そういう意味で、バスも大分古くなってきているせいもありますが、なおさら一層、車両の管理についても、営業運転であれば当然、毎日の運行前点検が必要なのですが、無償輸送であるからといって、その辺も、言葉は悪いですが手を抜かないようお願いしたいと思います。

次に、村の行事でのバス利用についてですが、先ほども言いましたように、国土交通省でも最近の事故続発により対策を強化しているところではありますが、小学校、保育園等で、ないとは思いますが、いわゆる貸切バスについては2014年度より新運賃制度が実施されて、最低運賃というのが決められております。ただ、今、貸切バス自由化により、バス業者がいろいろ増えている中で、守られていないのが実態であります。

そういう意味で、今回の事故を受けて、国土交通省も、今回当然、小学校等、保育園等が旅行代理店を通して契約していると思いますが、その契約書面の中にバス運行

業者を明記しなさいよと。今までは明記する必要がなかったのですが、見ていますと、小学校なんかは最近もどこのバス会社で運行するということは父兄の連絡にも載っているようですが、そういうのを確実に。

そこで、どういう業者がいいのかという部分ですが、今、2013年から始まっているのですが、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」というのが国土交通省と日本バス協会で作っています。いわゆる貸切バス事業者の評価をしたものがインターネットで国土交通省のホームページを見ると出ています。一番いい会社は星が3つ。2つ、1つ。そこに名前が出ていない業者は星がないので、はっきりいって安全評価はよろしくありませんよということで、そういう意味で、我々でもその辺、事業者の名前がわかれば簡単に検索できます。

そういう中で、ぜひ評価基準が、星3つが一番いいのですが、残念ながら、この松本平、この近辺には星3つの会社はありません。アルピコ交通然りです。これは、特にアルピコなんかの場合は路線バスもやっています関係上、例えばお客さんとのトラブル等があれば、そこで評価が下がってくる中で、アルピコ交通は今、星1つです。星2つの会社がちょっと行った南信の伊那バスですかね、ありますが。そういう意味で、3つだからいいといって、遠くのバスを使うわけにはいきませんので、難しいところですが、ぜひ業者を選定される際には、そういうところも参考にいただきたいと思っております。

あと、先ほどちょっと答弁、はっきり私、わからなかったのですが、村の公用車のバスを利用する際に、人材派遣の運転手をお願いして、運行する際の人材派遣の依頼する基準は、村としては定められているのかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） そのような基準は村においては現在のところ、定めてはおりません。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） この場合も先ほど言いましたように、福祉バスと同じです。人材派遣で運転手を使う場合、仮に事故等があった場合は、村において責任を全部負わなければならないという部分で、ちゃんとしたところへ依頼しているとは思いますが、そういう際の基準も、例えば今、よく使われているタクシー会社なんかは、当然、乗務員、タクシー会社に出勤した時点で運行前、運行管理者とアルコールチェックを含めてやっていると思います。ただ、そうでない人材派遣会社もありますので、その辺

をぜひいろいろ調べて、委託する際には慎重にお願いしたいと思いますが、その辺、今後の利用について、ぜひそういうことをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） ご質問の意味がちょっとわからなかったもので、中途半端なお答えになったかと思うのですけれども、今、村において、公用車が本当に何十台もあります。それにおいて基本的には職員が運転するというのが基本でありまして、どうしても公用車の運行の中で、運転手がなくて誰かに委託というようなケースかと思うのですけれども、そういうケースは……。

そのような、あるかもしれませんけれども、そういうものについては、シルバー人材センターなりに恐らく委託した中で運転等をお願いしているというような状況ですけれども、基本的には本当に、それが年1回あるのかどうかというようなお話になってくるかと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 公用車については、委託もそうですが、村の職員が運転する場合においても、当然、安全運転には気をつけていらっしゃると思いますが、先ほども言いましたように、現在、公用車を動かす場合に、総務課長なりのとりあえずその時点で運転開始の際に対面点呼といいますか、対面して、今から村のバスを動かしますよということで、鍵を受け取りに行ったりはしているわけですか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 今、公用車も本当に多いものですから、役場庁舎関係にある公用車につきましては、キーについては私の机の横のところにすべてあります。しかし、それぞれの施設において、それぞれの施設で管理しているような公用車につきましては、それぞれの施設の課長さん方が管理しているというような状況かと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） それぞれの施設で、それぞれの長が管理すればいいのですが、今言いましたように、役場職員であっても健康が優れないとか、万が一、心臓発作を起こす場合もないとは言えませんので、その辺、少なくとも第三者がとりあえず運行前にその人の健康状態を見ることぐらいは必要だと思うので、ただ黙って鍵を持って行って動かすのではなくて、例えば車両管理台帳とか、帳面とかがあって、何時から

私、この車を運転しますよとか、そういう管理は当然、されていますよね。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 今、村の公用車の使用の関係なのですけれども、基本的に村のパソコンの中のグループウェアの中に公用車の、一応、予約という格好でありまして、自分が出張とかいろいろな現場等に関するもので使いたい時間等をまず予約した中で、使うときには私の机のところに来た中で、キーを借りていきますというようなことと言っていまして、あと、それぞれの公用車の中にそれぞれ記録簿というのがありまして、その記録にすべて、何時から何時までというようなことで、つけているということで、それが終わってからまた鍵を返しに来ているというような状況の中でございますので、やはりこれからいろいろなケースがあろうかと思っておりますので、少しでも安全のためにはどんな方法がいいかということを考えて中で、実施できるものから順次していきたいと考えています。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 今言われたように、ノート等の管理はもちろんです、少なくとも第三者がその人の、とりあえず見るだけでいいと思うのですよね。健康、顔色がすぐれないとか、見れば大体わかりますので。そういう意味での、交通事業者ではそれを点呼というのですが、点呼とまではいいませんが、そういうことは必要だと思いますので、役場職員の健康管理についても、特に車を運転される際の健康管理もそうですし、どこかの市町村でありましたよね。免許が取り消しになった職員が、何十年も公用車を運転していたと。少なくとも1年に1回ぐらいは役場で公用車を運転する人の免許証の提出を求めることぐらいは必要だと思いますが、いかがでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 村におきましても、確か2年ぐらい前に、全職員から免許証のコピーを提出させたというような経過があります。ある程度、やはりいろいろな、安全の面から考えた中で、毎年、本当はやればいいのだけれども、そこら辺で、2年に一遍とか、そこら辺で今後しっかり、本当に個人個人がちゃんと運転の方がしっかり更新等しているかという確認も必要かと思っておりますので、そこら辺も含めた中で、今後、車の運転に関するものについて、できるものから順次進めていきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） ぜひお願いしたいと思います。いわゆる道路運送法という公共交通においては、免許証も今、毎日です。毎日チェック。免許証不携帯では乗務させ

ないということになっていますので。アルコールチェックと運転免許証のチェックは、事業者がすべてやっています。村でそこまでやれとは言いませんが、それぐらいの気構えで村の公用車についても、事故のないような運行をお願いしたいと思います。

3つ目の路線バスの維持確保についてですが、現在の実態といたしますか、利用状況ですが、総数が1日現在33人。そういうことで、いわゆる大人が18人、高校生15人ということで、高校生について、実は私の娘も高校生で、バスではなく電車、上高地線を利用していますが、聞いてみたところ、娘の友人もバスを利用して通学している人も結構いるのですが、はっきり言って、この出たチラシ、1回目の広報、ほとんどの人が見ていない。また今月号の村の広報にも出ましたが、そういう意味で、まだまだ宣伝といたしますか、広報活動が、ホームページにも出ていますが、先ほども何かありましたが、なかなか村のホームページを見る人はあまりいません。今、村のホームページに何人見たかカウント、昔はあったように思ったのですが、ほとんど見ている人がいないのが実態だと思います。

そういう意味で、朝の告知放送なり、そういうところも利用できるものはどんどん利用して、もっと促進していただければと思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） いろいろな機会にPR等はしていきたいという考え方でいますので、もしこんな方法があるというようなことで意見等頂戴すれば、できるものはやっていきたいと思っておりますし、また、現在、村内の小売店でも回数券等を利用できないかというようなことで、今、調整中のごさいますして、近いうちに村内の1店舗においても一応今回、利用できるような方向で調整させていただいています。そこら辺も非常にPRした中で、少しでも利用していただいた中で、現在の路線バスを維持確保していきたいというようなことで考えています。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 広報活動も、今言われた回数券の購入場所の利便性も、ぜひ前向きに進めていただきたいと思いますが、あと1点。実は私も申請したのですが、申請の際に、回数券をそれぞれ売っている場所で買ってきて、実名入りの領収書をつけて村へ申請するという形に、今、なっていると思うのですが、非常に手続きが煩雑であるという面もあります。それに回数券販売所、松本バスターミナルなんか結構混んでいるのですよね。そこでフルネームで名前を書いてもらって、領収書を発行してください。はっきり言って、あまりいい顔はされません。

これは1つ、私なりの提案なのですが、実際の回数券を買ってくると、表紙がついているのですよね。金額が入った。本来、表紙切り離し無効とは、アルピコ交通の回数券には書いてませんが、払い戻し等の場合は表紙がないとだめだと。そこで、1つ私の提案ですが、回数券の表紙を持ってくれば、そこで金額もわかります。13枚つづりの金額。そこへ、例えば村の補助申請済みなら申請済みの判こを押すなり、そういう形をとることはできないのでしょうかね。なかなか役場的にはいろいろな書類があとあと残した方がいいとは思いますが、そういう申請を簡略化ということはもう少し考えられないでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 村にもいろいろな補助金があるわけですがけれども、今回、補助というようなことなものですから、やはり個人の方に補助ということになると、実際にその方がお支払いしたかどうかというような、やはり領収というものが必要になります。確かに少しでも利便性を高めたいという中で、現在の補助要綱等も見直した中で、少しでも利用者の皆さんに楽になるような格好でできるものについては、今後、対応をさせていただきたいと思います。いろいろなご意見があるものですから、そこら辺、いろいろなご意見を聞いた中で、どういう方向がいいのかも含めた中で考えていきたいと思っています。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） ぜひ利用者の利便性をよりいいものに簡素化していただいて、利用者がもっと増える方が私はいと思いますので、せっかく村で始めた制度ですから、もっともっと周知していただいて、利用増加につながるような形でお願いしたいと思います。

その次の、運賃補助以外の利用者確保についてですが、今言う運賃補助以外の利用促進を広報等やっていけばいいと思うのですが、恐らく山形村の今、村民の中の方でも、ほとんどの方が、特に大人の方は自家用車がある中で、バスなんか乗ったことないという方が大勢いらっしゃると思います。それは私もそういう仕事をやっていましたので、時々いるのですよね。かなり歳を召した方が乗って来られて「どうやって乗ればいいのか」と。バスの乗り方がわからない。

特に今、山形村にあるアルピコ交通の路線バスもありますし、西部コミュニティバスもあります。それぞれ乗り方が違うのですよね、これ。松本市を見ますと、広報4月号に1ページ割いて「バスの乗り方」みたいなのを書いています。そういう意味で

路線バスの必要性、重要性は理事者の方々は理解されていると思いますが、村民にそういう意味でまだまだ利用、必要性、重要性の周知が少ないと思うのですが、いろいろな形で広報していく必要があると思うのですが、その辺について何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） バスの関係は、確か全戸に冊子が行っていると思うのですよね。全部、すべてを網羅した。西部コミュニティから路線バスから。あの中にもそういった必要性を多分明記、配られてもすぐにこうやってしまう方も多いかなとは思いますが、あそこにもバスの必要性等々もうたっているのではないかなと、私も持っていますけれども、そんなことも……。

あれ、毎年ですよ。それから、西武コミュニティのバスの運行表も、多分、毎年発行して、全世帯に配っているかと思えますので。

いろいろなケースでやってはいるのですが、今、議員のおっしゃられる路線バスの周知、乗り方等につきましても、機会があれば、広報もそうですし、何らかの形ではやっていかなければならないかとは思っております。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 副村長が言われたのは、多分、松本市とアルピコ交通でつくっている時刻表だと思いますが、乗り方までは書いてません。本当に初めて乗る方、特に、子どもさんなんかは比較的、わけわからずに乗ってこられて、「あ、そう」とわかるのですが、お歳を召した方で、初めて乗る方は、非常に不安だと思います。どうやって乗ればいいのかわからないし、大人だから聞くのも恥ずかしいし、みたいな部分もありますので。

そういう意味で、広報なりに載せてあげると、では1回乗ってみようかなという、中にはそういう気になる方もいらっしゃると思います。そういう活動もぜひお願いしたいと思いますし、松本市では先月28、9ですか、バスデー松本ということで、山形線についてもそうですが、松本まで1回乗車200円。始まった当初は100円だったのですが、いろいろの関係があって倍になりましたが、そういう意味で市内の渋滞緩和を含めた対策として、松本市はいろいろなことをやられています。

ある意味、それに関しては山形村民も恩恵を被っているという部分で、今日も新聞に出ていましたが、カーフリーデーというのも松本市でやっています。今年から名前がややこしいので、ノーマイカーデーにするということで、ノーマイカーデー推進委

員会がやっているもので、統一しようということで、初代の会長は、私、よく知っています。そういう取り組みを松本市はいろいろやられています。長野市なんかでも、そういう意味でバスの広報のために、特に子どもさん向けですが、バスの運転席に座れるよとか、バス会社と提携していろいろなことをやられています。

なかなか、今、恐らく山形村でバスに乗ってられる方はそんなにいらっしやらないので、理解されるのは難しいと思いますが、そんなにお金をかけずにできることだと思いますので、バスのイベントとか、場所と、あとはバス会社の協力を得ればできることですから、ぜひ考えていただいて、いろいろ利用促進を進めていただきたいということで、1番目の質問は終わります。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員、次に質問事項2「夏祭り山形じゃんずらについて」を質問してください。

新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 2番目の「夏祭り山形じゃんずらについて」であります。多くの村民が夏の風物詩の1つとして楽しみにされている山形じゃんずらですが、昨年は天候にも恵まれ、多くの方がお越しになり、たくさん課題が見えてきました。その反省を踏まえ、今年度実施の対策をお伺いします。

1番として、近隣の方が多くお見えになり、駐車場がいっぱいになり、路上駐車が多く発生しました。駐車場対策についてはどのように今年度はされるのか。

2番目として、トレセングラウンドの周辺はじめ、旧アップルランドの方までの路上で多くの方が花火観賞をされる方がいらっしやいました。その際、あの道路は車の規制がされていけませんので、非常に危険な場面も見受けられました。その辺の交通安全対策について、どのようにされるのか、お聞きします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは2番目の「夏祭り山形じゃんずらについて」のご質問にお答えします。

ご質問の相手が村長と教育長となっておりますが、夏祭り山形じゃんずらの実行委員会の委員長は村長であり、夏祭り山形じゃんずら運営に権限を有することから、実行委員長である私からお答えを申し上げます。

夏祭り山形じゃんずらは、年々盛況となり、昨年は一番の賑わいでなかったかと思



っています。村内外から大勢の人にお出かけいただき、祭りが盛大に行われましたことは、大変喜ばしいことではありますが、その弊害として、お集まりいただいている皆様の安全確保や駐車場の確保が大きな課題となりました。

これらの課題に対応していくためには、夏祭り山形じゃんずらの開催目的を踏まえた村民のための夏祭りに、徐々に変えていく必要性を感じております。

また、混雑の大きな要因は、近隣にない規模で行われる花火大会にあると思われますので、花火大会の規模を縮小することや、開催日の日程変更なども検討しながら、混雑の抑制を図っていきたいと考えています。

まず1番目のご質問の「駐車場の対策について」であります。昨年、896台分の駐車スペースを準備しましたが、駐車できない車が相当あったようです。今年は昨年並みの駐車スペースを確保できない見込みであることから、一層厳しい状況が見込まれます。このため駐車台数に限りがあることや、車利用以外での参加について、あらかじめ十分広報し、車利用の抑制を図っていきたいと考えております。

次に2番目のご質問の「交通安全対策について」であります。花火見物のため、県道の歩道を占用し、歩行者が通行できずに車道を歩いたり、車歩道境界ブロックに腰かけたりする人が大勢いることにより、交通安全上の問題が生じています。このため、民間会社の警備員を増員し、特に交通安全上支障となる箇所に配備をし、交通安全確保を図っていきたいと考えています。

以上、第1回目の答弁といたします。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 1点目ですが、車利用の抑制を図るためにはお願いするというか、その中で、村民のための祭りであって、昨年度、反省点の中に「村外の車で駐車場いっぱいになって、村民が駐車場を利用できなかった」という声も反省の中に出ています。そういう意味で、山形村内の方もかなりの方が車で来られているという実態があることも事実です。

そんな中で「車利用の抑制をお願いする」ということですが、どういう形でお願いするわけですか。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 全戸に花火の寄付の依頼をする場面があるのですが、そちらの方にも少し「駐車場に限りがある」というのを村内向けには出します。それから村外から見えられる方もあるものですから、そちらについてはマスコミの方を使う中で、

駐車場等限りがあつてということで、困っている心の状況を伝えていくような仕組みにしていきたいなと思っています。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 当然、チラシ、マスコミ等を使ってお願いするという部分ですが、例えば、山形で唐沢の別荘に住んでいるとか、そういう方が車で来るなど言われても、「では、歩いてくるのですか」「自転車で来るのですか」ということになりますよね。そういう意味で、ただお願いするだけではなくて、何らかの対策を打たなければいけないと私は思うのですが、その辺については全く考えられていないのかどうか。

一端を申しますと、例えば村内を循環するバスを花火の見学のために出すとか、村外から見られる方のために、アルウィンのサッカーではないですが、アイシティにお願いして、あそこへ停めてきてもらって、後はシャトルバスなり考えると、そういう方法は全然お考えではないですかね。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 以前もシャトルバスをという話が実行委員会の中であったようですが、実行委員会の協議の中では、シャトルバスを出して開催するということは考えないという結果になったようです。今回についても、今回、昨年の課題を踏まえて、幹事会、実行委員会の中で対応を図っていくこととなると思いますので、その中で協議の1つの考え方としてご提案する中でまた検討ということになると思います。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 最終的には実行委員会で決まるのだと思いますが、先ほど村長答弁の中に、村民のための祭りであるから、ある意味、駐車場もないし、花火の規模も縮小して、何とか対応したいということでしたが、村長、先ほど上条浩堂議員の答弁の中で答えられていましたよね。村外からいろいろな人来てもらって、村の観光をはじめ、村を活性化していくと。そういう意味で、規模を縮小するということは全く村長の言われている、先ほど言われたことに逆行するように私は思うのですが、その辺、どうなのでしょう、村長。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 村外から来ていただくという言葉だけ捉えられれば逆行になるかと思いますが、やはり村には安全管理上の問題がありますので、あまり多すぎても困るということも実態であります。ですから、昨年度の反省を込めた中に、

踊りのレーンに影響があるとか、交通安全上、安全管理がとれないとか、こういったところはもしそれを抑えてやった場合の事故発生のリスクを考えますと、もし事故が起こった場合はもう即、中止になってしまいますので、そういう事故を起こさないような形にするための方法を考えていったらどうだろうかと、こういうことをごさいます。

これは先日の幹事会のときに話をしまして、明日、実行委員会があるものですから、その実行委員会によって進め方を決めていくことになろうかと思えますけれども、やはり管理能力を超えた状態は適正でないと思うのですね。そのところは見極めていかないと、やはり何でも、私も今まで、毎年大勢の人が来てくれるということを期待していましたし、去年を除きました前2年間は雨で、せっかく盛り上がったものを途中で、やはり気持ちが萎えてしまったような、そういう環境の状況の中での、昨年度は天候に恵まれたということもありまして、過去最高の人が来てくれて、非常にうれしかったわけでごさいますけれども、そのうれしかった状態を維持するために、それ以上の危険リスクはやはり考えていかなければいけないということで、これはいろいろと理解していただきながら、対応をとっていきたいというように思っているということをお答え申し上げます。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） もちろん安全管理が実行委員長としての一番大事な部分であります。それについての対応は先ほど教育長が答えられたように、車利用の抑制だとか、いろいろ、来る方をお願いする部分、多々あると思います。

ただ、それに対して、規模を縮小して来る人を減らそうという安直なやり方は、私は納得できません。当然、お金もかかりますが、それなりの対応策は考えればあると思います。より大勢の方が来られて、よりもっと盛大な花火ができると思います、私は。

やる気があるかないかの問題だと思いますが、その辺、実行委員会の中でもまた言っていきたいと思いますが、ぜひそういう意味で、せっかく盛り上がった山形村のじゃんずら、この火を、花火を消すことのないように、清水寺の森貫主も言われています。「観光とは火を見ること」花火なんてうってつけではないですか。

そういう意味で、ぜひもう一度、いろいろ考えられて、提案いただければとお願いして、この質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、新居禎三議員の質問は終了しました。

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位 7 番・大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項 1 「『職員提案制度』の現状と展望」を質問してください。

大月民夫議員。

（ 8 番 大月民夫君 登壇）

○ 8 番（大月民夫君） 議席ナンバー 8 番、大月民夫です。朝から緊張感のある議論を展開していただきまして、大変お疲れ、疲労度も蓄積されていると思いますが、本日の予定した一般質問、ラストバッターということで質問させていただきます。もうひと踏ん張りですので、よろしくをお願いします。

また、最初の質問で、議論の展開によってなのですが、場合によったら各課長さんからご意見をいただくケースを考えておりますので、そんなおつもりで議論に臨んでいただきたいと思います。

職員提案制度の状況をお聞かせいただきまして、今後の展望も含めた議論をさせていただきます。

職員提案制度は、山形村役場では昭和 53 年に要綱が設けられておりますから、約 40 年近く推進されているものと拝察をいたします。企業利益を主眼とする民間企業スタイルとは異なり、役場組織における提案制度の目的は、事務の効率化と村民サービスの向上が主体と思われれます。

それと同時に、何といたっても職員の事務事業改善に対する意欲と研究心の向上を図り、職員相互間の連帯強化にも結びつく多大な効果が期待されているものと判断をさせていただきます。

以上、申し上げました基本的な考え方を基盤に、具体的な質問に入らせていただきます。

行政事務の改善と能率の向上に資するため、職員から執務上における創意工夫に関する積極的な提案を求める制度につきまして、現時点での状況をお聞きし、今後の展望についてもお伺いをしたいと思います。

最初に、近年の提案提出状況をお聞かせください。

続きまして、提案採用により効果を得られた事例がありましたら、許容の範囲内で結構ですが、ご紹介をください。

次に、提案採用時の表彰規程をお聞かせください。

続いて、提案制度の活性化を目指し、提案促進月間を設ける手法もごさいますが、今後の展望としての所見を伺いたしたいと思います。

最後に、提案制度と並行して行うケースが非常に多いと言われております「ヒヤリハット事例報告制度」これ、内容的には日常業務の中でヒヤっとしたり、ハットした事例、それを即報告し、全庁舎内に公表し、各職場において事務執行上、注意すべき点を考える契機とする制度でございしますが、これを実践したり、もしくは検討した経緯はございしますか。個人的には、前向きな取り組みを期待したいと思っておりますが、所見をお聞かせいただきたいと思っております。

以上、公告に基づく質問といたします。よろしくお願ひします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願ひします。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、質問順位 7 番・大月民夫議員の質問にお答えをいたします。質問事項 1 番「職員提案制度の現状と展望」のご質問にお答えいたします。

まず 1 番目のご質問の「近年の提案提出状況について」であります。平成 22 年度を最後に、職員の提案は出されておられません。

次に 2 番目のご質問の「提案採用により効果を得られた事例について」であります。過去には採用された事例もあったようですが、最近の資料で確認できる範囲では、不採用または保留となっている状況であります。

次に 3 番目のご質問の「提案採用時の表彰規程について」であります。村には職員の提案制度に関する要綱がありまして、提案の審査は独創性、実行可能性、能率性、経済性、社会性などによって行われます。提案を採用された者に対しては、賞状及び金品をもって褒賞することになっております。

次に 4 番目のご質問の「提案促進月間の今後の展望について」であります。近年の状態から制度自体の認識が薄くなっていると思われまますので、職員から執務上における創意工夫に関する積極的な提案を求めることについて、周知・啓蒙していきたいと考えております。

次に 5 番目の質問であります。「ヒヤリハット事例報告制度の実践や検討した経緯について」であります。ヒヤリハット報告制度については、現在のところ、検討したことがありませんが、その有効性は十分理解をしております。

行政事務の改善と能率向上のためにも、具体的な「ヒヤっとした」ヒヤリ事例、あるいは「ハットした」ハット事例を共有することで、職員の啓蒙につながるので、ヒヤリハット報告制度のシステムづくりを行い、ルールなども整備した上で、導入に向けての検討を進めていきたいと思います。

以上、第1回目の答弁でございます。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 予測はしていたのですが、すみません、やはりそうかなというのが実感です。別に非難しているつもりではないのですけれども。

平成26年の第2回定例会、ですから、ちょうど2年前ですか。そのとき増澤議員が行政改革の関係の質問の中で、職員提案制度の実情を問う質問をしていただいております。そのときの村長の答弁、「最近、提案がほとんど出されていないのであります。職員に改めて周知し、積極的な提案を求めたい」すみません、今日の答弁と全く同じなのですよ。

やはり、これ、正直言って、この問題は我々がいろいろ言うとか、村民がいろいろ言うという問題は正直言って筋違いだと思います。もう内部の問題ですから。内部でやっていただければいいと思うのですけれども、ただ、私が見ている限り、潜在能力をかなり秘めた職員さんはいっぱいらっしゃるのです。そういう人たちからふつふつと湧き出るといいますか、そういったものをくみ上げるそういった意識がなければ、せっかくの潜在能力ある職員の皆さんが、また沈んでいってしまうのではないかなと思ひます。すみません、あまり踏み込む内容ではないかと思うのですけれども、ちょっとおつき合いをいただいて、今後どうするか、その辺について、本当にここにお並びの皆さんみんなで考える機会にさせていただければと思います。

それで、現状定められております提案制度の中身について、もう少し詳細部分をお伺いしたいと思います。その後、今後の展望について、議論をさせていただこうと思っておりますので、よろしくをお願いします。

22年以降ないということですから、さかのぼってということをお聞きしなければいけないのですが、まず最初に提案の内容についてであります、自らの所属する部門の内容については提案できないとか、そんな制約はあるかどうか、まずお聞きします。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 村の要綱等を見る中で、別にそこら辺の規制とか特別なも

のではないかと思います。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） はい、わかりました。

続いて、提案、職員の資格制限ですが、例えば課長だとか課長補佐級以上は対象外になっているとか、そんな制限は設けてありますか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 要綱では、特別にそういう制限はございません。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） はい、わかりました。

では、逆に、臨時職員さん、嘱託、パート、場合によっては委託など、役場職務にかかわるすべての職員が提案できる、そういう解釈をしてよろしいでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） この要綱には職員からということになっています。職員は、一応、正規職員、非常勤職員、臨時職員、それはすべて入るかと思います。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） はい、わかりました。

それと提案の提出先なのですが、要綱、私も見させていただきました。要綱では、様式の定められた提案書を記載し、もし参考資料があれば添付して村長に提出するとなっていますが、そのとおりでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） この要綱のとおりを実施していくべきものだと思います。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 村長にお伺いしたいのですが、職員の皆さんが村長にじかに提出する制度、村長はどう解釈されますか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） じかに提出という形の、ルールがそういうふうに決めてある以上、そうだと思いますけれども、私がいただいて、それなりに評価ができるのであれば、その方式がいいと思いますけれども。たまたま平成22年以降出ていないものですから、見ていないのがちょっと残念だと思っております。

しかし、仕事を見たときに、それに提案に値するような仕事をしていることも目に

見ておりますので、こういった制度を活用していったらいいなという思いはあります。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） これは今後検討していただければいいのですが、私としたり、まずこの提案の持って行くところのあれが、1つハードルが、私、高いと思います。もうこれは本当に、メールか何かでやればいいことで、もし添付資料とかあればそれはまた別途持って行けばいいのですが、もう提案なんかは私はメールでもいいくらいかなという、個人的な所感です。これはまた皆さんで検討いただければいいと思います。

次に、提案の採否、いいとか悪いとか、その採否ですね。その採否について、要綱では「副村長、教育長、総務課長の審査を経て、村長が決定する」となっております。現実的には、これを見て、内容にもよりますが、提案事項に所管する課長判断というのは、私、非常に重いと思うのです。それがこの要綱に盛られていないというのがどうなのかなと思うのですけれども、この辺の所感をお聞かせください。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 今回の要綱の中では、確かにいいのか悪いのかの判断については副村長、教育長、総務課長が一応審査して決めるということになっておりますけれども、実際にその内容について、やはり細かいような調査なり実態等を把握する必要がありますので、その場合は担当課長なり担当者からそれぞれ意見を聞いた中で、いいのか悪いのかという判断はされるものかと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 私も総務課長の言うとおりでと思いますので、今後はそんな観点で進めていただければと思います。

いろいろと細かい部分をお聞きしてきましたが、全国的な傾向として、過去に比べると、職員提案制度は低調傾向になっていることは間違いのない現実のようであります。

しかし、「ほかもそうだからしょうがない」で済ませてしまえば、この話、終わってしまうのですけれども、職員の皆さんがお互いに切磋琢磨しながら職務を遂行する土壌を健全なものにするためにも、最も大事なことは、私はやはり向上心だと思います。向上心を常に意識することではないかと思っております。そこで、今後の展望に関する事項に移らせていただきたいと思います。

まずは、提案制度の促進月間の制定についてであります。1年に一度、一定の期間



を設けて、1人1件以上の提案にチャレンジいただく。もちろん、複数人によるグループ提案を認める形もとりながら、要はある程度、強制性を持たせる試みを提言したいと思います。

職員同士の活発な議論が起こることが期待されますし、また、職員の業務改善に対する意識を高める契機になるものと期待をしたいのですが、所見をお聞かせいただけますか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 大月議員の言われるみたいに、職員の意識の向上について提案制度は非常にいいことなものですから、非常によろしいかと思っています。

いずれにしましても、決めた以上はやるということにしていかなければいけないと思っていますので、提案しやすいような形を決めて、それから対応していくというふうに思っています。

いずれにしろ、私は今回、人事評価制度の中の業績評価の導入にあたりまして、4月1日からかなり忙しい中でありますけれども、各課長、各個人の仕事の内容を、目標を立ててくれていますので、それは1つの一定の評価の対象というか、ベースになりまして、そこから改善点が浮かんでくるというふうに見ておりますので、すぐという形にはなりませんけれども、提案制度、提案月間を制定していく形は非常にいい方式かと思っております。できるところからやっていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） ご検討いただきたいと思えます。

それと、提案制度の低調の要因としてよく言われていますのが、提案というのは問題点と改善策をセットで提出しなければならない。これがかなり敷居を高くしていると、全国的な分析ではそういう原因だという方もおられます。

改善したいと常日ごろ思っている、どうすればいいという打開策が見つからないので、「まあ、いいか、これでも」と、ずるずるずるずるそのまま続けていくと、そのうちに改善したいという意欲すらどこかに行ってしまう。全く怖いことかなと、私、思っております。

どうでしょうかね。不安感を抱いて、改善を要する業務を抱えているケースがもしあるとしたら、業務改善、提言事項という形で、もう改善内容は抜きでもいいから、問題提起の提案をできる。そんなことも可能にしてみるという手段もあると思うので

すが、いかがでしょうか。ちょっと通告にない質問で恐縮ですが。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 私は、改善というものは本当に、「日本一明るく元気」という、そのときの話をしてきましたけれども、現時点をベースにしましたら、それよりもよくなったとか、それからやはり住民サービスが上がったとか、喜ばれたとか、そういうようなプラスになるような要素はすべての改善だというふうに思っているのですよね。

そういった面から、今言われましたように、問題点であってもそれは1つの着眼点の1つで、問題が解決すればいいわけですね。解決すればそれは改善なのですよね。そういうような形での点の提案というものは非常にいいと思います。

だから、その人の目線で見ただけに対して、ただそれに対しては、本人ができなければ上司がやることになりますので、それをやってなければいけないのですよね。それからやはり本人のやったことは本人がやったとして評価すると、こういう形で見ていくというふうに思っていますので、今の着眼点としては非常にいいと思っています。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 改善提案というそのものを見直すという意味で、ちょっとその辺、視野を広げていただくということで、これも引き続き検討いただきたいと思います。

ここで、先ほど村長が前向きに取り組んでみましょうとおっしゃっていただいたヒヤリハットの件について、ちょっと触れさせていただきたいと思います。

村長をはじめとする理事者の皆さん、職員の皆さん、行政執行に携わる役場職員の皆さんというのは、まさに村民の命と財産に直結する職務が大半でございます。ある意味では、ミステイクが絶対に許されない職務を担っておられるといっても過言ではないかなと思っております。

そういった意味で、危険予知とか未然防止策など、万全な対策は取られて臨まれていると思いますが、日常業務の中で、本当に寸前のところでミスを犯しそうになる。ヒヤッとしたり、ハッとした体験を数多く、そういう体験というのを数多くの官公庁はもとより多くの業界が積極的にそういったものを生かそうという、そういう方向性がもうこれ、大分昔からの話ですけれども、ございます。

このヒヤッとした、ハッとした教訓を生かさずに放置しておけば、取り返しのつかない重大ミスにつながるということも考えられます。

あそこの森林組合、あれも発端は誰か気づいたと思うのですが、放置してしまった。結果的にすごく大きな問題になってしまって、これからどうするのかと非常に注目されておりますけれども、まさに、本当最初はささいなことなのですが、放っておくと重大事故に結びつくということで、安全意識の高揚というか、そういった意味で大事なことかなと思います。

ぜひとも事例を収集するシステムを構築願う。これはもちろん村長ではなくて、各担当の課長でいいと思うのですけれども、課長に報告して、課長が副村長でもいいですけれども、言っていただいて「ここでこういう問題があったよ」というのを庁内に発表してもらおうと。それに関して、各課で、「うちもこういうことがあったら気をつけような」その蓄積でいいのです。あったときだけでいいのです。これはもちろん我々議会や村民には一切言わなくていい。内部のことですから。ぜひそんな体制をつくっていただきたいと思います。

そこで、もしそういう方向で進めるということになった場合、庁内の伝達方法なのですけれども、この辺、私、よく理解しないのですけれども、庁内は例えば、各職員さん宛てに一斉メールというシステムができていますのかどうか。もしかしたら、そういう重大なことは各課長さんが各職場の職員を集めて、課長伝達ということでやるのか。一斉の連絡というのはどういう形を取られているか教えていただけますか。

○議長（平沢恒雄君） 住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） これにつきましては、庁内のパソコンにおきまして、一斉メール等ありますし、あと、今、個人個人、全部、携帯等持っているものですから、それに緊急時には一斉通報というようなことでさせていただいております。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 村長、すみません。ヒヤリハット、大事なことから、いろいろ検討して進めてみたいということなのですが、今後どういうふうに進めるかというのは、今の時点で言えることだけおっしゃっていただけますか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） ヒヤリハットについては、本当にKYDということで、一番大事なことだと思って、この間、子どもたちのジュニアリーダーのときの教育がもう、KYDが入っているのですよね。そういうようなところからの話なものですから、それを進めている庁内がないということは、非常に寂しいことになるわけですけれども、実際には今、見えますと、小学校のところの交通事故の関係。それから、変質者の

関係のヒヤリハットのところがつくられたということも確認をしているのですね。

したがって、交通事故は庁内の職員にしても、公用車を使っている以上、本当にヒヤリハットのところは幾つもあると思っています。これは自分たちのヒヤリハットした経験ということで、プロットすればできるということで、これは大事なことではないかと思えますね。

そのほかに、一昨年は熊の出没がありまして、この出没、有害獣の出没のマップをつくってくれた職員もいます。そのような形でのヒヤリハットを集計するような形の体制はあると思っていますので、何をヒヤリハットにしますかということをやっていくことが可能だというふうに思っています。

実際に、今まで庁内でいろいろな問題点が出てきました。ルートは担当から、課長から、総務課長、副村長、私のところに来まして、報告が上がっていきまして、それは、私はその内容については全部ファイルしてとってありますけれども、それぞれが対応して、処置をしているという形で捉えていると思っています。

それは公表できる内容ではありませんのであれなのですが、そういった役場の、山形村の体制を守るというような形については、みんな注意をしてくれているのは実情でありますことを話しておきます。

いずれにせよ、ヒヤリハットということ自体についての、何かの形については、取り組めるような形は考えたいと思っています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） ヒヤリハットにつきましては、後はお任せをいたします。

それでは、もう1回、提案制度に戻るのですが、やはりこの6年間のブランクというのは、かなり重いかと思います。一気に活性化した提案制度が展開するのは、ちょっと難問かもしれないですが、何とか徐々にでもそういう、職員の皆さんの英知を引き出すという、そんな土壌づくりはぜひ、村長、副村長、課長さん、皆さんの力でそういう方向に向けていたたきたいと思っています。

そこで提言も含めて申し上げたいのですが、提案制度そのもののシステム、今、要綱がありますが、それは継続しながらでももちろん結構なのですが、提案制度活性化に向けたアクションをぜひこの機会に起こしていただきたいと思っています。

例えば、さっき申し上げたのですが、提案内容の間口を広げたり、促進月間の推進を考えたり、あるいは、ときにはテーマを設定して提案を募る手法の採用の検討。提

案方法も村長宛てに提案する方法から、関係事務局にメールで提出できるなどの緩和策等々、活性化策はいろいろ頭に浮かびます。

そこで提言させていただきます。仮称ですが「職員提案制度庁内検討委員会」なるものを起ち上げていただきたいと思います。取りまとめは副村長、もしくは総務課長にお願いするとしまして、検討委員、これは各課代表、私としたら管理職でなくて一般職員、若手職員の皆さん主体で、参画しやすいシステム。そんなものをつくるという事で、英知を結集する。そんなものを起ち上げて、できるだけ早期にそういったシステムをつくるという形で、もう1回、一から出直していただきたいと思います、その辺のご決意というか、その辺をお聞かせいただければと思います。

○議長（平沢恒雄君） 中村副村長。

○副村長（中村俊春君） 今年度つくりました地方創生も、各課の課長ではなくて、それに続く職員でやったという経過もございます。

そんな中で、この提案制度につきましても、せっかくあるものですから、今まで私もずっと40年間いて、なかなか、さっきも聞いたところ、22年以降ないということで、これは全く本当に、せっかくあるものが活用されていないというふうに思いましたので、ぜひ研究委員会を起ち上げてというご提言でございますので、そんな方向でやらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 今までの議論の中で、何とか提案制度、もう少し活性化するものにしていこうという、村長、副村長の今、お話もございましたので、そこで議長、申しわけございません。各課の課長さん、それなりに所管するところで大勢の職員さんを抱えていらっしゃると思うので、そういった皆さんの英知を結集するという意味で、課長さんの意欲というか、この問題に対して今後こんなふうにして行った方がいいのだろうなというか、その辺の意向をぜひ各課長さんから一言ずついただきたいのですが。ご容赦いただければ。順番はお任せします。

○議長（平沢恒雄君） はい、わかりました。それでは、私の方から各課長に指名しますので、ただいまの質問にお答えをお願いいたします。村長、中村副村長、あるいは住吉総務課長は答弁はしてはいたけれども、それでは、住吉総務課長から、今、大月議員のことについての取り組み、決意をお願いします。

住吉総務課長。

○総務課長（住吉 誠君） 決意になるかはちょっとわからないのですが、今、

現在、村で月に一遍、職場巡回というようなことでありまして、保健師とあと毎回職員を変えた中で、役場、あとそれぞれ出先の施設の方を月一遍巡回して、その中で職員からいろいろな意見を出してくるものですから、最終的にその報告が私のところに来ます。

それでも対応できるものはすぐ対応しろというようなことで、順次、やらせていきますけれども、どうしても対応できないもの、すぐに対応できないとか、ちょっとこれはどうかなというのものもありますから、そこら辺、今後どう対応した中で、職員の職場の環境が少しでもよくなるような方向に行くのか。そこら辺を重点的に考えていきたいと思いますし、あと、今年度から人事評価が本格的に始まりますので、そこら辺をある程度軌道に乗せていく中で、やはり自分のそれぞれの職員の仕事というものを、自分自身でどうかということでもしっかり考えてもらう機会にもなるかと思っておりますので、そこら辺も十分に今後しっかり推進していきたいというようなことで考えています。

○議長（平沢恒雄君） ありがとうございます。それでは、篠原税務課長。

○税務課長（篠原雅彦君） しっかりしたお答えになるかどうかというところはあるのですが、先ほどの提案制度の関係で、行政事務の改善、能率の向上というところがあります。

どちらかという、皆さんから役場の職員を見ると、前年踏襲型とか、先ほどもお話がありましたけれども新しいことをやりたがらないとか、そういうお言葉がありました。

ただ、一方で、今回の人事評価制度の面接の中で、自分は前年とは同じことをやりたくない。少しでも新しいことをやっていきたいという気持ちを持ちながら日々仕事をやっているという職員もおります。

ですので、こういった提案制度、大切なことかと思うのですが、そういう意識の高い職員も中にはおりますので、そういった職員に影響を与えながら、課としてもいい方向に向かうような形で、こういった提案制度を活用した中で進めていくようなことも考えていければというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） ありがとうございます。簗町建設水道課長。

○建設水道課長（簗町通憲君） 今年の4月の人事で、課の中でもポジションが変わったりする職員が結構いまして、その中で、日々やっている中で、疑問に感じたことや何か、これはこうした方がいいのではないかというような提案を積極的に吸い上げて

いけばなというふうに考えております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽産業振興課長。

○産業振興課長（赤羽孝之君） 先ほど村長答弁の中にもありましたけれども、今年度から人事評価の中で業績評価という部分、それぞれ目標業務を持って職員とそれから評価者の課長が面談をするわけでありまして、その中でも、自分のためでもありますし、当然、住民のためになる提案という目標を持った中で対応していければというふうに考えておりますので、あえてこの提案制度云々というよりも、そういう今ある人事評価の中の業績評価の面談の中で、課長と職員が話をしていけば効率よく対応できるのかというように考えておりますので、特にこの提案制度という制度もあるわけですが、様子を見ながら対応していくという方がいいのかなというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 次に、根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） やはり一番大事なのは、職員の人材を育てていくことかなというのが一番大事かなと思っています。行政の財産の中でとても大事なのが人材という資源で、ここを本当に上手に使っていくことがやはり行財政運営の中で本当に大事かなというふうに思っています。

今回、業績評価が入ってきているのですが、その中に、先ほど大月議員さんが言った改善の部分につながる部分として、事業の難易度というのを設定しております。躍進する部分、これは難易度が高い。それから前進する部分、これは前よりも少し前へ進んでいるということで、真ん中辺。現状維持、これは難易度としてはやはり一番低いところというような、難易度設定というものがされています。

だものですから、多分、評価者が被評価者の部下の皆さんと面談をかけるときに、その難易度設定を課長が見て行きます。全体の中で、躍進か前進か現状維持か。多分面談の中で「改善する」というものが出来たときは、その事業目標とか事業の内容が出てきて、いつまでに、どんなふうにそれを実現していくのかというものが出てくるものですから、ある程度、この提案制度に近い形で業績評価の内容が運用されていくのかなというふうに思います。

ただ、すべてをそこに書き込むということはなかなか難しいと思うものですから、その場合にはこれも併用しながら、大きく行政の中を変えていけるようなものをこの提案制度の中で拾って、組織全体が活性化するような、そんな仕組みづくりをここで一緒につくっていったらいいかなと思っています。

そんな意味で、先ほど大月議員さんが言った、チームで、テーマを与えて、課題研究して、つくり上げて、それを提案として上げていくというのが、職員の力をつけていくにはそれがいいのかなというふうには個人的に思っております。

○議長（平沢恒雄君） 次に、上條教育次長。

○教育次長（上條憲治君） 今行っている業績評価の面談の中で、私どもの職員と面談する中で感じたことではありますが、それぞれの職員、新しいことを目指してやっている。言われるほど新しいことを嫌がっている職員というのは、全くといっていいほどいなかったというのが感想です。それと、常に事業をいい方向に改善しようという、そういう方向で持って行っている、目標を持っている職員がいたというのがありました。そういったところを吸い上げるというか、意見を聞きながら、この提案制度も併用しながらやっていけばいいのではないかなというふうに感じました。

○議長（平沢恒雄君） 次に、塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） 私どもの課はご存じのように、何か新規事業を行うというよりは、本当に地道に窓口業務を行いながら、住民サービスを行うというのが軸になっていますけれども、今回のやはり業績評価で職員と面談した際には、同じ業務ではあるけれども、やはりそれぞれが一人ひとり、マニュアルを自分なりに理解し、また新しく整理して、効率化を図りたいと。そういうのはそれぞれの職員がみんな持っております。

ですので、そういったところは、こういう提案制度でなくても出していけるのかなと思うのですけれども、ただ1つ思うことは、住民サービスで、要件自体はそれぞれ別でも、各課に住民への対応方法とか、もう少し共通の統一性というか、そういった規格が必要かなと思う、そういった部分については、それをうちの担当課だけではなくて、ほかの課でもこういう問題は生じるのではないかと。そういったことについてはまた話し合っ、検討して、深めていくという、そういう点では提案制度が活用できるのかなというふうには、個人的にですけれども、感じております。

○議長（平沢恒雄君） 次に、堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 私は保健福祉課の課長になりましたのが4月からということで、まだまだ職員の把握もできていない状況なのですけれども、職場上、保健師等の専門職が多いということで、長年同じ仕事に携わっている職員が半分近くおります。

そういう中で、提案制度等出せるような雰囲気づくりにすることによって、長年同



様のような仕事を続ける中でのモチベーションにもなると思いますので、まだ力不足の課長ですが、提案できるような職場づくりの雰囲気ぜひこれからつくるような形から手始めに始めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 子育て支援課自体がまだ5年目ということで、非常に若い課であります。また、子育て支援センターもここにきて3年目ということで、2年間、私も一緒に携わってきた中で、「事業の見直しは毎年やっていこうね」ということで、今までもやってまいりました。

やはり、住民の声が直接届くところなので、住民の皆さんの声を聞きながら、いろいろな事業を改善する、あるいは制度を見直していくというようなことも、皆でやっていこうということで、今回の人事評価制度、業績評価の面接をする前に、課の中で確認をいたしました。

小さな課ですので、それぞれの職員、とてもやる気があるというか、今回も妊婦相談の際と、こんにち赤ちゃんの際にプレゼントを用意して、なるべく皆さんに受けもらえるような形にしていきたいというようなところも、本当にこの職員提案制度に値することだったのかな、なんて思って今考えております。

本当に小さなことなのですけれども、職員体制をどうしたらいいとか、シートを考えたとか、そういうこともこの業務評価をやる中でもう実際に4月から改善しているというような職員も何人かおまして、本当に一人ひとりの職員は改善しようと努力しておりますし、よりよい子育て支援センター、児童館にしていこうということで日々努力しているのかなというのを私も感じて、ますます私も邁進しなければいけないなと思っている次第です。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 宮澤保育園長。

○保育園長（宮澤寛徳君） 保育園につきましても、ほかの課とちょっと環境が違うとは思いますが、大勢の小さい命を預かっているということで、保育士につきましても、給食の関係の皆さんにつきましても、非常にプロ意識が高いです。

そんな中で、日々仕事をしておりますので、何か危険なことがあったりとか、気がついたことがあったときには、常に皆さんで改善策を話しておりますし、週1回、職員会議もありまして、そういったところでも議論をしております。

そんな中ですので、今後は人事評価もありますし、この提案制度も何か動きがあるようでしたら、また園として取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 突然指名させていただきまして、本当に失礼をいたしました。

山形の行政運営を担う、本当に中核の皆さんから、今、聞いた印象、すごく心強く思いました。そんなに全課長さん、理念を持ってやっていただいているということで、非常にありがとうございます。

よく村長ともいろいろな議論の中で、私、いつもここに落ち着くのですが、やはりPDCAを回せ、これが原点だと思います。課長さんクラスは、ある意味では職員にあたたかく、ある意味では厳しくという、非常にあれが難しいと思うのですが、やはりPDCA、チェックをするというその中核を担って、今後も頑張っていきたいと思います。

いろいろと提言をさせていただきましたが、提案制度の運用につきましては、庁舎内部で議論しながらの活性化に向けた努力に期待するものでございます。先ほど申し上げたのですが、議会や村民がああだこうだと口をはさむことは筋違いかなと思っております。

今後、本日申し上げた提言への経過の公表は求めませんが、提案採用により極めて顕著な効果を得られた事象が今後もしあった場合は、どうぞ胸を張って村民並びに議会に公表いただくことをお約束いただければと思いますが、村長、よろしいでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 今、全課長に話を聞いていただきまして、大月議員のみならず、今回は6名の議員の皆さんに人材育成の質問を受けておりますので、安心していただいたと私は思っております。

先ほど最強の人事をさせてもらったと言った意味を理解していただければうれしいと思いますけれども、そういう意味で、本当に効果がある仕事をされた職員については、本当に何かの形で表に出していきたいなというふうに思っております。

村長といたしましては、毎年の当初予算とそれから補正予算の予算の執行が一番の仕事であるわけでありまして。その中の項目の中に、前年度踏襲と、それから新規にやるものと、それから大きな事業が入っているわけでございますけれども、こういうも

のを実施していった課長は、私にとってみればもう表彰に値するものだというふうに理解をしているのです。

それで、いつも、上条浩堂議員が質問されますけれども、1年で本当に何が新しいものがあつたのか、何をやったのか、そういうものを実際にお示ししながら、その担当課を評価していただきたいというふうに思うのですが、今はたまたま課のこの話を各課長の方からしていただきましたけれども、村といたしましては、それぞれまとめられた大きな事業を成し遂げなければいけないから、その事業の執行率というものが一番効いてくるわけですね。

こういったものに対して、私たちは課も含めて、また、議員の皆さんたちからも評価をいただき、住民の皆さんからも評価をいただきたいというふうに思っています、そういった仕事につなげるように、今提案されました人事評価制度については運営していきたいというふうに思っていますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） ありがとうございます。今後、役場全職員の皆さんが気概を持って、全力で職務に励んでいただくことを期待しまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員、次に、質問事項2「子育て支援、保育園の通園バス」を質問してください。

大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 子育て支援の質問に入らせていただきます。

長野県77市町村はもとより、日本全国で人口減少という深刻な問題対応に、地域でできることは何かと、まさに暗中模索しながら、また、ある意味では競い合いながら、各種支援策に知恵を絞っております。

地方自治の果たす役割は、身近な住民要望に耳を研ぎ澄まし、できることから着実に1つずつ要望に応え、そんな積み重ねで住民と行政の信頼関係を強固にし、村の活性化に少しでも結びつける。そんなシナリオを描くことができれば、人口減少の歯止め効果に多少なりともつながるのではないかと思います。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の、「むらの宝（ひと）を育てる」基本目標の中で、保護者の願いから課題を見つけること、また、子育て世代の利便性を図って

いくことなどの指針が明記されております。

そこで今回は、保育園通園バスについて保護者の要望事項をもとにお伺いします。総合戦略の具体施策の一環として、今後ご協議を願いたく所見をお聞かせください。

初めに、通園バス利用にあたって、現状設けられております、こういう場合は利用できるが、こういった場合は利用できないなどの利用可否の制限がうたわれた内規がもしございましたら、具体的な内容を開示願いたいと思います。

次に、冬の期間を除き、5歳児、年長さんですが、の子どもさんは通園バスが利用できないとお聞きしています。これは以前からそうだったと思われませんが、なぜその制限を設けたのか、改めて主たる要因を尋ねられておりますので、お聞かせをお願いします。

最後に、子育て世帯の環境実態は千差万別で、ニーズも多様化しております。特に近年、多子世帯の保護者の皆さんから、5歳児でも希望する世帯は通園バス利用が可能とならないかという要望が寄せられています。所見をお聞かせください。

以上、通告に基づく最初の質問といたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） それでは、質問事項2の「子育て支援、保育園通園バス」のご質問にお答えします。

まず、1番目のご質問の「通園バス利用にあたって、利用可否の制限の内規について」であります。通園バス利用にあたっての内規につきましては、特に文章化したものはございません。

現在の通園バスの運行について申し上げますと、園舎から半径12キロを超える地域の園児を対象に送迎をしています。その中で、年長児につきましては、冬期間の11月から2月までを利用可能としています。

次に、2番目のご質問の「冬期間を除き、5歳児（年長児）の子どもは、通園バスが利用できない制限を設けた要因」についてであります。従来から通園バスは、下竹田・上竹田方面の北周り便と、小坂・中大池・上大池方面の南周り便に分け、マイクロバス2台で運行しています。乗車人数の多い北周り便については、乗車定員の関係から1台で2便の運行となり、2便目の登園時間は9時を回ってしまいます。

この状況で年長児のバス通園を通年可能とすると、それぞれ、もう1便増便しなけ

ればならず、登園が保育時間に間に合わなくなってしまうこと、また、増便が必要ない年があったとしても、年度により年長児の数が異なるため、乗れる年と乗れない年が出てくる可能性があり、運営上、好ましくないため、年長児については冬期間のみ利用可能としています。

次に、3番目のご質問の「5歳児（年長児）でも希望する世帯は通園バス利用が可能とならないか」についてであります。園児の通園に関しては、保護者の責任において行っていただくのが原則で、近年は交通事故、防犯対策の観点から、保護者による車での送迎が一般的となってきています。

そんな中、従来から福祉的な考えで行われてきた通園バスの運行ですが、現状の利用者数や今後の見通し、利用される方のニーズなどを踏まえた中で、今後の通園バスのあり方について検討していくことが必要と考えています。

要望のありました年長児への対応についても、今後の検討としたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで第1回目の答弁といたします。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 理由というか、あれはよくわかりました。現状2台でやっているキャパの関係で、年長さんまで含めることができないという、そういうふうに解釈したのですが、冬場は多少登園時間が遅れてもという形でやっているのですね。その辺、冬場の対応についてお聞かせください。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬村長。

○村長（百瀬 久君） 今、半径12キロと申し上げましたけれども、1.2キロの間違いでございました。訂正いたします。すみません。

○議長（平沢恒雄君） 宮澤保育園長。

○保育園長（宮澤寛徳君） 冬場の運行の関係なのですけれども、春の期間が3月から10月まで、冬期間が11月から2月までです。

冬場の運行も、実際は夏場の運行と変わらない運行形態をしております。疑問に思われたかと思うのですけれども、現状では夏の運行と同じ形態で冬場も乗れております。ただ、かなりいっぱい現在の状態で運行しているというのが現状です。

ここ数年来はそういう形で、同じ運行形態で乗れているのですけれども、恐らくもっと入園児が多かったころは、2便では間に合わず、3便というような形をとっていたかと思えます。3便ですと、どうしても、現状でも2便目の到着が9時10分にな

ってしまうものですから、恐らく3便というとなら9時半を回ってしまうような形になってしまいます。

そうすると、保育時間に間に合わないということで、現状では、以前はそういった形で冬場運行していたのですけれども、冬場は保育時間が若干短くなっても何とか我慢していたという形です。夏場はどうしても年長さんは体をつくる時期ですので、外遊びですとか、そういったことの保育時間を多くとりたいということで、ですので、冬場はどうしても安全上の問題で、何とか保育時間を割いてでもそちらを優先していたのですが、夏場につきましては子どもの保育の方を大事にして、夏場は年長児は乗れないという形をとっていたというふうに理解しています。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 今の園長の説明、わかりました。

私、あえてこの質問をした発端なのですが、もし私の認識が間違っていたのなら、長年行政に携わっている方、またご指摘をいただきたいのですが、私の子どもが保育園でお世話になってからもう三十何年前ですけれども、あのころは、やはりたくましく育てようという意識がうんとあったのですよ。だから、年長さんは、翌年からは小学校に歩いて行かなければいけないから、年長さんだったらなるべく歩いて行きましょうとあって、多分、私の子どもは年長のとき歩いて行ったと思います、周りの子どもと。

私もそういうのが原点で、年長さんは通園バスに乗れないかなという、もしかしたらその原点があるのかなと思っていたのですが、それは全く間違いなのか、もとはそういうのがあったのかどうか。

ただ、現実問題として、今、保育園の子どもだけで登園するということは絶対に不可能ですよ。今、この環境からいって。幾らたくましく育てようと親が思っても、そういうギャップもあるものですから。

今、年長は通園バスからご遠慮していただいているというのは、そういう、私の言ったたくましくと、そういった意識は全くないという判断をしてよろしいでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 宮澤保育園長。

○保育園長（宮澤寛徳君） すみません。もともと通園バスが始まった経過というのが、昔は各6カ所に施設保育所というものがあったということで、それを昭和42年に1園化したということで、そこから遠距離の園児に対しての対応として、通園バスが始まったというふうに聞いております。

現在でも、年長さんは11月から2月までのバスの利用になっていますので、3月の1カ月につきましては、一応、小学校に上がる段階での訓練といたしますか、そういった形でバスに乗れないといたしますか、そういった形でなっておりますので、もともとはそういった、子どもさんをたくましく育てるという観点もあったと思いますし、今でも、3月につきましてはそういったことで対応をしていただいているということになります。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） わかりました。この問題いろいろやってもあれですから、今後、やはり保護者の皆さんの要望の度合いをもうちょっと確かめていただいて、私も何人かの保護者の皆さんからお聞きしたのですが、やはり年長さんを抱えていて、年少さんとか未満児さんなんかいるご家庭は、本当は通園バスに乗ればすごくあれなのですけれども、年長さんを乗せていかなければならないから、もうみんな乗せていってしまうとか、それぞれのご家庭で大分その辺、苦勞しているお宅もございまして、ぜひいろいろな機会に保護者の意向を聞いていただいて、先ほど申し上げたとおり、「まち・ひと・しごと」の方で保護者の願いから課題を見つけるということで、その努力を今後も引き続きお願いをしまして、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 以上で大月民夫議員の質問は終了しました。

以上で本日の一般質問はすべて終了しました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（平沢恒雄君） 本日は、これにて閉議し散会といたします。

（午後 4時46分）

---